

令和3年

三川町議会会議録

第3回議会定例会

令和3年6月8日 開会

令和3年6月11日 閉会

三川町議会事務局

令和 3 年

第 3 回 三川町議会定例会会議録

令和 3 年 6 月 8 日 開 会

令和 3 年 6 月 11 日 閉 会

三川町議会事務局

目 次

第 1 日 6 月 8 日 (火) 会議録第 1 号

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般報告	
・令和 2 年度三川町一般会計及び令和 2 年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告	4
・株式会社みかわ振興公社第 2 3 期決算状況並びに第 2 4 期事業計画の報告	4
・除雪車による物損事故について	5
議第 3 4 号 令和 2 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 2 号) の専決処分の承認に ついて	5
議第 3 5 号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承 認について	6
議第 3 6 号 令和 3 年度三川町一般会計補正予算 (第 1 号)	8
議第 3 7 号 令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	8
議第 3 8 号 令和 3 年度三川町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)	8
請願第 2 号 新型コロナウイルス禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願	3 4

第 2 日 6 月 9 日 (水) 休 会

第 3 日 6 月 1 0 日 (木) 会議録第 2 号

一般質問 5 名	3 8
請願審査委員会報告	1 0 0

一般質問	1 名	1 0 5
議第 39 号	三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 6
議第 40 号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 4
議第 41 号	庄内広域行政組合格約の一部変更について	1 2 5
議第 42 号	三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第 4 期(校舎 2 号棟) 請負契約の締結について	1 2 6
意見書第 2 号	新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書	1 2 7

令和3年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長 飯鉢 凜書 記
渡部 貴裕 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 1 日 6月8日(火) 午前9時30分開議

- | | |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none">・令和2年度三川町一般会計及び令和2年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告・株式会社みかわ振興公社第23期決算状況並びに第24期事業計画の報告・除雪車による物損事故について |
| 日程第 4 | 議第34号 令和2年度三川町一般会計補正予算(第12号)の専決処分の承認について |
| 日程第 5 | 議第35号 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について |
| 日程第 6 | 議第36号 令和3年度三川町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議第37号 令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議第38号 令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 9 | 請願第2号 新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願 |

○ 散 会

○議 長（佐藤栄市議員） ただいまから令和3年第3回三川町議会定例会を開会します。
(午前 9時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番 砂田 茂議員、
6番 鈴木淳士議員、以上2名を指名します。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 議会運営委員会報告。過般、議長の要請により、去る6月3日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、専決処分の承認について2件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算3件、条例改正2件、事件案件2件、以上9件があり、この他に、諸般報告4件、請願1件、一般質問6名であります。

本定例会にあたり町長並びに総務課長の出席を求め内容等の説明を聞き、本定例会の会期を本日8日から11日までの4日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程について申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、専決処分の承認2件が上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、令和3年度各会計補正予算の3件が一括上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、請願1件が上程され、紹介議員の請願の趣旨説明の後、所管の委員会に付託となります。本日はこれで散会となります。

第2日目の9日は、本会議は休会となります。

第3日目の10日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は6名の議員から通告があり、この日は通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、初めに一般質問を1名の議員が行います。次に条例改正2件が上程され、質疑、討論、採決となり、その後、事件案件2件が上程され、質疑、討論、採決となります。

これで付議事件は全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質疑をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすい答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月11日までの4日間とすることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(佐藤栄市議員) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月11日までの4日間に決定しました。

○議長(佐藤栄市議員) 日程第3、「諸般報告」を行います。

町当局より「令和2年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書及び令和2年度三川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告」の件、「株式会社みかわ振興公社第23期決算状況並びに第24期事業計画」の件、「除雪車による物損事故について」、以上4件について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

石川副町長。

○説明員(石川 稔副町長) 初めに、令和2年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、令和3年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

令和2年度に繰り越しました事業は、豪雪災害等対策事業、及び基幹水利施設ストックマネジメント事業の繰り越しに係る「農業費」、橋梁長寿命化対策事業の繰り越しに係る「道路橋梁費」、及び公共施設等長寿命化対策事業の繰り越しに係る「小学校費」であります。

また、下水道事業特別会計につきましては、下水道事業の繰り越しに係る「事業費」であります。

繰越額等につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、「株式会社みかわ振興公社」第23期決算状況、並びに第24期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用、ご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

第23期にあたります令和2年1月から同年12月までの決算状況についてであります。当期は新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、指定管理者である「株式会社みかわ振興公社」は設立以来最も厳しい経営を強いられる年となりました。しかしながら、そうした状況にあっても、感染症予防を徹底し、営業の継続や利用者数の回復に努めるとともに、町と緊密に連携しながら、経営の維持、経費の節減などに取り組んできたところであります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国が示す新しい生活様式を踏まえ、利用者、社員の感染予防と安全を第一に、地域や利用者のニーズに応えられるサービスの提供に努め、経営への影響を最小限に抑えるべく対応してまいりました。具体的には、国の交付金事業を活用し、施設内の感染症予防対策に万全を期すとともに、入浴券の割引や、割安感のある新たな宿泊プランなどの新たなサービスの提供も行ったところであります。

また、一般管理費においては、休業や施設利用の減少によって光熱水費などは減少したと

ころであります。更なる経費縮減のため、部門ごとの業務の点検や見直しを行いながら、経営への影響の低減に努めてきたところであります。

しかしながら、第23期みかわ振興公社経営概況と決算報告書、3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高は1億5,869万4,770円で、前期と比較し1億3,023万円余り45.1%と大きく減少いたしました。一方、「販売費及び一般管理費」につきましては、4ページにありますように、1億7,792万8,286円となり、前期と比較して2,891万円余り14%の減にとどまったところであります。

その結果、最終的な決算といたしましては、当期の純利益は8ページの「損益計算書」の下段にありますとおり239万7,349円の赤字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましても、9ページに記載のとおり、1,244万2,537円と減少したところであります。

続きまして、第24期、令和3年の経営方針でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響は今後とも続くことを前提とし、前期同様に利用者、社員の感染予防と安全を第一に考え、パートを含む社員の雇用を確保しながら、国の交付金事業なども活用し、営業活動の強化や更なる接客サービスの向上を図り、大きく減少した利用や収益の回復を目指してまいります。

さらに経営環境も、新型コロナウイルス感染症の影響によって極めて厳しい状況が続くことが予想されますが、いろり火の里施設の更なる賑わいと、町民の方々や利用者から満足いただける経営を目指し、社員一同、英知を結集して前進してまいりますので、今後とも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、除雪車による物損事故について、ご報告申し上げます。

本町におきましては、冬期間における通勤、通学等に必要な交通を確保するとともに、安心安全な住民生活を維持するための除雪体制に万全を期しているところでありますが、今冬において、本町所有の除雪車に起因する物損事故が発生したものであります。

その概要は、令和3年2月5日、午後3時ごろ、三本木地内の町道三本木9号線において、除雪車が山形県流域下水道の下水道マンホール蓋枠に損傷を与えたというものであります。

さらに、本件は、除雪車側の過失により損害を与えたものであることから、その修繕に必要な損害賠償額、49万9,400円を支払うことで合意したものであります。

今後とも、除雪に関わる研修の充実とともに、作業員の健康管理や担当区域の事前点検など、安全な運行管理に万全を期してまいります所存であることを申し添えまして諸般報告いたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第34号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第12号）の専決処分の承認について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第34号「令和2年度三川町一般会計補正予算（第12号）」の専決処分の承認につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,000 万円を追加し、補正後の予算総額を 77 億 3,663 万 1,000 円といたしましたものであります。

まず、歳出であります。2 款総務費については、財産管理費の追加補正、7 款商工費については、商工振興費を追加補正いたしましたものであります。

次に、歳入であります。18 款寄附金、ふるさと応援寄附金の追加補正を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから議第 34 号「令和 2 年度三川町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案を承認することに賛成する議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって議第 34 号「令和 2 年度三川町一般会計補正予算（第 12 号）の専決処分の承認について」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） お諮りします。日程第 5、議第 35 号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第 35 号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」、及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」等が、令和 3 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、原則として 4 月 1 日から施行されることに伴い、本町の税条例等の一部を改正する必要があるところであります。特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、この 3 月 31 日付けで専決処分を行ったものであり、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、固定資産税の負担調整措置の継続、環境性能割の税率区分の見直し、及び臨時的軽減の延長等であります。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） 三川町税条例等の一部を改正する条例の設定について、本日お配りしました三川町税条例の改正概要によりご説明させていただきます。この三川町税条例の改正概要につきましては、税条例改正案の条番号ごとに、条番号順の内容となっております。また、この度の改正につきましては第1条及び第2条による改正となっておりますが、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただくことをあらかじめご了承願います。なお、本条例の施行日につきましては原則として令和3年4月1日となっておりますが、改正概要の左の欄に施行日が記載されてあるものはその記載の日が施行日となっております。

最初に改正概要第1条による改正であります。1ページの第24条第2項、個人の市町村民税の非課税の範囲につきましてご覧いただきたいと思えます。これにつきましては令和2年度の税制改正において、扶養控除における国外居住親族の取り扱いの見直しが行われたことを踏まえた均等割の非課税限度額における国外居住親族の取り扱いの見直しであります。

次に2ページの第36条の3の3第1項をご覧いただきたいと思えます。これにつきましても先程説明した1ページの第24条第2項の国外居住親族の扶養控除の取り扱いと同様の考え方であります。

次に3ページの第81条の4、環境性能割の税率をご覧ください。軽自動車税における環境性能割の税率区分の見直しについては、令和12年度、燃費基準を用いることとし、軽減割合は現行の率と同率としつつ、税率区分の見直しがされたものであります。

次に7ページの附則第11条から9ページの附則第13条までにつきまして、土地に対して課する各年度分の固定資産税の特例について、税負担の激変緩和のため、令和3年度から令和5年度までの間も継続して宅地及び農地について課税標準額の特例を適用するものであります。

10ページの附則第15条の2は環境性能割の臨時的軽減について、その適用期間を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

次に11ページの附則第16条は軽自動車税の種別割の税率の特例であります。種別割のグリーン化特例についてはこれまで対象であったグリーンディーゼル車を対象外とすること、また対象となる取得期間を令和5年3月31日までとするなどの見直しとなっております。最後に13ページをご覧いただきたいと思えます。第2条による改正は地方税法の一部改正に合わせて、三川町税条例の一部を改正する条例、令和2年条例第11号第2条を改正するものであります。

以上で説明いたします。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから採決します。

議第35号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について」は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 日程第6から日程第8までの以上3件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第6から日程第8までの以上3件を一括議題とすることに決定しました。日程第6、議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第7、議第37号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第38号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上3件を一括議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、議第37号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、及び議第38号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

初めに、議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億474万8,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を53億4,374万8,000円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款総務費については、企画費、及び基幹統計調査費の追加補正であり、3款民生費については、児童福祉総務費、及び保育園費の追加補正をいたすものであります。

4款衛生費については、予防費、及び塵埃処理費の追加補正、6款農林水産業費については、農業振興費、畜産業費、農政対策費、及び農村総合整備事業費の追加補正、7款商工費については、商工振興費における節の組み替え、8款土木費については、道路維持費、公園費、下水道費、及び住宅管理費の追加補正をいたすものであります。

10 款教育費については、事務局費、小学校費における学校管理費、教育振興費、中学校費における教育振興費、及び公民館費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。額の確定や歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上したものであります。

続きまして、議第 37 号「令和 3 年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 700 万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 1 億 6,690 万円といたすものであります。

まず、歳出であります。1 款総務費について、一般管理費、及び施設管理費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、3 款繰入金に所要額を計上いたしましたものであります。

続きまして、議第 38 号「令和 3 年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 920 万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を 3 億 7,870 万円といたすものであります。

まず、歳出であります。1 款総務費については、一般管理費の追加補正、2 款事業費については、事業費の追加補正をいたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、それぞれ関連する款に所要額を計上いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6 番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは私から一般会計の補正予算について 2、3 点ご質問させていただきます。議案書で言うところの一般会計の補正予算 9 ページになります。8 款土木費、5 項住宅費の住宅管理費に係る空き家対策支援事業の特に空き家対策事業業務委託料 846 万円、この内容についての確認ということで質問させていただきますが、この予算の対象となります空き家対策については県内の先進事例を紹介させていただきますと、今年の 1 月 5 日の山形新聞で報道されました大石田町からいろいろ確認したところ、空き家管理条例ではなくて、一般寄附として複数の空き家の寄附を受け入れまして、解体後は公共施設として活用しているという内容のものだったのですが、その寄附受け入れまでの期間はいろいろと審議を重ね、最低でも 5 年間、新聞報道では 10 年越しの課題解決というような状況のようだったところでありました。昨日も大石田町の担当から確認したところでは、所有者に対していろいろと解決策を提示しながら、なおかつ空き家による被害を受けております地元住民の方々とも十分な話し合いを続けつつも、やむなく寄附という選択肢を判断したということでございました。

今回の三川町における事案につきましては、先般の所管課研修の際に資料が配布されたというところでございますが、この内容を見ますとこの予算に関わります経過については、該当する空き家が周辺の住民の方々に対して甚大な被害を与えているという状況の確認も十分

されないまま、なおかつその対策について地元町内会との協議といったことも十分な経過も確認されない中で相続人からの寄附申し入れが令和元年12月にあったということから、スタートしているという状況のように見受けられるわけです。

なおかつ、この相続人に対してどのような指導内容や相談経過があったものか、また急に5月11日、それから5月21日に関係会議を開いて必要とされる特定空き家の認定、そして寄附の申し入れを受けるということが決定されたようでありますけれども、つまりは前段紹介しました大石田町の考え方につきましても三川町で同様に取り扱っております、空き家対策計画という山形県から示されている計画とまったく同じ内容の計画を基に大石田町の対応がなされている。一方、三川町の対応についてはいささかこの計画の手続の順序を入れ替えた形でまずは山形県住宅供給公社への業務委託をするために寄附として受け入れて自ら除却が困難であるという、いわゆる管理不全空き家、特定空き家に認定して今回の予算計上になっているというように考えられるところでありますので、極めて不適切な順序で取り扱わなければならなかった寄附の受け入れに関する考え方とそれから特定空き家として認定した根拠、これについて確認したいと思えます。答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは私から寄附に至る経過ということでございます。ただいま議員おっしゃられたとおり、令和元年12月19日、所有者の方から相談がございました。こちらの寄附の申し出、これを受けまして今回の寄附について具体的に内容等を精査していったことになってございます。なお、その際に当該申し出者に対して活用ができなかったのか、それから解体、今後の計画、他に手立てはなかったのか等聞き取りをいたしまして、本人の今までの売却への努力、それから周辺住民等へ理解を求めたというところ、そちらの方の聞き取りをしたところでございます。その結果、本人の財力、資力等におきましては如何ともし難い、解体する、売却する、こちらの方の手立てがふさがったということで、町の方に寄附したいというお話でございました。それを受けまして町の方でこの当該家屋等の調査、それから対応等を検討してまいりまして、令和2年、それから令和3年ということで数年の時間をかけまして内容等を確認しながらより良い方法ということで今回の対応に至ったところでございます。

特定空き家の認定におきましては一定の基準がございます。こちらの方につきましては点数化されておるところでございまして、現地を確認して、特定空き家に該当するであろうということで先日の三川町空き家等対策検討委員会、こちらの方におきまして、認定、承認いただいたところでございます。

それから順序というところでございますけれども、本来寄附を受けてからどのように活用するかというところ、こちらの方を考えていくというところがございますけれども、今回この申し出を受けて当該の土地の寄附の申し出を受けた段階で、今後の活用方法、いかなる活用があるかということで検討をしてみたいところでございます。その過程の中で町内会の方での活用についての可能性を探って、町内会に打診をしたところでございます。その中で町内会での活用は考えていないということで返答をいただいていたところでございます。

このことから町内会の活用ということは考えないという判断をしたところでは、その後、町での活用ということでポケットパーク、それから除雪時の排雪地というような内容を検討したところでございますけれども、こちらの方につきましても面積等、それから立地条件等、様々な諸条件を勘案しまして、活用を見送ったところでございます。

最後に、こちらの方の土地につきまして、人口増等の対策ということで、可能性を考えたところでございます。宅地の造成等、宅地の需要等がかなりございまして、押切地区それから横山地区におきましてかなり住宅を求めの方が多くなってございます。そういうこともございまして三本木地内のこの土地について、宅地として開発することによって人口増対策、そちらの方にも活用できるということで、こちらの方の土地の分譲を計画し、販売することによって考えたところでございます。その際により良い資金等の活用ということで国の補助金それから県住宅供給公社の事業の利用、こちらの方を受けながら対応をするのが妥当だということで、内部で検討をいたし、その内容で協議会の方にお諮りし、承諾をいただいたところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そもそも論を言っても仕方がないので先に進みたいと思いますが、一つだけ考え方を述べさせていただくと、空き家対策計画における考え方というのはあくまでも条例にも設定してあるとおり、空き家の対策を講ずるのは所有者であるということが大前提なわけですし、なおかつ危険空き家、周囲に対しての悪影響が大きいという物件に関しては行政がなんとかしなければならないという考え方に基づいて、やむなく寄附を受けて処理するという考え方が基本のはずですので、その流れだけは今後の対応についても十分認識してもらおうと同時に今回の事案に関しても先程質問で指摘いたしましたように地元住民から危険極まりない物件であるというような話は一切聞いたことがないのです。先程の答弁にもあったとおり空き地になってからの活用についての町内会との話はしているということなのですが、しからばその前段の危険空き家としての周りに与える迷惑に関して町内会とどのように連携をとるかというような話し合いは一切なかったというふうに認識しておりますので、そういった点での順序の入れ違いではないかという、手続に問題があるのではないかということをご指摘させていただきます。

その空き地について整理した後の話については住宅地として売却するんだと。そのための業務委託ということで、山形県住宅供給公社に業務委託するということになるわけですが、実はこの事例の資料をいただいた後いろいろと調べましたところ、いわゆる登記簿謄本、この中の相続原因に平成26年3月11日頃から20日頃までの間相続ということが明記されているわけです。登記簿謄本の証明については誰しものが入手できる資料でありますので、公にすべき話なわけですが、つまりは事故物件ということになるわけですが、この辺について簡単に寄附の受け入れを空き家対策協議会の議案として承認を受けたという報告があったわけですが、そもそも寄附を受けるということについては状況によっては議案として提案しなければならないという地方自治法の定めがあるわけですが、単に負担を要しない寄附ということで今回の議案に提案ならなかったと思うのですが、一方では負担を伴わ

ない寄附というのはもらった後の維持管理経費については通常の維持管理経費程度のものについては、これは負担を伴わないということに、地方自治法の趣旨に合致するわけですが、昨今のこういった空き家の寄附を受けた場合は解体しなければ使い物にならない資産ということになりますので、解体経費ありきという前提の寄附になるわけです。ですので、これは負担を伴う寄附ということで、本来は議決要件が必要なものであろうという学説が出始めているわけです。

そういったことについての考え方については法律に違反していないと言えれば確かに法律の改正が間に合わないような社会の変動状況があるということですが、逆に言いますと、こういった空き家の寄附を受けるということについては、空き家対策協議会の判断が非常に大きな影響を持つということになるわけですが、空き家対策協議会の審議の中において、先程登記簿謄本の内容を紹介させていただきましたが、事故物件であるというようなことについての十分な説明をした上でなおかつ協議会委員の皆さま方から意見交換をいただいたものかどうか、その審議の過程について、後程会議録等を提供いただく予定でありますけれども、とりあえずこの場で詳細について説明をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、この県住宅供給公社に整地それから分譲販売を委託するということがありましたのですが、今後の見通しとして順調に分譲、売却できるものなのかどうかということについて、現状の見通しについてお伺いしたいと思います。といいますのは、県住宅供給公社の担当に確認しましたところ、短期間で売却にならなかった場合は後年度以降もいわゆる委託料を頂戴しながら売却のPR活動は行うことになると。もし売却が完了しなかった場合は県住宅供給公社で被害を被るわけにもいかないの、三川町への登記費用に関してだけは負担しますけれども、解体整理にかかった実損分については町に請求させていただきますというような説明を受けておりましたので、今後の見通しについても併せてお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それではただいまの質問の中でいわゆる事故物件というところのご質問等がございました。この当該案件におきましては以前住んでおられた方が平成26年3月に自宅で亡くなられたという事実はございます。こちらの方につきましては事件性はないものの発見まで数日間時間が経過していたという事実はございました。なお、不動産取引におきまして心理的瑕疵のあるもの、いわゆる事故物件というものにつきましては自殺や殺人などの事件事故が起きたことによる心理的欠陥があるものということになってございます。その取り扱いにつきましては明確な基準があるわけではなく、個々に判断されているところでございます。

過去の出来事に対する人の感じ方におきましては人それぞれ異なります。そのため主観的に住居が好ましくないと感じるだけでは足りず、合理性があると判断されることが必要となるということで事故物件の判断につきましては明確な内容が問われているところでございます。その取り扱いにつきましては現在国土交通省の不動産・建設経済局不動産課において「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」が作成さ

れておりまして、5月20日から6月18日までの間においてパブリックコメントが行われているところがございます。その中におきまして老衰や病死などによるいわゆる自然死、こちらにおきましては当然に予測されるものであり、過去に自然死が生じた場合はこれを告げる必要はないものとする。また階段からの転落や入浴中の転倒、食事中の誤嚥など不慮の事故死についても同様とするとあり、本件におきましては心理的瑕疵について告げる必要はないものと判断したところでございます。

また、このガイドラインにおきましては自然死であっても長期間にわたって放置されたこと等に伴い、室内外に臭気、害虫等が発生し、いわゆる特殊清掃等が行われた場合、これを告げるものとするところがございます。本件におきましては、発見までが数日間であること、それから寄附受け入れ後こちらの売却にあたりましては当該建物を除却し、整地等を行った後に売却すること、またその事案が発生してから7年以上時間が経過していること、そういうことからしまして心理的瑕疵のある物件にはあたらないと判断したところでございます。

山形県住宅供給公社、こちらの方に対しましては内容等、相談していたところございまして、除却後に2区画に分譲して販売するという形であることから告知義務はないものと判断したという意見をいただいたところでございます。これらのことから本案件は心理的瑕疵のある物件、いわゆる事故物件にはあたらないと判断し、対応しているところでございます。なお、心理的瑕疵のある物件ではないと判断していることから三川町空家等対策協議会において心理的瑕疵のある物件としての説明はしなかったところでございます。なお、こちらの方の経過については説明、平成26年3月に自宅で亡くなられ、その後娘さんが相続したというような内容については説明をさせていただいたところでございます。

それから、販売についての見通しですけれども、先程も少し触れましたけれども押切地区、それから横山地区におきまして現在宅地を求めの方が多数おられます。また、役場周辺におきましては新たな宅地として分譲されている箇所もございまして、需要はかなり高いと見ているところがございます。また、今後三川町に住みたいというご意見を持っている方、こちらの方から住宅取得控除等の問い合わせもいくばくか受けているところがございます。このようなことから三川町の宅地についてほしいという方はかなりの数がいらっしゃるということで判断しておりまして、今回の宅地につきましても需要はある、販売はできると見ているところがございます。

以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） すみません、3回目の質問をさせていただきたいと思いますが、今縷々説明がありました、国土交通省でガイドラインの取り扱いを今見直している最中ということについてはまさに高齢化社会に対応するための、高齢者が抵抗なくアパートを借りられる要件を満たすためのガイドラインの見直しということで、私も昨日一日がかりで分析して確認してきたところでありまして、そういった面で告知義務はなしというように判断したということになりますと、民法の考え方についてはどう理解しているのかということが一つ。

それから先程紹介しましたこの登記事項に関しては誰も消すことができないのです。未来

永劫この記載内容は残っていく。となれば転売した後にその所有者が登記簿の内容を確認したときに、これはどういう経過だったのでしょうかという、敢えて告知しなかった内容を契約後に確認された場合、告知しなかったということが瑕疵にとられまして、場合によっては契約解除に至る、そして損害賠償も請求されうるということが民法の考え方になっているということについては承知の上で先程紹介しました空き家対策協議会においても説明しなかったのか、確かに亡くなったあとに相続がありましたという事実は当然の話でして、けれどもその相続に至るまでの間に事故物件としての経過があったということについて何ら説明する必要はなかったという、その考え方についてはあくまでもその法的な拘束力のない国土交通省のガイドラインの考え方だけでそういうふうに判断したのか、その辺についてもう一度お伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 登記におきまして、この当該土地につきましては除却後2区画に分譲しまして、それから付随施設として道路の拡幅等を予定しておりまして、そちらの方の分筆の登記等を行っての手續になってこようかと思えます。その際に議員おっしゃられたとおり、登記に今までの経緯が載る、同じ地番を使っている、その引き続きということであれば載ることはございます。ただし先程事故物件の考え方ということでお話させていただきましてけれども、事件性のあるもの、自死ですとか殺人ですとか、火事ですとか、そういう心理的な欠陥のあるものという判断をしておらないところでございまして、今回の物件につきましてはいわゆる事故物件とは解釈しておらないところでございます。

なお、この事故物件に対する感じ方ですけれども、一義的な、法的な基準、それから明確なものということにはございません。それが各々個別の案件で判断されるということで縷々裁判等が起こされておりまして、その都度判例が示されているところでございます。同じような案件につきましてもその案件、案件において判決が違っているところがございまして、今回の場合、自然死であること、時間が短かったこと、こちらの方を重視していわゆる事故物件ではないということで取り扱うことにしたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

引き続き質疑を行います。

1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは私の方から2点ほど質問させていただきたいと思えます。まず初めに7ページ4款1項予防費の中で3月議会でも出たのですけれども、新型コロナウイルス予防接種対策事業費の中身なのですけれども、3月議会でも予算として計上されていたのですけれども、6月の補正に敢えて計上されている部分に関しまして理由をお聞かせ願いたいと思えます。

もう1点に関しましては、8ページ7款1項2目、中小企業等振興支援事業に関しまして、こちらを見ますと説明の部分に委託料2,900万円ほどの増になっておりますし、また補助金に関しましては2,700万円ほどの減額になっているのですけれども、その内容についてお

聞かせ願いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ご質問にございました新型コロナウイルスの予防接種対策事業につきまして、こちらの事業につきましては議員おっしゃれましたとおり、当初予算の方に計上し、現在事業執行しているという状況でございます。その中で6月の今回の補正予算の方に計上させていただいた理由といたしましては、当初予算を編成する際にまだ国の方針ですとか進め方におきまして、どのように進めていくのがいいのか、いろいろ検討しながら、模索をしながら予算を計上したところでございました。

その後大体内容等がかたまり事業執行をしていく上でやはり予算計上をする部分で、不足となる部分でありますとか、新たに組み替えをして予算を執行していかなければならない部分があったことから、流用等での対応もできないわけではないのですが、現在6月の時点で、まだこれから新型コロナウイルスのワクチン接種に関しましては続いていく事業でございますので6月の段階で予算の組み替え等をさせていただいたという経過でございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から中小企業等振興支援事業の中身についてご説明をいたします。当初予算の中ではこの中身でございます小売店業者の振興支援補助金ということで、いわゆるプレミアム付商品券、こちらを想定して予算を計上いたしたところでございます。補助金といたしましてはこちら、出羽商工会三川支所の方への支援金、それと昨年実施いたしましたとおり、販売の前段として町としてアンケートをとったりあるいはその後配布をしたりということで郵便料あるいは消耗品等を計上しておったところがございますが、実はその後の実行委員会の中でいわゆるプレミアム付商品券だと一度限りの来店になるということで、現在「菜のCa」ということでいわゆる地域通貨方式の形で今検討を進めておるというところでございます。その関係もございまして、補助金から業務の委託料ということで現在計上してある分を、組み替えをいたしまして、今回補正予算で計上させていただいたというところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。まず初めに最初の質問の中身で新型コロナウイルス関係の中身なのですけれども、今後たぶん8月頃からといった部分はあるのですが、64歳以下に関しまして今後どのようにしていくのか、その辺分かれば教えてもらいたいと思います。

あと2点目の質問に関しまして、デジタル決算方式、他の地域に関しましてはそういった方式、例えばPayPayとか、そういったもので今ちょうど庄内町の方で20%部分、先月は鶴岡市で20%、酒田市で30%といった部分のそういった導入がされておったようだけれども、本町におきまして今説明があったとおり、地域通貨を導入したといったような話でしたけれども、その辺の考え方について、どうして町の方ではそちらの方を重点的に選んだのか、再度伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ワクチン接種に関しまして64歳以下の接種がどのようになっているかというご質問でしたが、今現在65歳以上の高齢者の方々を対象にワクチン接種の方を実施しております。一応7月いっぱいでの完了を目指して現在取り組んでいるところでございます。64歳以下の方々につきましてはそれ以後の接種になっていくということになります。なるべく早期にワクチン等の供給を確保し、また鶴岡地区医師会との調整を図りながら高齢者の接種が終わったあとに随時接種ができるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまデジタル方式をとらない理由ということでご質問がございました。今般の新型コロナウイルス感染症対策としての様々な経済対策の中で庄内地区の他市町行政体の中でもいわゆる電子決済方式の形で助成を行っておるところが増えていくところは承知をしているところでございますが、本町におきましてはまず1点目としてはデジタル決済方式につきましてはその汎用性はございますが、やはりまだ使用者というのが限定的であろうというのが第1点でございます。

というのも、確かにいわゆるスマートフォン、あるいは様々なモバイル機器をお持ちの方は増えておりますけれども、それを有効的に利用されている方は消費者の立場としていかなものかということで想定をしております。その意味でアナログ型式ではございますけれども、地域通貨という方式をとることによって、現金だけでなく流通をして、貨幣価値を持つものを流通させるというその意識付けをしていただくということで今回地域通貨方式というものを取り入れるということでございます。この地域通貨方式によって今お話ししましたとおりに貨幣価値を持つもので流通できるということであればそれが将来的ないわゆる電子決済方式等にも繋がるのではないかとというのが1点。

あと電子決済方式につきましては、利便性は高いのですけれども、地域を逆に限定しないと、例えば三川町でポイントを貯めて他市町でそのポイントを利用するとしたときに庄内というある程度の広域の中では経済の活性化を図られるということになりますけれども、この本町で今回導入いたします「菜のC a」につきましては本町の店舗でのみ使用できるということで、本町の店舗へのリピートを誘発しようというような意識を持っておるものでございます。

基本的には今回補正予算に計上させていただいたということも、実行委員会形式の中の話し合いの中でぜひ三川町の店舗に何度も訪れていただく方式はないかというような観点での検討をなされた上で、このような内容になりましたので今回補正予算の方に計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） それでは私の方から9ページ、土木費の空き家対策事業業務委託料の件で質問させていただきます。先程も同僚議員が質問されておりましたようですけれども、まずこの空き家の寄附を受け入れるには協議会での承認が必要だということで、その協議会の中では今回の空き家の件の事故物件を町当局は事故物件とは扱っていないというような

考え方でありましたけれども、世間一般的にこれは売る側の意見であって、今現在この辺周辺で実際取引されている現状においてはこういうものというのは嫌う人は嫌うし、何でもない人は何でもないのですけれども、嫌う人の方が多いということで、やはり売る側としては最善のリスクを回避するという意味からも後で知ったと言われては困るので、知り合いの不動産屋にも聞いたところ、こういうものは後で知ったとなった場合は困るので報告するというような、この辺の地元の不動産屋のおおまかな意見のようでした。

協議会の中では不動産関係のスペシャリストもおるようなわけありますので、その辺、知っていたかというところで自分なりに調査したところ、聞いていませんと、協議会の中には、協議員の中では職務上知り得たので知っていた人も1名おったようすけれども、他の人は知りませんでしたと。やはり協議会というのは売ることを前提に寄附を受け入れるという条件でありますので、これはきちんと良いこと、坪何万円かで売れると、最終的には少し町にお金が入るのだという説明だったと聞いておりました。そういう良い面もありますがリスクもきちんと開示して協議会から正確な判断をいただいて承認してもらうべきかと思えますけれども、この辺どの程度の説明で協議会が進められたのか、協議会の中身ももう少し教えていただきたいと思えます。

それから、寄附に関してでありますけれども、こういう空き家の寄附というのはやはり、空き家そのものは基本条例でもありますように所有者が第一義的に、原則的に所有者が管理するという大原則があるわけです。それでも先程おっしゃっていたように本人の財産とか、回りの住民の苦情とか寄附を受けて活用する合理的な町へのメリットとか、そういうものがあれば進めるべきかと思えます。今現在この役場の少し前の食堂の近くでも側溝を入れて数年前に空き家を解体して行っております。あの辺もすべて個人が税金を納め、身銭を切って周辺に迷惑をかけられないというところで進めているにもかかわらず片方は同じ地域の中で町で寄附をするのか、これは町民に対して町に寄附を受けたときの、受ける理由というか、寄附を受ける所有者の考え方はどのようにして町に寄附を申し出たのか、この辺に合理性があったのか、この2点をまずお聞きしたいと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 2点のご質問でございました。1点目、協議会の内容といえますか、この協議会におきまして、先程も申しましたとおり、当該土地が相続になったこと、それから当該空き家が特定空き家に該当する物件であること、それから寄附することについてご協議いただき、承認いただいたものでございます。その際に内容、建物についての経緯につきましては、先程申しましたが住んでいた方が自宅で亡くなった、それからそれを娘さんが相続したという事実を伝えたところでございます。その後建物の状況等、話をして、内容を理解したということで、皆さんの方から承認をいただいたところでございます。その話の中で協議会の中では皆さんこの空き家対策についての内容等を理解していただいて、良い制度ではないかという意見が大多数でございました。そのようなことから、今回の寄附の受け入れについて承認をいただいたところでございます。

続きまして、寄附についての経過でございます。これにつきましても所有者の方から最初

に申し出をいただいた段階で、もともとの所有者が今まで行ってきたこと、不動産業者に委託・依頼をして販売しようとしたこと、それから自分の資産の状況等が芳しくないこと、それからいろいろ伝手をたどって処分を考えたいけれども、如何ともし難かったことを聞きまして町の方では寄附ということで話をしたところでございます。なお、こちらの方の空き地につきましては現在もかなり荒れている状態になってございます。こちらの方につきまして先日も不法投棄というような形ではございましたが、所有者が知らない蛍光管が捨ててあったですとか、それから敷地に入っていたはずをした形跡があるというようなこともございまして、やはり環境的にはよくないというところがございました。そういう観点から当該空き地について早期の対応が必要ではないかということもございまして、町の方で早期の解決を目指して対応を進めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 自分が協議会の委員に聞いたときは事故物件という今の説明だと持ち主が亡くなってそれを娘さんが相続したという話でございますけれども、それはそのとおりでありますけれども、亡くなった経緯とかそういうものは実際売るときはそこまで買い主としては一生の持ち物ということで、やはりそこまで気を使って購入される方がほとんどであります。その辺は協議会の中で売るといふような前提で寄附を受け入れるのであれば、そういうリスクもきちんと説明するべきだったのではないかと、そういう意味で言えばきちんと協議会の委員から正確な判断をいただいたとは私的には思えないのでありますが、その辺もし答弁あれば。

それから、所有者も努力したと、不動産屋を介して売ろうとしたというけれども、なぜ不動産屋を介して売れなかったのか、やはりそれだけの売れない理由があったのではないかと。その辺も今回の売ろうという値段には入っているのか、やはりこれは売りにくい物件だとは思いますが。その辺も含めて寄附を求めて、成田新田、私の住んでいる町内会もこの間新しい人が1家族入ってまいりました。そのときも家が建ったまま不動産屋が看板をして2、3年して、解体費用、実際契約の中身までは知りませんでしたけれども、そのときはちらっと聞きうる限り、持ち主が解体する条件で売買されたように聞いております。今回の案件ももし塩漬けにならず県住宅供給公社が見込んでいる値段で売れるとすれば解体ありきでなく、売れるか、お客さんを付けたらどうですか。三川町の産業団地のお客さんが付かなければ開発しないという方向で向かっている、それとは違うと言えませんが、今回ののも何も寄附を受けて解体して更地にするばかりでなく、もし売れるし人口増加策のためにするのであれば、あのまま手をつけなくて、町の税金はもっと他に使う場所があるわけでありまして、まず解体なしで、解体は条件としてこちらで解体しますというような条件で売り出して、今予算を使う必要はないのではないかなと思います。

この辺告知義務の件に関してはやはり知り得ていれば教えなくてはいけない、国のガイドラインは今まさしくそういう方向では向かっていますが、今現在の段階ではやはり告知しないと後で揉めたらやはり弱い立場になると。またこの辺の地域の状況としては私の物件もちょっとした火事になった案件でさえ、人は亡くなっていませんがそれでさえ自分がいざ売

ろうとした場合はお客が付かなかったと、最終的に自分で買ったものなので自分で使っていますが、そのぐらい割とこの辺の人というのはそういうことに関しては気を使うと、そういう地域性もあります。国の指針は確かに分かりますが、やはりきちんと説明して売り主を見つけ、それから契約をして町が寄附を受けて売るといふようなところで、手法も考えるべきではないのかというように思いますけれども、その辺見解をお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ただいまのご質問につきまして、所有者が以前売ろうとしたときのことでございます。この土地につきましては面積の方が475平米ということでもかなり広大な面積となっております。また、建物につきましても現在大きな建物で2棟それからコンクリートの構築物等がございます。この建物につきましても所有者の方で最初解体をしないでそのまま現状渡しという形で販売したところでございます。その後相談の中で解体をしてはどうか、解体をして更地にして売ってはどうか、それから町の危険空き家等の補助金の活用等をご案内して、いろいろ考えたところではございます。

ただ、やはり所有者の方の資産の状況ですとか、資力の関係上、こちらの方の解体に向ける費用等は確保できないというところではございました。またこの宅地について面積がかなり大きかったということで、通常の一般の住宅が欲しい方に対しての面積としてはやはりそぐわない部分がございます、やはり2区画等に分割して売るのが妥当であろうということでも考えたところでございます。なお、この土地につきましては建築基準法における接道義務がございます、分割した場合はやはり道路を作り直さなければならないというところがございます。それを本人がセットバック等で対応する、こちらの方の手法もございますけれども、やはりそれにもお金がかかる、経費がかかるということで断念した経緯がございます。そのようなことがある関係上、町の方で寄附を受けて補助金それから県住宅供給公社を活用しながら、周辺の整備、こちらの方も行いながら分筆をして販売するのが良い方法ではないかということで今回の取り扱いになったところでございます。

なお、続きまして事故物件の考え方でございます。先程もご説明しましたとおり、自然死につきましてはやはりどこでも発生しうるもの、当然発生しうるものということで、事故物件、単純にそこで人が亡くなったからということでは事故物件になろうとは考えておらないところでございます。ただしそこで火事が起きた、事件が起きた、そういった事件性のあるもの、周辺の人たちの記憶に大きく残ってしまうようなもの、そちらの方は、そういう場合は説明をしなくてはいけないのかなということではございます。ただ今回の場合につきましてはそこに住んでいた方が病死されたということでございまして、害虫の発生ですとか、そういう近所の人に迷惑のかかったような案件でもございませぬので、いわゆる事故物件というふうには解していないところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 事故物件の件も、それはこちらの売る方の見解でありまして、やはり買う方にとっては買いにくい物件ということで、やはり説明するべきだし、協議会の中でもきちんとそこを含めて判断していただくべきものかなというふうには思います。他にも先程

も言いましたが、役場の前の食堂の脇の土地も含めて、他も皆寄附はしなくて、財力の関係があるかもしれませんが、こういうのはまだまだたくさんあります。その中でも何とか売ったお金でそこを補填しようというところでみんな努力して、空き家をなくしているという町民が多くおる中で、ここだけこういうことで寄附を受けるのであれば、うちのもということですからこれに似合った案件はたくさん出てくるのではないかなと思います。

この辺この案件は特別か、この物件を町が寄附を受けて合理的な町へのメリット、先程人口増というのも説明に若干あったようですが、これから桜木地区で百四十何区画も行うわけなので、ここの2区画がこの人口増にどれだけ寄与するのかというのは少し疑問があります。この辺この寄附を受けることによって町民の税金を使うことによる合理性は、メリットというのはなかなか町民へ自分は説明できないのですが、この辺何かありましたらお願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今回町の方で取り組もうとしております2区画への分譲後販売ということでございますが、こちらの方におきましては町の方の目論見といたしましては補助金それから県の住宅供給公社の協力を得ながらですが、いくばくかの町のプラスというところが見込めるところでございます。また、その宅地におきまして道路の整備、そちらの方もできるということで、周辺環境整備にも資することができるというところがございます。また、その土地を更地のまま、先程所有者の方が一度向かおうとした建物等の解体、これを自力で行った場合の販売、こちらの方におきましては、整備の方が上手く行かないということで活用の可能性が少なくなってしまうというところがございます。

今後の事業の展開なのですが、あくまでこの事業におきましては本人が売却の可能性があるもの、売却できるもの、こちらの方につきましては本人の方で対応していただく、これが空き家の対応の基本だということで理解しております。その上でどうしても本人が開発できないもの、先程言った道路の整備ですとか、それから周囲の整備、あと分筆と整地の費用、そちらの方が捻出できない方、こちらの場合はやはりいろいろその内容を精査して判断されるものと理解しております。なお、今後同じような案件、申し出があった場合につきましてはその土地の状況、本人の状況、それから周辺の宅地としての動向等、総合的に勘案するとともに県の住宅供給公社等、専門の団体等の意見を聴取しながら対応が可能かどうか判断をしながら有益性があるという場合にのみ寄附等で対応してまいりたいということでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 私の方から数点質問させていただきます。6ページの3款民生費がありますが、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、子育て世帯生活支援特別給付金として700万円計上されておるわけでありましてけれども、この支給対象者としてはどのような方を考えているのか。また、その支給額についてお伺いしたいと思います。

次に、7ページの新型コロナウイルス予防接種対策事業であります。先程も質問あったわ

けであります、ワクチン接種がスタートしております。接種した方には多くのスタッフのおかげで安心して接種に臨めたというような声も聞いておりますが、今回謝金並びに一般職員の手当を計上してあるわけですが、1日当たりのスタッフの数、どのぐらい見込んでおるのか。また、今回計上された部分、65歳以上の部分なのか事業総体として考えていいのか、確認したいと思います。

それから、9ページの空き家対策支援事業であります。先程来同僚議員から質問があるわけですが、寄附を受けた空き家を解体、整地して分譲して供給すると。空き家対策としては有用な事業になろうかと思うところであります、この山形県すまい・まちづくり公社の「まちなか空き家再生事業」といった計画を確認いたしますと、中心市街地にある老朽危険空き家を解体するというようなことがあります。先程の質問にも有益性のあるものに限っては寄附を受け付けるというようなことがありましたが、先行事例として鶴岡市では旧市内と申しますか、市街地区は対象地域となっているわけですが、周辺の旧町村は対象となっておりません。本町として寄附受け入れの区域といったものは考えておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ただいまの質問であります、子育て世帯生活支援特別給付金に関するご質問でありました。対象者でございますが、令和3年3月31日現在で18歳未満の子どもを持つ非課税世帯の保護者を対象に、子ども1人当たり5万円を給付するものでございます。その他に、令和3年1月以降、家計の急変ということで非課税相当の所得にまで所得が落ちた方、収入が落ちた方に対しましても子ども1人当たり5万円を支給するものでございます。今後、令和4年2月28日まで非課税世帯の家庭に子どもが生まれた場合につきましても同様に5万円の支給になるものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 今回の新型コロナウイルスワクチンの接種に関してまして1回目の集団接種の方を実施いたしましたところですが、その際の一日のスタッフ数ということでございましたが、約60名のスタッフの方から今回協力いただいたという状況であります。町の職員もそうですが、医療従事者の方々、そして雇い上げの保健師、看護師、それに保健委員の方々からも協力をいただくなど、多くの方々から協力いただきまして、何とか円滑に接種できたものというように認識をしているところでございます。

事業費に関しましてですが、こちらの予防接種委託料、それから協力者の謝礼等につきましては、医療従事者の方々に対しまして、医療費の支弁としてお支払う部分が、こちらの委託料、さらには協力の謝礼という形で予算計上している部分でございます。こちらの金額につきましましては、本町内での対象となるの方々、接種対象者、当時は16歳以上の方々というようになりますけれども、その方々の人数と1人当たりの単価を掛けた上での予防接種委託料ということで計上させていただいておりますので、その対象者全員の分の委託料の方がこちらの方に計上されているものでございます。

ただ、今現在のところ医療従事者の単価でありますとか、そういった部分がやはり休日の

中での対応であったり、様々単価の方が見直しされているという状況でございます。今後、場合によってはこの委託料、国からの負担金としていただいている部分ではあるのですが、そちらの方が嵩上げされてくるのではないかと見込まれているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 空き家に関するご質問でございました。この空き家の対象区域といたしましては、エリア的には町全体で判断しているところでございます。ただし、先程の質問でもお答えしましたとおり、その案件案件でその内容を個別に判断していくということでございまして、やはりその置かれている状況、その寄附をしたいという案件の所有者の状況、そういうものを勘案しながら専門家の意見を聞きながら判断してまいります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。割り込めば140名ほどの児童ということでよかったのかどうか。また、その世帯的に見ても何件ぐらい新型コロナウイルスの影響で減収、非課税世帯並の所得に落ち込んだ方がおられると見込んでおられるのか。新型コロナウイルスの影響が非常に大きいのかと思いますが、その辺の考え方をいま一度伺いたいと思います。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種事業につきましては単価の変動というようなこともあるのでなかなか難しい部分もあろうかと思いますが、職員・スタッフ等、延べ何名ぐらいでの体制を考えておられるのか、もしあれば伺いたいと思います。

また、個別接種といった話もちらちら出てきておるわけでございますが、そういった部分に関して、先程は接種対象者全員に対してのスタッフ数での計上ということでありましたが、今後個別接種はどのように進んでいくのか。また、進んでいった場合の対応の仕方。また、他の市町村での接種もあろうかと思いますが、そうした場合の委託料と申しますか、そういった部分も発生するのかどうか伺いできればと思います。

空き家の関係であります。個別に判断するといった部分で、非常に流動的な判断要素が出てくるのかと思われ。明確な基準を持ってやはり挑むべきなのかなと思うわけですが、初めての例でありますし、これから始まっていくといった部分では、最初からきちんとした取り決めが必要なのではないかと思っておりますけれども、町内全域で受け入れも可能ということでありました。山形県のまちなか空き家再生事業といったものに該当するのか少し不安なところがあるわけですが、転入者を呼び込むために、やはり地域的に少し絞ったところで町の事業といったものを進めるべきと思いますが、そういった考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 対象の数でございましてけれども、議員おっしゃるとおり140名ほどを対象と見ております。この140名とした計算の根拠でございましてけれども、国で示しているのもあるのですが、児童手当の需給世帯数とか受給者数に15%程度を掛けま

すと140名ほどになります。家計急変につきましては実際のところどの程度の方々がいらっしゃるのか読めない部分ではあるのですけれども、それも含めまして140名という計算をしたところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 3点のご質問がございました。

まず延べ人数ということで、スタッフはどのぐらいの人数に関わるかということでございましたが、まず1回の集団接種に関わりましては先程60人ということでお知らせしたとおりですが、それが延べ8回集団接種の方を予定しておりますので、そうしますと480名程度となるところでございますが、ただ、高齢者が終わりました、さらに65歳未満の方々についても集団接種を行うというようになりますと、その際の人数が加算されていくようになりますが、まだその辺については未確定な部分がございますので、現在の65歳以上の接種対象の方々に対しましての集団接種につきましては480名程度というように延べの人数としては見込んでいるところでございます。

それから、個別接種についてどのように進んでいくかというご質問でございましたが、今現在鶴岡市内の医療機関の方では5月末の時点で35の医療機関の方での個別接種が行われております。また、酒田地区医師会管内でもそれぞれ行っておりまして、順次個別接種ができる医療機関は徐々に増えてきているという現在の状況です。鶴岡地区医師会といたしましてもそういった対象となる医療機関につきまして協力の要請を図りまして、今後どんどん増えていくものではないかと思うところでございます。

本町の町民の方々につきましては、集団接種の方のお申し込みが多かったところでございますけれども、今現在個別接種もできる医療機関の方に移られる方もいらっしゃいまして、今の集団接種をキャンセルされる方もいらっしゃいます。そういったことで個別接種の方と集団接種の方と両方をまず使いながら、どちらで接種していただいてもよろしいですけれども、町民の方々からは自分で選択をしていただいて、やはり基礎疾患等をお持ちの方であればかかりつけの病院の方で接種されるのが一番良いのではないかと思いますので、その辺はそれぞれ選択をしていただくというように考えております。

それから、他の市町村の方で町民の方々が接種をした場合の委託料というお話だと思っておりますが、例えば鶴岡市で接種を三川町の町民の方々がされたり、個別接種でもそうですし、施設等に入所されている方々で本町に住所のある方がいらっしゃいます。そういった場合は鶴岡市の医療機関なりそういった施設の方から請求をいただいて、そのワクチン接種に対しましての委託料というか、そちらの方は町の方でそれぞれ支出をしているものでございます。庄内管内以外で接種をされた場合につきましては、国民健康保険団体連合会を通じての請求ということで町の方に上がってきまして、町が国民健康保険団体連合会の方に支払うという現在の状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 地区の関係でございます。議員ご質問のまちなか空き家再生事業、こちらの方におきまして類似の事業ということで鶴岡市の場合、中心部、地区を限

定しての取り組みをしているという実例はございました。町の場合、先程もお答えしましたが、本事業を使いまして国の補助それから県の住宅供給公社の本事業を活用して取り組む場合、メリットや状況等を判断して取り組むということで、まずそのものがどこのエリアにあっても一度検討する可能性はあるということでエリアは限定していないところでございます。

また、本事業と合わせて使います国の空き家対策総合支援事業、こちらの方におきましては、分譲に限らずその他の活用という方法も考えられるところでございます。そういう観点から空き家対策につきましては町全体ということで、エリアを限定しないで、取り組んでまいりたいということでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、私の方からは、まず歳入の方、4ページになりますけれども、ふるさと基金繰入金ということで750万円、補正後ということで3億2,000万円ほどですが、現在のふるさと基金の残高はどのぐらいになっているのか。また、この750万円の振り分け、分かる範囲でどの部分に振り分けられているのか説明をいただきたいと思いません。

続いて6ページにあります民生費、先程も同僚議員が質問されておりましたけれども、子育て世帯の生活支援ということで特別給付、今年の3月に発表されたということで、かなり急な発表だったかなと思いますけれども、新型コロナウイルスによって家計が急変した世帯へも給付するというので、今年の1月以降の影響、こちらによっても給付対象になるということで、給付対象者にどのような形で呼びかけていくのか。本人がもしかしら生活が忙しい中で情報が拾いきれていない可能性もありますけれども、その辺の周知方法をどのように行っていくのかお伺いしたいと思います。

続いて、空き家対策に関する質問、9ページになりますけれども、先程も同僚議員からの質問あります。私も空き家対策と人口増加策を同時に進めるためにはやはり寄附という動きも必要だというように思っておりますが、質疑の中においてはかなり難しい条件が出てきているのかなと思いますので、少し整理させていただきたいと思えます。

例えば寄附を受け入れする基準というのがなかなか無いという中で、専門家の意見を聞きながらという答弁がありました。専門家というのが山形県の住宅供給公社になるのか。その公社の中でこれは活用ができますよというような判断に至った基準というのは開示できるものなのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。また、相談があったのが令和元年ということで今に至った理由、早期の問題解決にあたりたいという思いはありながらもやはり日数がかかっているのかなと思います。今後のこともあるので、相談してやはり2年ぐらいかかってしまうのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

先程も心理的瑕疵の部分が出ておりますが、そういった物件情報に関しては明確な定義がないということでかなり悩ましいと思えますけれども、そういった情報に対する対応、買う側の抵抗性といいますか、そちらの情勢がまだまだこの地域では進んでいないのかなという印象はあります。それをクリアできるに至る理由というか、その辺こちら大丈夫ですよという説明ありきですが、そういった心理的瑕疵という部分をクリアできるような部分、

当局としてこういったところを持ち合わせているのか、再度確認したいと思います。

また、分譲して売却が完了した暁には、住宅供給公社との間でその売却益、こちらをある一定の割合で按分して収入とするというような取り決めが今後あるかと思いますが、今回の物件に関してはどのぐらいの割合になる見立てでいるのかお伺いしたいと思います。さらには、先程同僚議員からも質問がありました。いわゆる塩漬けになった場合、年間どのぐらいの負担がかかるのか。または分譲を諦めますと判断した際の解体費用、どのぐらい町に請求がくるのか。当局としてどの程度数字を押さえているのかお伺いしたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 私の方からふるさと基金の状況について申し上げます。今回の補正に繰入金を計上しているところでございますが、先程の専決処分後の5月出納閉鎖、まだ確定状況ではございませんので見込みということで申し上げますが、令和2年末におきましてふるさと基金の残高見込みといたしましては4億8,000万円ほどとなっております。それから今回の充当先でございますが、750万円の充当先につきましては、歳出で申し上げますと8ページの方でございますが、かわまちづくり整備事業、これは当初予算においても充当していたところでございますけれども、今回増額になったということで、こちらのかわまちづくり整備事業の方にこの750万円を充当しているところでございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 家計急変者への周知の方法ですけれども、児童手当給付で非課税世帯につきましては積極的支給という形で第1段階に周知をしようと思っております。その他、家計急変というのはどうしても町で読めません。令和3年1月1日以降に非課税相当の収入になるというのは、どのような方がなるのかそれぞれ、仕事が全然なくなったとか理由がいろいろあるものですから、高校生までの子ども持つ世帯のために全部周知をする予定でございます。その中で、もし自分が該当するようであれば相談に来ていただきたいということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 4点の質問がございました。

1点目、専門家の意見ということでございます。こちらの方につきましては、本事業におきまして協力いただいております山形県住宅供給公社、こちらの方に対してその案件の状況、それから周辺の土地宅地需要、それからその土地の販売にあたっての諸条件、道路の条件、それから周囲の条件、こちらの方を総合的に判断していただいて、販売の可能性それから収益がプラスになること、こちらの方等を勘案して意見をいただいているところでございます。こちらの方につきましてはやはり案件案件で状況が違いますので、事前の相談という形で一度投げかけをしまして、その意見をいただきながら受け入れに向けてどうするべきかということで判断されていくものと理解しております。

続きまして、時間がかかった経緯についてでございます。こちらの方につきましては令和元年12月に所有者の方から寄附をしたいという形で申し出がございました。その後、町の方で建物の状況等を調査しまして、令和2年度の段階で対応について内部で一度調整をして会

議を開いてございます。その際、その会議の中で町単独事業としてはどうかというような形でいろいろ手法を考えたところでもございました。その会議の中で、他にとるべき方法はないのか、町の負担を減らす方法はないのか、もっと良い方法はないのかということで、再度内容等を検討いたしまして、今回の補助金を受ける、それから県の住宅供給公社の協力をいただける事業を活用できる、こういう有利なものを使えるということで今回令和3年度において出ささせていただいたところでもございます。そういうこともございまして、内容等を十分精査した結果、時間がかかってしまったということでもございます。

それから、心理的瑕疵の部分でもございます。こちらの方につきましては、やはり事件・事故、火事ですとか自殺、それから殺人等、そういう忌み嫌われるような事案があった場合についてはやはり告知をするべきということは理解をしております。ただし、今回のような自然死、通常の病死ですとか事故死、どこのお宅でも発生し得るこういう自然死については、いわゆる事故とは扱いが違うのではないかと考えております。また、今回の場合、登記簿の方で確認をされておりますけれども、実際に流通している宅地においてもこの自然死があったという物件、一人暮らしの方が亡くなられてというような案件、こちらの方は発生するかと思います。そういうこともございまして、人が亡くなった、こちらの方を捉えて事故というような、少し時間が経ってしまったから事故というようなことでは必ずしも人が亡くなってしまったということをもって事故物件というような形の考え方はないということでもございます。

それから、分譲後の按分という形でもございます。こちらの方につきましては、本案件の町としての見込みでもございます。今回補正予算の方に計上させていただいたものとしまして、支出として住宅供給公社に対して委託料として建物の除却、それから分譲における経費、登記ですとかその他関係する経費、それに加えて狭あい道路拡幅整備事業費、こちらの方をすべて含んで846万円、これを委託料ということでお支払いすることとしております。その財源としまして、国庫補助金として210万円、それから公社からその事業にあたっての負担金という形で160万7,000円、こちらの方が雑入という形で入ってくる予定になってございます。

その後、整備が完了して販売をするということでもございます。こちらの方につきましては、本年度になるか翌年度以降になるか、この整地の状況等で変わってきますけれども、今後計上される予定でもございますが、売却益として790万円ほどの売却益を見込んでいるところでもございます。それに対しまして住宅供給公社への配当金という形で310万円ほど、こちらの方は本事業を進める段階で改めて細かい数字、精査になるわけですけれども、そのぐらいの金額を見込んでおりまして、最終的に町の方の収支としてはいくばくかのプラスというような形でのことを見込んでいるところでもございます。

なお、この配当金、売却益の配当金につきましては、販売して町の方に収入があった段階で、改めて住宅供給公社の方にお支払いをするというものになるものでございます。その販売ならなかった場合の維持管理につきましてですけれども、基本的には販売について、住宅供給公社の方をお願いを続けていくというような形になります。その委託経費につきまし

ては、これから細部詰めるということで、明確な金額の方を調整していくということで、今持ち合わせをしておらないところがございます。なお、町ができる部分として、宅地の草刈りですとかそういう部分で調整を図って軽減をするというような形のものではできないかなということで考えてございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳委員。

○4番（佐久間千佳委員） 子育て世帯生活支援特別給付金に関しましては、どの方が対象になるのか分からないというのは確かだと思いますので、例えば民生委員の力を借りて、少しリストから聞き取りをしてもらうだとか、そのぐらいの、少しきめ細かいような対応をしていただければより正確な恩恵が出てくるのかなと思っておりますので、民生委員も大変多忙だとは思いますが、少しそういった周知または聞き取り、本人が気づいていない可能性も十分考えられますので、そういった対応を検討していただけないかと思っておりますので、再度見解を伺いたいと思っております。

空き家対策に関しては、専門家の基準のもと受け入れをするということで、なかなか明確な基準がない中で、町内全体が対象になりますよというところだけがひとり歩きしていく可能性があるのではないかと、そういったことが危惧されると思われまます。やはり明確な基準があって、ここはこういう数値で、こういう交通量だったりこういう人の流れなのでなかなか活用が難しいですねというような町側としての寄附の防波堤と言いますか、そういった考え方も一つ必要ではないかと。やはりそういった基準がない中で進んでしまうと、一つ受け入れをするとそれが基準になってしまいますので、ではどういった判断があったのかと、結局はそこにいくと思っております。ですので、町民にも分かるような基準がやはり示されるような仕組みにしていくべきではないかなと。今後の寄附受け入れには私は前向きな気持ちでいますけれども、なかなか難しい案件だなと、今回の条件としては思います。

また、売れなかった場合の維持管理等もまだ分からないというところが少し不安になるところでありますし、桜木地区、これから住宅開発、相当大型の住宅開発をしますので、坪単価、桜木地区との差がどのぐらい出てくるのかなと。三本木地区、今更地にしたところが、例えば桜木地区の基準よりものすごく高くなってしまっているというようなことであれば、やはり状況を静観する必要があるのかなと思っております。その辺、桜木地区との分譲の坪単価、もし数字として公表できるようであれば説明していただきたいと思っておりますし、その辺の考え方をもう一度お願いしたいと思っております。

また、心理的瑕疵ということで影響はないと言いつつも、最終的な契約にいくまでの間にやはり情報を開示して告知するという中で、価格交渉というのが必ず出てくると思っております。分譲して分筆してその記載がなくなる土地であればそういった条件はクリアできますが、やはり記載が残っているような筆ですと、やはりそういった価格交渉等が出てきて、当局が思う若干のプラスというところにはいかないのかなと、難しいのではないかなという思いもあります。その辺、価格交渉に関しての考え、情報開示に関しての考えをもう一度お伺いしたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 家計急変者への周知の方法でございますけれども、民生委員の方へのリストの提供ということでしたが、個人情報との関係もありますのでリストを出せるかどうかは検討してみないと分からないのですけれども、民生委員とかそういう会議の場で説明するとか、お知らせを同封する際にこういう場合は該当するというのが分かりやすい資料を入れてみたいと思っております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） それでは土地の売却の価格についてでございます。先程売却益の見込みということで金額の方をお話いたしました。その金額を導き出すための坪単価というところでございますけれども、そちらの方につきましては、現在の周辺の宅地の動向、それから過去の周辺等町の宅地の販売価格を勘案して住宅供給公社等と相談をしながらの設定となっております。住宅供給公社それから町にとりましても本事業で大幅な利益を求めるといようなものではございません。ということから、実際の金額についてはある程度押さえたような設定になっているところでございます。金額的なところにつきましてはおおよそ周辺の住宅地開発と同じような5万円台後半というような設定での考え、現在での予定でございます。なお、詳細につきましては造成した段階で改めて売却の段階で設定されるものと理解しております。

それから告知の関係でございます。告知の関係につきまして、先程来話をしているとおり町としましては事故物件ではないということでの解釈でございます。どうしても周辺にお住まいになっている方、こちらの方から聞こえてくる場合等も、ここで何があったというようなことで聞こえてくる場合もあろうかとはございます。こちらの方の告知については、町の方としましては今の段階では敢えて告知する必要はないということでは解釈しているところでございますけれども、実際の販売にあたりましては住宅供給公社なりの意見を聞きながらどのような取り扱いが適切なのか論議をするということで、今後話をする場面もあろうかというところでございます。

なお、こちらの方の価格、それから告示の内容等につきましては、今後実際の売却の段階で、改めて内容等の細部を詰めていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めに9・10ページに、小学校と中学校の修学旅行の補助金、キャンセル料の補助金と思いますが、補正なっております。今年も修学旅行がないという前提なのか、確認したいと思います。

同じく、10ページに各町内会の公民館整備事業で計上されておりますけれども、普通なら去年の時点で要望を受け取り、予算化するということですが、やはり各町内の事情から言えば、年度替わりや任期替わりで役員が変わったりすれば新たに公民館整備が必要ではないかというような意見も出て、こういうことになろうと思っておりますけれども、この町内会、お知らせ願いたいと思います。

先程出ましたかわまちづくり事業の収入の方から質問ありましたが、今回この補正の1,500万円の事業、これは国の方から新たな事業が採択になって、それに伴う割合でこの

1,500万円を支出するのか。

あと6ページの企画費の一般コミュニティの補助事業、今回どの町内会のどういうものが該当になったのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 今回補正予算に計上しております小学校費、それから中学校費におけます修学旅行に対する町の補助金であります。小学校におきまして当初5月に予定していた修学旅行であります、新型コロナウイルス感染症の関係から9月に延期をしたところであり、現在修学旅行の内容等について各学校で検討しているところであり、行き先等についても県内及び県外を現在検討しているところであり、その行き先の状況によっては急遽修学旅行ができない状況になると、そういった場合に備え、町としては保護者負担の軽減のため今回改めて補助金としての予算計上をしたところであり、なお、中学校におきましては、10月に北関東方面でというようなことで現在内容を精査しているというように聞いております。

また、2点目の町内会公民館整備事業についてであります、当初予算で計上してございましたのは土口町内会の公民館であります。土口町内会の公民館の整備にあたりまして町内会の方で再度改修内容等を精査したところ、若干事業費が上回るのでこの増額要望をしてもらいたいという要求が1件ありました。こちらの分としての増額は7万7,000円ほど見込んでおります。もう1件、袖東町内会から今年度に入ってから町内会の公民館の屋根外壁等を改修したいので何とか補助の採択をしてもらいたいというような要望があり、こちらの方の分として36万4,000円ほど予算計上したところであり、

議員のご質問のとおり、毎年度、前年度中から各町内会に整備要望がないかどうか周知をしながらこの事業に取り組んでいるところであり、やはり各町内会、役員改選等、またはその予算の関係で年度をまたいでからの申請というものがありますので、この辺は臨機応変に対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 一般コミュニティ助成事業でありますけれども、今回採択されましたのは土口町内会であります。その内容といたしましては、地域コミュニティ活動の活性化ということで、子ども会または老人クラブ、それから自主防災会等、公民館を使って様々な活動をする環境を整える。それから視覚的にも分かりやすい活動と申しますか、広い取り組み、分かりやすい活動ということでプロジェクター、スクリーン、そしてイス、テーブル、それから先程申し上げましたがエアコン、こちらを整備するといった内容となっております。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） かわまちづくりの事業費の増額要因でございます。かわまちづくり事業につきましては、平成27年から本年度までの間、国からの交付金を受けて事業を行ってきたところでございます。本年度当初予算におきまして交付金として2,550万円、事業費として5,500万円を計上していたところでございます。これに対しまして国の方から

事業の完成に向けて増額の内示があったところでございます。そちらの方の関係で事業費として6,600万円、それから補助率1/2の3,300万円の交付金を見込んでおりまして、その部分の増額補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 （午後 0時06分）

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 （午後 1時00分）

引き続き質疑を行います。3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今日の予定された審議時間をオーバーしまして、議会運営委員会の委員として肩身の狭い思いをしておりますが、一つだけお伺いしたいと思います。

下水道事業会計でございますけれども、歳出の12節の委託料についてお伺いしたいと思います。企業法適用に係る一連の業務には多くの時間と労力を要すると私も思っております。今年度中に施政方針の中でも謳っておりましたが、公営企業会計導入を目指した地方公営企業法適用基本計画の策定に取り組むというように謳っておりました。法の適用の開始はいつ頃見込んでいらっしゃるのか。それからまた支援業務をどちらの方に委託されていく予定なのか。この委託料が実際法適用になるまでの期間中にずっと後年度も発生していくのかどうか。まずこの辺を伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 下水道事業、それから農業集落排水事業の公営企業の法適用の関係でございます。こちらの方の適用時期でございますけれども、令和6年4月1日に完全に移行するというところで計画をしているところでございます。続きまして業者についてですけれども、業者につきましては下水道の事業が分かるコンサルタント業を生業とする業者をお願いをしたいと考えてはございますけれども、その発注にあたっては適切な手続を踏まえて業者選定をされるということで考えているところでございます。

続きまして、後年度の計画ですけれども、本年度におきましては今回の補正予算におきまして下水道、農業集落排水に500万円、それから公共下水道に500万円ということで合わせて1,000万円の委託料を補正予算としてお願いしているものでございます。来年度以降、令和4年度それから令和5年度移行までの間にあっても、さらに委託料は発生しようかということで考えているところではおりますけれども、その事業内容におきまして若干の差異は生じようかとは思いますが、トータルで5,000万円から6,000万円程度のお金が必要になるのではないかと考えているところでございます。ただ、これにつきましてはその事業の進捗状況等がありますので、金額の上下はするかということで考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 今説明をいただきました。この公営企業会計そのものの移行の必要性というのはご承知のとおりかと思えます。私もやはり施設の老朽化、それからまた維持管理費、それから改築の費用といったそういった増加、それから人口減少、当然節水もありますし、料金収入も落ちていくだろうと予想されますので、こうした意味からしても経営状況の的確な把握というのは、もちろんこれは必要になってくるわけでありまして、現状の官

庁会計で言えば、これは限界が見えるというように私も思っておりますので、国の要請もありますけれども、この法適用支援業務に着手されることについては私も認識するところであります。

今課長の方から答弁ありましたけれども、令和6年の4月を目指した後年度の委託料の発生もあるということでありまして、おおよそ5ないし6,000万円というお話でございました。発注先についてはこれからの選定になるというようなお話でございましたが、コンサルティング会社の話も出たようではありますが、ご承知のとおりコンサルティング会社というのは経験や知識は確かにお持ちでそれなりの指導、それから助言をする専門家がそろっているわけではありますが、実際の業務となりますと、やはりそこから外れた人がそれをやるわけですよ。ですから、決して私はコンサルティング会社というのは安価にできないと思っているんです。むしろ会計事務所なり設計事務所なり、そうしたところにストレートに委託をなされた方が安価に済むのかなと思います。この辺の認識を伺いたいと思います。

また、当然のごとく一つの入り口で最初にそう選定をして、仮にコンサルティング会社と決めた場合には、当然のごとくこれからのランニングコストというのはかかっていくわけですので、そこら辺の認識を伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 業者の選定にあたってですが、やはり議員おっしゃられるとおり専門性のある業者、内容の分かっている業者、こちらの方に発注をする、こちらの方が必要なのかなということでは考えているところがございます。この選定にあたりましては、現在本予算を可決後に選定に向けて適切に準備を進めていくということで考えているところがございますし、場合によっては、プロポーザル方式ですとか、内容等を精査するような方法もございますので、そちらの方を考慮しながら適切な業者の方を選定していきたいということで考えているところがございます。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま審議されております議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算(第1号)」に対する修正動議を提出いたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 賛成はありますか。

(賛成の声あり)

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 1時08分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時09分)

○議 長（佐藤栄市議員） 議第36号に対して、6番 鈴木淳士議員から提出されました修正動議については、所定の要件を満たしておりますので、成立いたします。

修正案について、提案理由の説明を求めます。6番 鈴木淳士議員。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算(第1号)」に対する修正案について、その内容と提案理由をご説明申し上げます。

まず内容につきましては、配布されました修正動議の2枚目以降、修正案をご覧ください。議第36号「令和3年度三川町一般会計補正予算(第1号)」の一部を次のように修正する。第1条中、1億474万8,000円を9,628万8,000円に、53億4,374万8,000円を53億3,528万8,000円に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

以上、次ページ以降の事業別明細書と合わせて数字等についてはご確認をお願い申し上げます。

続いて、提案理由を申し述べます。

この度の一般会計補正予算(第1号)の歳出8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費の空き家対策事業業務委託料については、対象となる不動産を三川町が寄附として受け取り、三川町の公有財産として、かつ事業主体となり、山形県住宅供給公社への業務委託という方式により解体・整地・分譲売却を進めるための補正予算案と理解しております。

本来、三川町という自治体が不動産の寄附を受けることについては、三川町空き家等の適正管理に関する条例の一部改正を待つまでもなく、これまで長年にわたり三川町公有財産の取得、管理及び処分に関する規則に基づいて公共的用途に必要とされるセットバック等の道路敷を含め寄附を受けてきた経緯にあります。

この度の補正予算案に係る不動産については、空き家対策の一環としての対応であることは十分理解できるものの、一旦寄附を受けた後、そのままの状態で全くの費用負担なしで転売できるものではないことから、山形県住宅供給公社へ委託料を支払うという財政的負担を伴う負担付き寄附に同等という考え方もあり、また、民法及び地方自治法の規定による寄附という場合においても、公の寄附等を含む行政財産の取得・管理・処分に関しては、公益性が担保されるような行政活動の仕組みが求められているという学説もあります。

そして、公有財産として受け入れます当該不動産に関する過去の出来ごとについてはいまだに周知のところであるばかりか、不動産登記事項も明記されている状態であり、町民各位の利益を守るという重責を担う立場にある者として、また、三川町行政執行機関に対する監視・牽制・承認及び同意等の表明が役割とされている三川町議会の一員として、この度の補正予算に係る事件案件については看過できない事案であります。

これに関する法律の規定としては、民法並びに宅地建物取引業法などがあり、現在国土交通省では「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン」の整理を目指し、パブリックコメントを6月18日まで募集中という状況にありますが、これは法的な効力は全くなく、あくまでもガイドラインである一方、基本的な民法の解釈としては不動産に関するすべての情報を開示し、公明正大な状況下で相手方の判断の促すという、これまでの考え方に変わりないものと理解されています。

こうした関係法令が存在しているにも関わらず、この度の特定空き家認定及び寄附受け入れ承認に係る空き家等対策検討委員会、並びに空家等対策等協議会における審議過程においては、登記事項に関する具体的な説明がなされて慎重審議が展開されたとは考えにくい状況があり、むしろ都合の悪い情報を隠蔽していたのではないかという疑念を抱く感すらありま

す。さらには、民法の規定により、この度の不動産を第三者に転売する場合において、過去の事実の告知などを適切な情報開示をしなかった場合は、相手方の考え方により将来的にも契約解除や損害賠償等の責務を負う危険性も秘めている性質の事案になっております。

このように町民各位の将来に負担を残す危険性を抱える不動産を公有財産として受け取り、場合によっては売却できるまでの相当の期間、毎年のように山形県住宅供給公社に業務委託するなど、公費を投じて管理しつつ、第三者に売却を目指すことが果たして三川町行政の取るべき対策であるのか、私としては非常に大きな疑問と不安を感じる議案であります。併せて、三川町内に多数存在している空き家全体のことを考えたとき、この度のような対応を実行してしまうことにより不測の混乱や大きな疑念を招くことも危惧されるところであります。

以上のような理由から、ぜひとも適正な行政運営と慎重かつ有効な対応策の再検討のお願いをいたしたく修正案を提案するものであります。併せて、議員諸兄の賛同を心からお願い申し上げます。

敢えて補足させていただきますが、私も空き家対策処理については寄附の受け入れを否定するものではなく、条例等きちんとした体制整備を進めるべきという考え方を持ちながら、今回の事案については不動産登記上隠蔽すべき事案ではないという考え方、公明正大な対応を進めるべきという考え方から修正案を提案いたしました。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） これから修正案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、表決を行います。

なお、表決は起立採決といたしますが、起立しない場合は否とみなしますのでご留意願います。

○議 長（佐藤栄市議員） それでは、議第36号「令和3年度三川町一般会計予算（第1号）」に対する修正案について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、議第36号に対する修正案を可決すべきものと決定しました。

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第36号「令和3年度三川町一般会計予算（第1号）」に対する修正部分を除く原案について賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 1 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、議第36号に対する修正部分を

除く原案を可決すべきものと決定しました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第37号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから議第37号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- 議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「令和3年度三川町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 次に、議第38号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

- 議 長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから議第38号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

- 議 長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「令和3年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決されました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 日程第9、請願第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」の件を議題とします。

本案について、紹介議員より請願の趣旨説明を求めます。5番 砂田 茂議員。

- 5 番（砂田 茂議員） ただいま上程されています請願受理番号2番、「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」について、趣旨説明いたします。

新型コロナウイルス感染症拡大による需要の消失から 2019 年産米の過大な流通在庫が生まれ、2020 年産米の市場価格は暴落しました。全国農業協同組合中央会（JA全中）は、このままでは米在庫が大幅に増え、2021 年度産米価は 1 万円そこそこになり、暴落は 2 年以上連続という事態になりかねないという試算を発表しています。

過剰在庫分は国が責任を持って市場隔離をし、政府が買い上げ、コロナ禍などによる生活困窮者や学生などへの食糧支援に活用すべきで、国内需給に必要がないミニマムアクセス米の輸入抑制をするなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

コロナ禍というかつて経験したことがない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

こうした状況を踏まえて、国に対して新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出を求めるものであります。審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、請願の趣旨説明を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） ただいま議題となっております請願第2号について、会議規則第91条第1項の規定により、産業建設厚生常任委員会に審査を付託します。

お諮りします。ただいま付託いたしました本件は、会議規則第45条第1項の規定により、9日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、本件は、9日中に審査を終えるよう期限を付けることに決定いたしました。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。これをもって散会とします。

（午後 1時28分）

令和3年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年6月10日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤仁志	議会事務局長	飯鉢	凜書	記
須藤達也	書記	遠渡	蓮書	記

6. 会議事件は次のとおりである。

議事日程

○ 第 3 日 6月10日（木） 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	5名
追加日程第1	請願審査委員会報告	

○ 散 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程はお手元に配布のとおり、追加議事日程第1号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。従って追加議事日程第1号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は6名の議員から通告がありましたので、通告順に行うこととし、本日は日程の都合上5名の議員より一般質問を行い、後に1名の議員については第4日目に行うこといたします。

なお、一般質問は、議会運営規定第86号第1項の規定により、答弁時間も含め質問者1人につき1時間以内とします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。したがって、質問者は簡潔に要点を、また答弁者は明快に簡潔にその要点を得るよう、特にご留意願います。

最初に、1番 小野寺正樹議員、登壇願います。1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員）

1. 美しいまち三川をつくる
環境条例について

1. 環境条例には自動販売機において販売する者は、再利用又は再資源化可能な容器の利用に努めるとともに、販売する場所に空き缶等の散乱防止を実施しなければならないとあるが、近年、特にゴミのポイ捨て等が増え広がっているように思われる。こうした状況について美しいまち三川づくりの観点から町の見解と対応を伺う。

2. 三川町公民館図書室の管理
体制の改善について

1. 図書室の無人化により、借りっぱなしや本へのいたづら、また大変貴重な本の紛失が危惧される。そうした管理体制を整える必要があると思うが、町の改善方針を伺う。

3. コロナ感染症予防接種に
関して

1. 65歳以上の一回目の接種も終えている頃と思われるが、実施状況、改善点などあれば伺う。

4. 町職員の定員適正化計画
について

1. どの課においても日常業務が増えている中、新型コロナウイルス感染症対策での新たな業務が発生している。
定員適正化計画に基づいて職員数を定めているが、今回の様な緊急的なコロナ感染症なども定員適正化計画に考慮されているのか伺う。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5. 水害危険箇所の補修計画について | <p>1. 押切豊秋団地の旧7号線端の歩道が崩れて堰に大量の砂が流れ落ちて、人力では手の施しようもない状態にある。</p> <p>また、河川敷の洪水時には崩壊の前ぶれと言われる側面から多量の漏水が見られる。こうした状況についての危機管理対応について伺う。</p> |
| 6. 文化交流館アトク先生の館について | <p>1. 修繕費や維持費などで年間300万円以上の経費が掛かっている。文化交流館アトク先生の館の費用対効果をどの様に考えているのか見解を伺う。</p> |

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問を行います。

美しいまち三川をつくる環境条例について。

環境条例には自動販売機において販売する者は、再利用または再資源化可能な容器の利用に努めるとともに、販売する場所に空き缶等の散乱防止を実施しなければならないとありますが、近年、特にごみのポイ捨て等が増え広がっているように思います。こうした状況について美しいまち三川づくりの観点から町の見解と対応を伺います。

三川町図書室の管理体制の改善について。

図書室の無人化により、借りっぱなしや本へのいたずら、また大変貴重な本の紛失が危惧されます。そうした管理体制を整える必要があると思いますが、町の改善方針を伺います。

コロナ感染症予防接種に関して。

65歳以上の1回目の接種も終えている頃と思われそうですが、実施状況、改善点などあれば伺います。

町職員の定員適正化計画について。

どの課においても日常業務が増えている中、新型コロナウイルス感染症対策での新たな業務が発生しています。

定員適正化計画に基づいて職員数を定めていますが、今回の様な緊急的なコロナ感染症なども定員適正化計画に考慮されているのか伺います。

水害危険箇所の補修計画について。

押切豊秋団地の旧7号線端の歩道が崩れて堰に大量の砂が流れ落ちて、人力では手の施しようもない状態にあります。

また、河川敷の洪水時には崩壊の前ぶれと言われる側面から多量の漏水が見られます。こうした状況についての危機管理対応について伺います。

文化交流館アトク先生の館について。

修繕費や維持費などで年間300万円以上の経費がかかっています。文化交流館アトク先生の館の費用対効果をどのように考えているのか見解を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項2の三川町公民館図書室、及び質問事項6の文化交流館に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の美しいまち三川をつくる環境条例に関するご質問であります。本条例は、町、町民、事業者が互いに協調して、良好な環境の保全と創造を図り、安全、かつ快適な生活の確保に寄与することを目的に制定されたものであり、この中において、空き缶等の散乱防止について、町、町民、事業者の責務を努力義務として定めているところであります。

具体的には、町民の責務として持ち帰りなどを、事業者においては回収容器の設置など散乱防止に努めることとしておりますが、近年は、環境の保全や景観を重視するようになってきたことなどもあり、町民の方々に空き缶等の持ち帰りをお願いしているところであります。

今後とも、町民の方々に対して持ち帰りとりサイクルへの協力についての啓発に努め、意識の高揚に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、質問事項3のコロナ感染症予防接種について、1回目の集団接種の状況や改善点等に関するご質問であります。本町におきましては、2月に新型コロナワクチン接種に向けたプロジェクトチームを立ち上げ、以降、鶴岡市とワクチン接種に関する合同本部を設置し、鶴岡地区医師会の協力を仰ぎながら、準備を進めてきたところであり、その一環としての関係スタッフによる模擬訓練も実施するなど、本番に備えてきたところであります。そして、先月30日、なの花ホールを会場に65歳以上の方の1回目の集団接種を実施したところであります。当日は、事前予約された約460名の方々に、それぞれ指定の時間においていただき、鶴岡地区医師会派遣の医師・看護師をはじめ、多くの医療従事者の方々よりご協力をいただきながら、混乱や事故等もなく無事接種を終えることができたところであります。

次回予約者については、1日の接種人数が多くなっていることから、前回の経験を生かし、改善すべき点は改善し、より一層安全で円滑な接種になるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

質問事項4の町職員の定員適正化計画に関するご質問であります。この計画につきましては、効率的で質の高い行政サービスを提供していくために必要となる、適正な職員配置と定員管理の目標を定めているものであります。

この計画の中では、社会経済情勢の変化に応じた行政需要に対しては、迅速かつ効率的に対応するため、各行政部門における職員の配置見直しや多様な雇用形態の活用を図るなど、柔軟に取り組むこととしております。

ご質問にあります、今回の新型コロナウイルス感染症対策業務への対応につきましては、業務の内容に応じて、各課横断的なプロジェクト班の設置や会計年度職員の臨時的任用、さらには民間委託の活用を図るなど、新たな行政需要の対応に努めているところであります。

質問事項5の水害危険箇所の補修計画に関するご質問であります。道路敷地からの大量の砂が堰に流れ落ちている件に関しましては、道路管理者である県に対して、現状の確認と早期の対応を依頼しているところであり、引き続き強く要望してまいります。

また、当該地においては、河川管理者である国土交通省より堤防からの漏水が確認された

との報告は受けておらず、堤防天端を県道として利用している県からも安全性については問題がないとの報告を受けているところでもあります。さらに、毎年、赤川を対象として河川管理者、町、及び消防団が参加する「重要水防箇所合同巡視」を行い、河川の危険箇所等の把握に努めているところでもあります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 小野寺正樹議員にご答弁申し上げます。

質問事項2の、三川町公民館図書室の管理体制に関するご質問ですが、図書室運営につきましては、これまで長い間、常駐職員を置かず平日、半日勤務の図書司書補を配置する体制で行ってきております。昨年、社会教育係の事務室が子育て交流施設テオトルに移転した以降、現在におきましても同様に、シルバー人材センターに公民館施設全体の管理を委託するとともに、平日は毎日2時間程度、町職員が図書室に出向いて本の返却・整理、冊数確認作業にあたっているところでもあります。このような状況の中、毎年1万冊を超える貸し出しがありますが、ご指摘のような本への落書き等のいたずらは見当たらないものの、残念ながら返却されない本が発生していることは課題と捉えております。公民館図書室は、利用する方々の良識ある対応により運営されてきたところであり、今後、より適切な貸し出しが行われるよう検討してまいりたいと考えておりますが、現時点において人員体制の変更は考えていないところでもあります。

質問事項6の、文化交流館アトク先生の館の管理運営に関するご質問ですが、施設の管理運営につきましては指定管理者制度により行っており、三川町山野草愛好会へ指定管理料として年間210万円と、光熱水費や修繕等の費用として年間約100万円ほどの維持管理経費を、毎年、予算計上しております。

この施設では、季節に応じて、春の野草を見る会や、アトクすまいるライブ、アトク寺子屋教室、みかわ秋まつり、ひな人形展示など町の各種イベントを実施するとともに、三川町芸術文化協会に所属する7団体が年間を通して作品展示を行っており、町内外から年間2,500人前後の利用見学者が訪れている状況にあります。

教育委員会といたしましては、アトク先生の館は、芸術文化の情報発信と作品鑑賞の場であるとともに、昭和初期に建築された大正ロマンの趣ある威風堂々とした建築物であることから、敷地内の庭園も含めて町にとりましては貴重な文化施設であると捉えており、今後も引き続き、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） それでは再質問させていただきます。今町長の方から一番初めの美しいまち三川をつくる環境条例について説明ありました。こちらの方から再質問させていただきますけれども、今町長の方からも話をされましたとおり、努力義務といった言葉がしっかりと私の方にも耳に入りましたけれども、努力義務といった何とも言えない、努力をしてくださいという形の努力義務と私は受けとめました。私が言いたいのは罰則的なものを望ん

でいるわけでもございませんし、勧告的な言葉で業者をお願いするわけでもなく、ぜひ強いお願いをしてもらいたいといった部分で今回質問させていただきました。

現実的には回収ボックスが取り払われ、空き缶等が特にポイ捨てが多く、県道沿いに見受けられます。私が農道で仕事をしているとよく見るのが特に県道沿いで三川町の住民に関してはほとんど捨てていない状態であります。しかしながら特に県道沿いに関しましては町外の、特に内陸から来るのでしょうか、そちらの皆さんが窓を開けて平気にごみを捨てている環境を見ますと、居ても立っても居られません。そういった中である農家の方が自分の敷地の中にごみを捨てられて、草刈りの刃にぶつかってしまい道路に飛び出してしまったという状況がありました。そのときに運悪く車にあたってしまうと、警察沙汰になってしまったという話も聞いております。これに関しまして警察側から言いますとやはり道路にものを飛ばした方が悪いとなってしまったといったような、大変悲しい状態になっております。

私は三川町を愛する一人の町民としまして、三川町がごみロード的なイメージに思われるのが大変悲しくてなりませんし、町民誰もかやはり住みよいまち、きれいなまちづくりを目指している中で町外の人から汚される、大変な悲しみがしまいには怒りに変わってしまうという状態になる前にやはり何としても業者に対して強いお願いをしてもらいたいと私は思っております。先程、私から言わせますと努力義務といった言葉の響きがどうしても町当局の消極的な意見のように感じてならないのですけれども、その辺に関しまして再度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 今回お話のありました自動販売機の回収容器の設置についてでございますけれども、確かに本条例におきまして記載しておるところでございます。それに基づきまして業者の方でも過去に回収容器の方を設置していただいて、そのごみの散乱等防止に努めていただいたことがございます。ただ、現在その自動販売機の周辺、ごみの回収容器等を設置した場合、回収しているごみ以外の一般ごみ、こちらの方を投入されるようなことが多々発生しております。また、その自動販売機周辺に関係のないごみを捨てていくという心ない方もいらっしゃるところでございます。そういうことが多々あったということから、業者の方で現在回収容器の代わりにごみを持ち帰りましょうという看板を立てて、持ち帰りの啓発をして環境保全を呼びかけている状態にある箇所が多々ございます。町といたしましても自動販売機の周辺に限らず、町全体になりますがごみの散乱、こちらの方はやはり望ましくないということで、やはり飲料等を買われた方、空き缶等については持ち帰りをぜひとも協力していただきたいということでお願いするところでございます。

また、町民に対しましてはその回収等につきまして、町の広報紙におきまして「みかわ環境つうしん」というコラムを毎月掲載してございます。そういう広報紙それからホームページ等で空き缶等環境整備について呼びかけを行っております、皆さまの理解を深めていただく一助になればということで対応をしているところでございます。その観点から現在町民へ空き缶等の持ち帰り、こちらの方を重点に呼びかけているということで活動をしているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 1 番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 再度質問させていただきますけれども、私は先程から言っているとおりに三川町の住民に関してはごみを捨てている形跡は見受けられません。また、各町内会においても、また私の住んでいる上町町内会においては各ごみステーションの方に空き缶ボックスも置きながら、その資源を有効利用しながら町内会の運営にも役立たせてもらっているところでございます。

ですので、今の答弁を感じますと、どうも業者側が缶と一緒に別のごみを、一般ごみを捨てられるためにごみの回収容器等を撤去した。結局その行き先というのは缶同様一般ごみも農道に捨てられている現状なのです。結局その辺なのです。ただ業者側、私から見れば一般ごみももし入っていた場合の費用のために 100 円であれば 110 円の、業者側のそういった利益が当然発生している状況なので、そういったごみの回収のための値上げの部分は理解は得られると思いますし、また特に三川町を見ますと特に施設の中には社会福祉協議会の方で販売機を置いている事例もございます。福祉センターそして施設の方にも社会福祉協議会の方で販売機を利用しているといったような中身を聞いております。大変そちらの方に関しましては若干高くはなっているようではございますけれども、決してごみの散乱等、また高くて利用していないといったような話も聞いておりませんし、逆にそういった社会福祉のために役に立つのであれば、敢えてその販売機から買いたいといった声も聞いております。そういった部分をもう少し全面に押し出していきながら、やはり三川町はきれいなまちづくりをしているんだといった部分をぜひお願いしたいと思っておりますので、その辺再度考えていただければと思います。

続きまして、2 番目の公民館図書室の管理体制に関して教育長の方から話がありましたとおり、私も現状は知っております。その中で特に私もシルバー人材センターの方からよく農繁期の忙しいときに人のお願いをしているためにいろいろその事務所の方へ行く機会がございます。その中でやはり話をしている最中にも本の貸し出しに関して質問を、一般の人が入ってきて図書室の利用状況に関してどうしたらいいのかといったような話を聞いている中で、シルバー人材センターの方では全体の管理体制はしているわけではございますが、図書室を独自といった部分はないといったような話の中で、逆に分からないといったような話、ここはシルバー人材センターですので、図書室に関しては分からないといったような答弁もしていたことを聞いております。そういった方の中でやはり他の市町村の図書室に関しましては、本の貸し出しをするために蔵書を使ったイベントの開催により、知識、教養を高める活動をしているといったような中身をいろいろなマスコミ等また新聞等で見る機会がございます。

特に三川町の状況を見ますと、平成 25 年度に図書司書補の雇用を始めてから、貸し出し本もかなり増えているといったような中身のデータを拝見させていただきました。利用環境の充実を図りながらやはり残念ながら紛失してしまう本もあるといったような話でございました。特にあそこの図書館に関しては中学生、高校生が多く利用している、大変勉強にとって環境も大変素晴らしいところでございますし、やはりそういった不届き者がいるような状態を野放しにできないと私は感じておりますけれども、その辺に関しまして何とかそういっ

た対応をお願いしたいと思っておりますけれども、その辺に関しまして再度質問したいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 三川町公民館の図書室に関するご質問でありました。一般の方々が図書室の利用の方法が分からないというご質問もありましたけれども、こちらにつきましては図書室内に借り方の手順を表示しているところではありますが、なお一層その辺見直しをしながらより借りやすい環境づくりには努めていきたいと思っております。

また、シルバー人材センターの方に問い合わせがあった際、やはり分からないということでも済まさないように、シルバー人材センターの方とも今後その辺の打ち合わせをしながら環境づくりに努めていきたいと思っております。

また、これまでも図書司書補を配置したとはいうものの、1日中フルタイムいるわけでもありませんでしたし、土曜日日曜日についても無人の状態でもこれまでも運営してきたところでもあります。教育長の答弁にもありましたけれども、利用する方々の良識ある対応でこれまで公民館図書室が運営されてきて、本の貸し出しの冊数も増えてきたというように認識しておりますので、そういった良識ある対応をとれるような表示物についても考えていきたいと思っております。

なお、紛失という部分につきまして、紛失と言いますか、返却されない本というのがやはり年間50冊、60冊程度あります。これらについて特に新しい新刊本などが返却されない傾向にあるようでありますので、この辺につきましては多くの皆さまに借りていただきたいという願いで毎年新刊本を入れておりますので、なお一層対策を考えていきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 課長の方から常識ある対応をお願いしたいといったような話でした。私から言わせると常識がないからこのような問題がおきているといったように感じます。であれば罰則規定、当然私はそこしかないと思っております。結局罰則というのはそういったモラルのない人のために設けられるものであって、痛い目にあわないと分からないのではないかとといったような言葉が適しているか分からないのですけれども、やはりそういったものを付け加えて意図的、悪意的な芽を摘むといった、これに関しましては当然学習的な部分もございまして、やはりそういった罰則的なものを敢えて考えているのかそこだけ少し伺いしたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 図書の貸し出しにつきまして、無人の状態でありますので、借りた人が本に付属しているカードに記名をし、決められた場所にそのカードを入れて本を図書室から借りていくというような手順になっております。

そういった中で未返却という部分が、そのカードを見て分かるような方については、担当が電話をしながら返却を催促したりというような対応をとっているところではあります。中にはそのカードに記入もせず本を借りていくという方が残念ながらいるところでもあります。そういった部分については今後の対応策として考えていかなければならないところではあります。

すが、罰則というところまでは現時点では考えていないところであります。一つの対策として防犯カメラというか、図書室内を監視できるようなモニターなり、そういった部分は一つの対応策であるという認識はしておりますが、経費がかかることでありますので、今後その辺も含め検討していきたいというように考えております。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 防犯カメラ、大変私も有効な手段だと思っております。よくスーパーとか産直施設では「防犯カメラを作動しております」と、そういったような偽造的なカメラがよく見受けられます。また先程販売機の話に若干触れさせていただきましたけれども、そちらの方にも実は防犯カメラを設置していますといったようなシールが貼ってあります。どこにカメラがあるのか分かりませんが、そういった面をやはり、完全なカメラをつけてくださいといったら当然費用がかかりますので、やはりできることから行ってほしい、私はやはりそういった環境を良くする体制を整える、それも大変必要なことだと思っておりますし、常識ある相手側にすべてを任せるといったような対応のすべてが得策ではないと私は感じておりますので、ぜひその辺もよろしくお願ひしますし、また罰則は設けない、それはそれでまず分かりますが、しかしながら防犯カメラ等を置いてもなかなか問題が解決できないとか、あとよく耳にしますのが、そういった本を今度通販で販売しているとか、そこまでなってしまうと当然私は刑事事件だと思っております。そういったことにならないための一歩対策を考えてもらいたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

続きまして、新型コロナウイルス感染予防対策に関しまして、プロジェクトチームを、私に関しましても実は第1回目の方で議会の広報に写真を使いたいと思ひまして、会場に足を運ばせていただきました。オールスタッフ50人以上いたと思ひます。大変スムーズに人が流れていて、特に保健委員の皆さま、そして役場職員の皆さまが手際よく人の整理をなされていて、また接種者に関しましても大変スムーズで不安がなかったといった、皆さん安心して終えることができたといったような声を聞いております。そういった中でまずこれから人数が増えて行く中でまた新たな問題が増えるかもしれませんし、今回特にキャンセルに関しましてもすぐに対応できたといったような話も聞いております。今後人数が増えていきながら新しい対応も考えなければならない部分がございますので、そのときそのときの流れでぜひ対応してもらいたいと思ひますし、あと職員に関しまして3回、そして追加を合わせて4回、そうすると午前午後で、最高で8回人の手配をしなければならないといった部分で、職員の中には8回全部出ている職員もいると聞いております。その辺はたぶん自分なりの判断で行っているのです、交代、交代が基本的な話だと聞いておりますけれども、そういった1人の人間に無理のかからない体制をぜひお願ひしたいと思ひます。

続きまして、4番目の町職員の定員適正化計画に関しまして、今もお話したとおり、特に前例のないワクチン接種に関しまして、健康福祉課を中心に大変な苦勞をし、頑張っていることに対して、改めて敬意を表したいと思ひます。

県内町村の住民人口に対して一般行政職員の人口比を比べてみると、三川町に関しましては人口7,410人に対して68人、人口比0.92%に過ぎなく、例えば同じ県内の大蔵村に関し

ましては人口3,170人に対して69人の行政職員の人口比、2.18%、三川町と比べますと半分以上の人口で69人、三川町より多い行政職員の数となっております。また、県内同規模の町村と比べましても一番少ない、特に20人近く減っている現状でございます。職員の減少は町民のサービスの低下に直結するものであり、早急に見直しの必要があると思います。こちらに関しましてはなかなか職員の方は答えにくい部分だと感じますので、町長からの答弁を再度お願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 職員の定員管理につきましては人事等も含め副町長より答弁させていただきます。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ご質問にありました職員の確保に関するご質問であります。質問の中にありました他市町村との比較におきましては特に平成の大合併以降、同じような規模の自治体が非常に少なくなったところであります。そういった中で類似団体という言葉を使っておりますが、類似団体が少ない、そういう状況でございます。さらにこの類似団体におきましても、例えば消防、水道、保育、こういったものを町自治体直轄で行っているところと、民間委託、民間にお願いしているところ、そういったところがございます。一概に人口職員数比較では何とも言い難い面もあることはぜひご理解いただきたいと思っております。

そういった中におきまして、本町におきまして定員適正化計画を定めておりますが、この令和3年度から5年間の計画ということで新たに策定させていただいて、令和2年度までの5年間、91人の人員を令和3年度以降令和7年度まで5年間93人ということで2人の人員を増員させていただいております。この中には県が広域で設置しております後期高齢者医療広域連合、こちらへの職員の派遣もありまして、また質問にもありましたとおり、年々業務が増加している、そういったこともあることから93名の人員ということで2名増員させていただいているところでございます。この5年間計画であります。現時点においてはこの93名で何とか適正な配置を組み合わせながらサービスに支障のないように頑張っていきたいと思っておりますが、ただこの計画については計画期間5年間であってもいろいろな事情の変化により変更もできる計画になっておりますので、その辺は柔軟に対応しながら住民サービスが低下することのないように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 大変良く分かってまいりました。令和3年から7年までの間に93人、2人の増員計画もあるといった中で、ただしやはり私は三川町の職員に関しましては、レベルはかなり高いと思っております。他の市町村をよく、あちこち足を運ばせていただいた経験もございませうけれども、特に私は三川町に関しましては質の高い職員が揃っているように思います。

しかしながら、質の高い職員といえますのは逆に無理をするといった部分、自分さえ犠牲になればいいのだといったような感覚に陥りやすいといった部分が往々にして感じられますので、その辺の職員一人ひとりのチェック体制に関しましてはぜひ町当局からお願いしたい

と思いますし、特に職員に関しましては長年、定年退職前に辞めた職員もいると聞いております。そういった部分、何かしらの問題、個人的な問題もあるかとは思われますが、やはりそういった職員も生身の人間でございますので、心のケアそして体のケア等しっかりとお願いしたいと思っております。特に椅子に座りながらの業務が多い中で、よく見ますと腰を痛がっている職員が多く見受けられます。たぶん長時間座っていながら腰に圧迫がかかってしまっていて、そういった腰痛的なものになっている職員も多く見受けられます。

前は役場庁内においても体操的なものを取り入れた時期もあったと聞いていますが、なかなか調べてみますといつの間になくなってしまったといったような返答をいただきました。逆になぜなくなったのか分からないといった部分の話でしたし、他と比べてはいけない部分はあるのでしょうかけれども、農業共済、そして各たがわ農協に関しましても必ず体操をしている現状がございます。それは結構体にとって休憩時間のリフレッシュ的な部分、また次の仕事に向かう仕事の意欲、また電話対応だった場合どうなるのかといったものでよく話も聞いたことがあります。電話する方は電話をしながら、対応をしながら体操を休むといった体制もございますし、やはりそういった何かを考えてもらいたい、体操がすべてではないのでしょうかけれども、そういった体の、職員のためのそういったものをぜひ考えてもらいたいと思いますけれども、何かアイデア等がありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町におきましてはそういった職員の健康管理等につきまして、職員が構成いたします衛生委員会というものを年2回開催してございまして、職員自らそういった職員の健康管理に対していろいろ課題等を提起する会議等も設定されておりますので、その中でそういったお話があればやはり検討して衛生委員会を通じましてそういった職員の健康管理についても努めてまいりたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 衛生委員会、年2回といった部分の中で分かりましたけれども、その中で上がっていないと、体操はいらぬという考え方なのか、ついでに話をお聞かせ願いたいのですけれども、今も先程質問させていただきました中で、体操がなくなってしまった過程、いらぬという判断があったのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 過去の衛生委員会の記録をすべて確認しているわけではございませんが、私の知る範囲ではそういった体操についての問題提起とかそういったものは私の時点では確認しておりません。

○議長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1番（小野寺正樹議員） 分かりました。職員のことですので、私にとやかく中身も分からない部分で話すことはないと思いますけれども、ぜひそういった声が上がっているようであれば、遠慮してなかなか言えない職員もいるかと思っておりますし、その辺も管理体制のほどしっかりとお願いしたいと思っております。

続きまして、水害危険箇所の補修計画について、先程町長からも県の方に引き続き話をし

ていくといったような話もありました。三川町に関しましては特に三川町洪水ハザードマップの中で助川、そして押切の豊秋団地のところが危険箇所水域の一番危険なエリアになっておりました。先程そういった漏水の被害は確認できなかったといったようなことがあります。実際私は何度も見ておりますし、私も消防団として20年間勤めさせていただきましたけれども、洪水のたびにあそこからきれいな水が流れている現状も把握しております。それに関しましては、地元住民の消防団も一緒に把握しておりますし、また堰掃除に関しましても先程から言っているとおり毎年砂が人力で取り除くことができないほど埋まっている現状でございます。見なかったといった報告、報告は受けていないといったようでしたけれども、私は逆に見ないふりをしたような感覚にとらわれてしまいます。

今日も特に大勢の傍聴の皆さまがいる中で、地元の人がいる中でやはりこういった問題は住民にとっては大変恐ろしい状態になっていると思います。一步間違えれば押切小学校に避難するとき堤防が崩れた場合どうなるのかとか、避難した小学校がそういった危険性はないのかとか、あらゆる想定ができると私は思います。県へなかなか伝わらない状況の中で再度お願いしていくしかないと思うのですけれども、これは今後ともしっかりと町を通して県の方に要請をしてもらいたいと思いますし、確かに財政難の中でもっと緊急的な部分の課題はあるかと思いますが、私はやはり地元議員としまして、人命ほど大切な優先順位はないと思っております。しっかりその辺を県の方に積み上げていただければと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、文化交流館アトク先生の館に関しまして、再質問させていただきますけれども、文化交流館の使用状況を見ると、令和2年度の状況で使用件数47件、使用総額3万6,170円、大変厳しいものと言える現状が数字として表れておりました。文化交流的な価値であれば多くの人が集まるイベントの開催を考えなければならないし、また新型コロナウイルスの現状から考えると大変厳しいのも分かります。しかしながら特にあの施設に関しましては映画おくりびとの施設としては全国でも自慢のできる文化施設でもあり、より一層の賑わいを期待したいものでございます。

また、三川町公民館と比べても使用料が高く、値下げして利用しやすくするとか、また夜間の利用希望者にも拡大を図るとか、また先程からシルバー人材センターの話にもなっておりますけれども、シルバー人材センターの事務所として狭いと言った部分で一度揉んだ経験があるといったような話は聞いたことがあるのですが、狭いのであれば交流室などの利用もできると私は思っております。また、特に希望のある方には合宿所、食堂などとしての貸し出し、また三川町産自然薯が入ったアトクそばなどもぜひ提供してもらえれば、また賑わいが戻ると思っておりますし、昨日からちょうど日本画サークル作品展が6月24日まで開催されているという中で、時間があれば私も見に行きたいと思っておりますので、例えば今後アイデアなどがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問はアイデアがあればということは利用見学者増に対する対策というようなことでしょうか。議員のご質問にもありましたようにアトク先生の館、

年間回数的にはそれほど多くはないのですけれども、その回数、1度に集まる人数としてはアトクすまいるライブですとか、秋まつり辺りが多くの方が来場するイベントだと認識しております。ただ施設自体がそれほど大きくないという部分があり、町としてもこの利用者が施設規模にあった利用の人数であればそれはそれで町としての施設の意義があるというようには捉えております。

小野寺議員からいろいろ施設での食事提供ですとか合宿というようなご意見、提言をされました。町としてイベントとしてはこれまで行ってきたような部分は継続するつもりでありますし、新たな部分ということでは、芸術文化団体などもっとご活用していただければというようには思っておりますので、町とそういった各種団体と連携しながら施設の利用拡大に努めていきたいというように考えておりますが、具体的な案というのは現在は持ち合わせておりません。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 先程教育長の方からも話があったとおり年間山野草の会に委託している業務210万円、そして光熱費なども合わせて300万円を超える数字を見ますと、やはりこのままなかなか経営的には厳しい数字が当然利益目的の文化施設ではございませんので、そういった部分は関係ないのだと言われるかもしれないのですが、やはり町民の大事な税金が使われているわけですので、せめてトントンのもの。利用してもらわないことにはそういった部分の使用料も増えないわけですので、特に管理体制をしている山野草の会にしましては5年間契約の中で5年間は安全だ、安心していますといったような話はあるのですけれども、やはり山野草の会にしましては高齢化がどうしてもそういった問題があるといったお話も聞いております。これが例えばシルバー人材センターにそういった管理を頼んだ場合、今の倍ぐらの経費もかかってしまうといった試算もございますので、その辺今後通らざるを得ない部分は今からやはりいろいろな考えを持って進めない、そのときになってからどうするのかといった問題が往々にして出てくるとは思います。

山を愛する皆さん、そして自然を楽しむ皆さんにしましてそういった山野草の会の皆さんが管理をしてくれる施設というのは大変ありがたいと思いますけれども、特に管理をしている山野草の会の一部の人から話を聞いたことがあるのですけれども、なかなか人が来なくて申し訳なく思うというような話も聞いております。そういった仕事意欲も含めましてやはりアイデアを絞っていかないと、逆に言えばアイデアを町民から幅広く募ることもできると思いますし、特に三川町では一番組織力のある百歳体操でもかなりの人数が集まっている皆さまの組織にそういった利用をお願いしたり、いろいろな問題があるかもしれないのですが、アイデアさえあればまだまだ私はあの場所に関しましては人が集まる場所だと思いますので、皆さまのアイデアも兼ね備えながらお聞かせ願いたいと思いますけれども、先程質問させていただきました夜間の利用、また料金の値下げ等は考えていかないのか改めてお伺いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 料金の値下げという部分につきましては条例では料金を決めておりまして、このアトク先生の館のみならず三川町公民館、体育施設等すべてを含めて見

直しの時期に改定してきております。現時点ではアトク先生の館の利用料金を下げるという部分については特には考えていないところでありまして、また町の行事等については当然料金が発生しないような形でこの施設が運営されておりますので、先程小野寺議員がおっしゃったように年間の利用料収入というのは少ない状態になっております。また、その夜間の利用という部分になりますが、夜間の使用という部分をそこまで利用時間を広げるとなりますと、またさらに管理にかかる管理人の経費が上乘せになってくるという部分がありますので、三川町には三川町公民館、それから現在ではテオトルの会議室もありますので、そちらの利用の方をしていただくというのが現時点では一番の選択になるのではないかと思いますので、夜間利用までは現時点では考えていないところであります。

○議 長（佐藤栄市議員） 1番 小野寺正樹議員。

○1 番（小野寺正樹議員） 考えていない、条例で決まっているといった部分は分かりましたけれども、やはり条例に関しましてはその都度その都度状況に合わせて変えていかなければならない部分だと思いますし、そういった部分で利用が増えるのであれば料金を下げて増えるのであればそういった見直しも当然必要かと私は感じております。すべてがやはり三川町にはそういった大変すてきな施設がある、そういった部分で私は特に庄内の中心地が三川町だと思っておりますし、鶴岡市、酒田市からそういった部分で多く利用を求めていく環境にも適していると私は思っております。その中でやはり先程からも言っているとおり、環境そしてきれいな町、そしてそういった文化施設がある、そういった理想的なまちづくりがやはり住民にとっても大変うれしいことでもありますし、それに付け加えて命の保証ができるという、危険のない部分を増やしていければ私はまだまだこの三川町にとってまだまだ人口が増えている状況が手にとるようになるわけですし、そういった部分、三川町にも、あそこは料金は高いけれども土地を買いたいとか、そういった話も出てくるように私は感じております。

ですので、ぜひ皆さまのアイデア、町民全体からのアイデアを絞りながらそういったまちづくりに生かしていただければと思いますので、ぜひ参考にさせていただければと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。ちょうど時間の方もなりますので、なかなか私の方も初めての一般質問で、自分で何を話していたのかよく分からない部分はあるのですが、しっかりと町民の声を代弁しながら今後とも一般質問をさせてもらいたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げまして、私の一般質問に変えさせていただきます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で1番 小野寺正樹議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

○議 長（佐藤栄市議員） 次に、5番 砂田 茂議員、登壇願ひます。5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員）

1. 交通安全対策について	1. 三川郵便局前交差点に横断歩道の設置をとの町民の声を受け、現地を確認した上で鶴岡警察署に対し設置を要望したと
---------------	----------------------------------------------------------

のことであったがその後の経過について伺う。

2. 信号機のない所に設置されている横断歩道の塗装が薄くなっており、車の運転者からも歩行者からも、横断歩道の存在が分かり難い危険な箇所に対する町の対応を伺う。

2. 高齢者の移動手段の確保について 1. 町外の医療機関への通院患者も多いことからデマンドタクシーの町外運行についての考えを伺う。

3. 新型コロナウイルス感染症対策について 1. 4月26日より開始した、65歳以上のワクチン接種希望者の予約受付を、コールセンターでの電話受付とインターネットからの受付とした事に対する町の評価を伺う。

2. 感染防止対策の重要な柱の一つに密閉空間を避ける、密閉空間をつくらないが挙げられています。小中学校での換気対策はどのようになっているのか伺う。

4. 町の福祉ニーズへの対応について 1. ひきこもりや生活困窮等の悩みを抱える方が多くなり、福祉ニーズはますます高まっている。町の対応を伺う。

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、交通安全対策について。

三川郵便局前交差点に横断歩道の設置をとの町民の声を受け、現地を確認した上で鶴岡警察署に対し設置を要望したとのことであったがその後の経過について伺います。

信号機のないところに設置されている横断歩道の塗装が薄くなっており、車の運転者からも歩行者からも、横断歩道の存在が分かり難い危険な箇所に対する町の対応を伺います。

二つ目、高齢者の移動手段の確保について。

町外の医療機関への通院患者も多いことからデマンドタクシーの町外運行についての考えを伺います。

三つ目、新型コロナウイルス感染症対策について。

4月26日より開始した、65歳以上のワクチン接種希望者の予約受付を、コールセンターでの電話受付とインターネットからの受け付けとした事に対する町の評価を伺います。

感染防止対策の重要な柱の一つに密閉空間を避ける、密閉空間をつくらないが挙げられています。小中学校での換気対策はどのようになっているのか伺います。

四つ目、町の福祉ニーズへの対応について。

ひきこもりや生活困窮等の悩みを抱える方が多くなり、福祉ニーズはますます高まってい

ます。町の対応を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の新型コロナウイルス感染症対策について、2点目の小中学校での換気対策に関するご質問につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の交通安全対策について、1点目の三川郵便局前交差点の横断歩道の設置に関するご質問であります。昨年度、所管の警察署に設置を要望し、現在、設置者である県公安委員会において検討が行われているものと承知しているところであります。

次に、2点目の横断歩道の維持管理に関するご質問であります。横断歩道に関しましては、県公安委員会が設置し、その後の維持管理も県公安委員会が行うこととなっております。

本町におきましては、このような情報があれば、随時、所管警察署へ情報提供を行い、早期の補修による交通安全対策の促進に努めているところであります。

質問事項2の高齢者の移動手段の確保について、通院時のデマンドタクシーの町外運行に関するご質問であります。本町では、高齢者等の通院につきましては、車イスやストレッチャーが必要な高齢者等の通院負担を軽減する「高齢者通院等支援サービス」や、腎臓機能に障害を有する方の交通費を助成する「人工透析患者通院交通費助成事業」を実施しているところであります。さらに、社会福祉協議会におきましては、外出が困難なひとり暮らし高齢者の通院を支援する「お出かけ会」という移動サービスも行っているところあります。

現在、本町のデマンドタクシーは、町内を区域として、自宅発着の形で実施しておりますが、利用者からの、町外への運行を希望する声があることは認識いたしております。

また、今後ますます、自家用車を保有しない、身近な人に移動協力を求めることが困難な高齢者世帯の増加が見込まれることから、高齢者の町外への通院等の移動手段の確保は、本町の課題であると捉えております。

このことから、高齢者の町外への通院手段につきましては、既存の路線バスやタクシーなどの公共交通機関との連携とともに、町や利用者の負担のあり方も含めて、慎重に検討してまいりたいと考えております。

質問事項3の新型コロナウイルス感染症対策について、1点目の集団接種の予約方法に関するご質問であります。本町ではコールセンターを介しての電話申し込みとインターネットを活用したネット申し込みの二つの予約方法により受け付けを実施したところであります。

まず、コールセンターの活用については、予約受付以外でもワクチン接種全般に関する相談や問い合わせ、さらに予約の確認・キャンセルの受け付けなど多岐にわたる対応が予想されたことから、現行の職員体制での対応は困難と判断し、コールセンターに業務委託したところであります。受付開始直後から、予約申し込みの電話が集中し、かかりづらい状況となったところでありましたが、それ以降は徐々に改善され、現在は待つことなく予約の確認や、問い合わせ等ができているところであります。

また、インターネットでの申し込みについては、スマートフォンの普及もあり、予約件数も多く、ネットの操作に慣れていない方についても、ご家族が代わりに申し込みするなど、

比較的容易に予約できたものと考えているところであります。

質問事項4の福祉ニーズへの対応について、ひきこもりや生活困窮者への町の対応に関するご質問であります。現代社会において、様々な要因から社会との関係を断ち、仕事や学校に行けず自宅にひきこもる状態にある人が、年々増加している状況であります。国は、「ひきこもり支援推進事業」として、専門的な相談窓口やコーディネーターを設置し、そうした状態にある方や、その家族への相談に応じるなど、適切な支援に結び付けるよう取り組んでいるところであります。また、県内にも保健所の他、自立支援センターやNPO法人、ボランティア団体などでも相談窓口を開設しているところであります。本町においては、庄内地域にある自立支援センター等と連携を図りながら、ひきこもりの相談に対応しているところであることから、今後は、その周知に努めてまいりたいと考えているところであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、生活困窮に関わる相談が増えているところであります。現在も、社会福祉協議会との連携を図りながら、適切な対応に努めているところであります。状況によっては生活保護等の申請に繋ぐなど、今後とも適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 砂田 茂議員にご答弁申し上げます。

質問事項3の2点目、小中学校での換気対策に関するご質問であります。各校における感染予防対策につきましては、国の定める新しい生活様式の実践や文部科学省の通知に基づいた教育活動に取り組んでいるところであります。ご質問の教室等の換気対策におきましても、密閉状況にならないよう冬場の暖房を使う時期であっても、夏場の冷房を使う時期であっても、常に窓や戸を開けながら換気を行い、感染症予防に取り組んでいるところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それでは三川町郵便局交差点前の横断歩道の設置についての再質問をさせていただきます。先の3月議会でのこの質問に対するご答弁では三川町PTA連合会より毎年要望書をいただいております。本年度の要望書の中に三川町郵便局前交差点の横断歩道に関する事項があったことから現地を確認した上で鶴岡警察署に対しその設置を要望したとのお答えでありました。そのときに言っている今年度の要望書とは令和2年度のことになりますが、PTA連合会からの要望書は毎年何月に町及び教育委員会の方に出されるものなのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） ご質問の町PTA連合会からの要望書の提出についてでございますが、毎年大体決まった時期にいただいておりますが、その年度、年度状況によっては前年と違う時期に要望されることもあります。令和2年度につきましては10月30日に要望書をいただいております。それに対して回答は令和3年1月13日にしているところであります。以上です。

- 議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5番（砂田 茂議員） その回答はなされたということでしたけれども、その後現地を確認した上で鶴岡警察署に対しての要望は、いつなされたのでしょうか。
- 議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。
- 説明員（黒田 浩総務課長） 鶴岡警察署への要望につきましては令和3年の1月において同時期に要望を行って、鶴岡警察署からは県の公安委員会へ上申するというお返事をいただき、さらに県公安委員会におきましては県公安委員会が現地実査を行うということでお返事をいただいているところでありますが、早速ではあります、昨日において、現地実査が行われたという連絡がありましたので、現地実査についてはすでに終了しているものと理解しております。ただしその設置をするかどうかについてはやはり県公安委員会の審査結果を待ってという形になろうかと思えます。
- 議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5番（砂田 茂議員） 正直きちんと県公安委員会の方からもそういうお返事が来て、現地を見ていると、そういうことをお聞きしまして、まず一つ安心しましたけれども、他の件、この横断歩道に限らず公安委員会の方に要望書というのをこれまで出していると思えますけれども、大体この感じで1月ぐらいの後半に出してこういう経過で動いてきているものなののでしょうか。それから、今回はこういう形で動いていますけれども、大体その期間、道路関係、公安委員会の道路関係の要望書が警察署を通して公安委員会に行って、来てから町の方まで降りてくるまで、大体時間的にはどのぐらいかかっているものなののでしょうか。
- 議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。
- 説明員（黒田 浩総務課長） 要望の内容によるかと思えますけれども、例えば継続的に同じ箇所ですと長年要望しているようなケースもありまして、それについてはやはり交通量等の変化がなければあまり前進が見られないといったような状況であろうかと思えますので、今回のケースについてはやはり住宅団地等が整備されたということで、状況の変化等があったことに伴いまして、そういった所轄の警察署等の対応についてもこのような形で進んだものと理解しております。
- 議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。
- 5番（砂田 茂議員） ただその結果について、ではいついつ設置することになりましたとか、そういうことまでは来ていないということですね。この件に関しては前回もそうですけれども、町民及び子どもたちからそういう声が出ているわけです。今後も町としても粘り強く要望を出し続けていただいて、設置に向けて努力していただきたいと思えます。
- 続いて、これも横断歩道に関する件ですけれども、経年劣化によると思われませんが、塗装が薄くなって横断歩道が分かりづらい、これはもともと設置してあった横断歩道のことでありますけれども、歩行者が安全に横断するために必要であると、そういう安全の確保をするためであるものですが、塗装が薄くなって分かりづらくなっているということは、最近横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるのにとまらない車への取り締まりが厳重になり、歩行者優先、歩行者安全をより強く確保するという状況になってきています。そのような中で

横断歩道が分かりにくいということは歩行者の安全を脅かす状態になっているというように思いますが、こういう認識はございますか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） そういった塗装が薄くなって見えづらいといったようなケースについてはやはり歩行者にとりましても危険な状態ということで、本町においてはそういった情報があった場合は地元の鶴岡警察署の方を通じまして情報等を随時提供しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 実際にそういう怖い目にあった、町民の方から要望が寄せられたこともあるようなのですが、私もお聞きしたところ、町民の方が危ない目にあったという一例をあげますと、役場前、消防三川分署前の交差点、その横断歩道を北に向かって左側、柚子庵側から庄内支庁方向に向かって横断中に左側から来た車にあてられそうになった、その方は目を患っていらっしゃって視界が狭くなっており、直前まで車の接近に気づかなかったということでした。幸い事故には至りませんでした。このことをご本人が町に連絡したみたいです。それで横断歩道の塗装が消えかかっているから塗り直してほしいと伝えたのが4月の中頃と言っていました。

それから私が気づいたのは、先週にはすでにその場所がきれいに塗装されていました。先程課長がおっしゃったように私の感覚ではすごく早い対応だったなと思うのですが、これは町民の方からの訴えがあったから、直接訴えがあったから早い対応がなされたのか、また、これより以前にこの状況を町が把握していて、鶴岡警察署等に対応を要望していたのか、どちらだったのでしょうか。その状況、先に町の方が状況を把握していて早い対応をお願いしていたのか、どちらだったのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） ただいまの個別の案件につきましてはちょっと順番等については把握しておりませんので、お答えしかねますけれども、基本的には住民の方からの情報であろうと、あるいは行政自ら行う道路パトロールで発見した場合であってもすべて発見した時点で危険なところと思われるものに関してはそういった補修を実施する行政機関の方に連絡を行っているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） それから私が気づいたところでは峨眉橋のところもきれいに、同じ時期に塗り直されておりました。そうしますと何箇所か町内できれいに塗り直されたところがあると思うのですが、そういう箇所は町の方では把握していますか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町全体の塗り直した箇所数までの報告はいただいているものではないので、それはその都度その後の経過でどうなっているかといったものは個別に確認していく方法しか現在のところはないところではございますけれども、こちらから照会等をす

ればそういった部分はいついつ頃ということまで開示していただける場合もありますので、そういったことで塗り直し等の箇所については把握しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） この件がありまして、私もできるだけ町内隈なく確認しようと回ってみたのですが、やはり消えかかっているところ、昨日の時点でも横川横山線の小尺付近の横断歩道はほとんど見えない状態になっておりましたので、その辺も一つ確認していただきたいと思います。

それから、やはりこの危険回避する上でよく医療現場や建設、製造、運輸などのところで事故や災害を防ぐためによくヒヤリハット運動というのが行われています。職場の安全教育には常に上げられるハインリッヒの法則なのですがけれども、ピラミッド上の中で要素があって、怖い、重大事故とか、こういう法則があるということをご存知でしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） ヒヤリハットの考え方については以前からこういった交通安全対策に限らず、例えば職場内の中においても、棚の上に重いもの、重量物があるとか、あるいは各学校も含めた公共施設等で危険な段差があるとか、そういった部分も含めて、ヒヤリハットの観点で、それぞれ各施設で点検を行っているものと理解しております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） そういうこの法則が活用されているということで一つ安心しました。皆さんご存知の中で言うのもあれなのですが、私も前に製造現場で働いておりましたので、これは常にヒヤリハット、常に口うるさく上司なり同僚なり部下なりに常に言ってきたことではありますが、改めまして少しご存知のない方もいらっしゃると思いますので一例あげさせてもらいますけれども、一つの重大な事故、例えば死亡とか重度の障害が残る事故、そういう事故が起こる背景には29の軽微な事故、擦り傷とか切り傷とか、そういう事故があって、さらにその背後には300ほどの異常やヒヤリ、ハットとすることがあるんだということです。ピラミッドの形の底辺に300の異常があり、その上で29の軽い事故があり、その上にさらに1個の大きな重大事故になっていくと、このヒヤリハットを少なくすることで重大事故を防ぐことに繋がっていくのだと思いますけれども、さらにはその300のヒヤリハットの背後に、異常な状態、不安全行動だとか、不安全状態があるということも指摘されています。つまり交通違反、この場合ですと交通違反や道路状態の不備がこれにあたります。

ですから、これを抑え込まなければ重大事故は防げないということで横断歩道が分かりにくいなどの状況は早急に改善すべきことで、重大事故が起きないように定期的に調査していただいて、不備があればすぐに事故の芽を摘むように早急にこれからも対応していただきたいと思います。

続きまして、長年言われているデマンドタクシーの町外運行に対する考えをまた改めてお聞きしたいと思います。先程来町長からもいろいろな対応等それから検討がなされているというご答弁をいただきましたが、その検討の内容がどうも町外運行に対してどの程度進んでいるのか、どのような検討がなされているのか、町民の方には見えてこない部分があります

ので、そこのところをお聞かせください。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 町民からの町外運行に対する要望につきましては先程の町長の答弁のとおり、そのような声があるということがかねてより認識はしております。ただし協議を進めるという前提の中でこれも答弁にありましたが、既存の路線バス、これが現に鶴岡酒田線ということで本数は少ないものの、運行をされております。また、本町の場合、タクシー事業者は町内にございませませんが、公共交通としてのタクシー利用は町内どこの地域からもできるということでもあります。そうした中で町内はデマンドを運行しておりますが、町外については先程申し上げた既存のバス事業者との調整等も必要になってくるということでありまして、そうしたことでありますけれども、先に申し上げたとおり要望も受けて実際にデマンドタクシーで町外に運行することが可能かどうか、それをバス事業者として是とするか非とするか、また運行先のタクシー事業者が、ドア・ツー・ドアの形態になるか分かりませんが、運行が可能かどうかというところは話し合い等を行っております。

ただ、どちらの事業者からも現在の利用状況、そこに公と言いますか、行政が重複するような形でのサービス提供、またタクシー事業者からはドア・ツー・ドアになった場合、市町村域を越えてドア・ツー・ドアというのはあまり見られないし、その辺行き先、町外の行き先が非常に多数になるとその運行時間、運行距離も関係してきますので少し検討は要すると言いますか、課題は多いということでの認識であるという回答はいただいているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） そうしますと、あながちこれは希望が持てないという話ではなくて、検討次第では例えばポイントを絞って運行するとか、方法はあり得るかも、今後も引き続き検討を進めるということで、幾ばくかの希望が見えているように私は感じますけれども、よく寄せられる声で、私は最近目がよく見えなくなってきたと、血圧が高く心配、膝も痛いし腰も痛い、町外でないとなかなか医者がないのでそれに行くにしてもタクシー料金は高いし、バスだとバス停までの徒歩、それに雨風の日にはバス停でずぶ濡れになると、冬は凍えると、またバスの通っていない地域もあります。なんとかデマンドタクシーの町外運行はできないものか。高齢者には本当に必要だとの訴えが寄せられております。

それは第4次三川町総合計画、先日いただきましたけれども、この中の町民ニーズの状況、将来どのような町になることを期待していますかという中では「出産・子育てをしやすいまち」と並んで「高齢者や障害者に優しい福祉のまち」、この二つが他にいろいろある項目から見ると、突出して多いというアンケート調査の結果が出ています。こういう住民の期待が出ています。福祉の町に期待しているということです。どうですか、デマンドタクシーの町外運行を行ってくれませんか。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） これからの地域の移動手段の確保ということを考えたときに、今砂田議員もおっしゃられたとおり、その障害者福祉の部分と地域公共交通として誰

でも使える部分、これを棲み分けといいますか、それぞれきちんと整理して、行政としてサービス提供していく必要があるのではないかとこのように考えます。例えば本町以外で庄内町、それから遊佐町もそうですけれども、鶴岡市の一部の旧町村でも始めましたデマンドタクシー、こちらの地域には路線バスが走っておりません。またこれから走らなくなる予定であるということで、そういった地域公共交通の代替手段として既存の路線ルートを通して鶴岡市なり近隣のところにでかけるという方法であり、国の示すガイドライン等でも路線バスがある、基幹路線がある場合はそこまで一旦公共交通の空白地帯からここで連携、連結、連絡をして目的地に行くというような方法も示されております。

ただ、本町も狭いながら集落が点在しておりますので、なかなか単純に本数の少ない路線バスを活用するというのも厳しいというのも現状で認識しております。そこで必要になってくるのが、先程議員がおっしゃられた体の不自由な方、例えば鶴岡市のいわゆるバス停で下ろされても、そこから歩いてまたかかりつけ医まで行くのは大変だという場合、これは公共交通とするのか、福祉サービスといいますかドア・ツー・ドアで移動の手段を確保するのかなというのはやはりきちんと整理した上で今後向かっていかなければならないのではないかとこのように考えています。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 近年は消費税が上げられ、それから年金が削られ、今度は75歳以上の高齢者に医療費窓口2割負担が導入されようとしています。負担が増えることで医者に行けない、我慢をするといった受診控えによる健康悪化が懸念されているところであります。せめて医療機関までの移動にかかる経費が軽くなればこの受診控えが少しでも抑えられるのではないかと、健康悪化が抑えられるのではないかとこのように私は思っています。

今日のこの答弁の中では出てきませんでしたけれども、行政の中でよく耳にする言葉に受益者負担という言葉があります。これまで一生懸命になって働き、家族を支え、地域社会に貢献してきた高齢者に受益者負担という考え方をを用いるのは私は、そうおっしゃっているわけではないのですが、私はそういうのは合わないと思いますし、むしろこれまで高齢者の方々から社会の方が受けてきたこの益がきたのだと私は思います。今度は社会が高齢者に益を受けてもらうのが当たり前であると思います。そういう視点に立てばデマンドタクシー等の見方も考え方も変わってくるのではないかと思います。

続きまして、新型コロナウイルスの対策についてですけれども、この度本町ではこの受け付けをコールセンターの受け付けとインターネットからの受け付けとしましたけれども、予約受付体制です、感染拡大の第4波といわれる局面、多くの方が早急にワクチンの接種を望んでいるにも関わらず肝心のワクチンはいつどれだけくるのかなど、不確定な部分を抱えながらの準備、体制づくり、これは職員の方も大変だったなと思います。その上でお聞きしますけれども、コールセンターに何度電話をかけても繋がらないと、先程町長の答弁にもありましたけれども、繋がらないという声、それから一人暮らしでこの予約の仕方がよく分からないという人、6人に予約のお手伝いをしたとの声が寄せられました。予約競争を引き起こし、電話が繋がらなくて不安になった方が多くいたと思われれます。従来株よりも感染力が強

く重症化しやすいとされる変異株が県内でも広がっているとの報道がされている中でしたので、不安になり焦る高齢者がいたのはこれは当然だと思います。またインターネットを使ったことも触ったこともないデジタル弱者が多い高齢者に対してのインターネット予約と電話予約による受け付けは問題なかったのか、他の方法は検討しなかったのか、この辺をお聞きしたい。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ワクチン接種に関しましての予約受付方法についてはただいまご質問ございましたとおり電話による受け付け、それからインターネットからの受け付けという2種類での対応とさせていただきました。この受付方法につきましてはワクチン接種が始まるという時点からいろいろと考えてきた経過もございまして、特にワクチンの供給が今おっしゃられましたとおり、いつの時点でワクチンが入るか分からないといった状況下の中、一つたりとてワクチンを無駄にできないという難しいこともございまして、ワクチンの取り扱いについても非常に今回は超低温でのワクチン管理ということで、一度冷凍庫から出してしまうともうしまうことはできない、もう時間が経ってしまうとそのワクチンは無駄になってしまうという状況下の中、ワクチンを接種する人数を正確にどれだけ把握できるかということが非常に大きな問題として捉えております。

そういった中で今回町内会ごとに振り分けるとか、地区ごとに振り分けるとか、さらには年代別に振り分けるとか、いろいろな方法があったのかもしれませんが、ただ本人が接種する意思があるかどうかを確認しなければならないというのがございましたので、そういった意味でご本人からのワクチン接種を受けたいという意思を確認しながらワクチン接種の予約を確保していくということになります。そうしますと電話、あるいはインターネットからの予約という方法での予約がまずは最適ではなかったかなというように捉えまして、こちらの方ではさせていただきました。その中でも確にかかりづらいという不便があり、大変ご不便をおかけしましたことにつきましては本当に申し訳なかったなというように反省をしているところでございますが、今後65歳未満の方々の接種が始まってまいりますけれども、その際に今回の経験を生かしてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 本当に大変な中での作業大変感謝しております。今の中でやはり本人確認をどうするかということがネックだったように感じておりました。その中で県内の一つの自治体で行われた例を挙げますと、真室川町の例では地域ごとの接種日を町で決めて書類を送付し、そして返信はがきで本人の諾否、意思を確認すると、そういう形で進められたところもあります。

今報道、新聞、テレビでも話題になりました福島県の相馬モデル、こういうところでも地域ごとに日時を指定して集団接種を行うと、こういう電話とかインターネットを使わずに従来から行っていた健康診断の受診のような、そういうやり方を入れたところは比較的混乱がないと聞いております。今後、高齢者の方が終わりましたら、順次先程お話がありましたように64歳以下の方を進めていくわけですけれども、今後の方法、今私が言ったような方法

も含めて検討なさってはいかがでしょうか。どうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ワクチンの予約の方法につきましては全国で今様々な自治体の取り組みがございまして、いろいろな例が紹介されております。ただいまおっしゃいましたように真室川町のように地区ごとに割り振って接種を行うというような形がとれているところもありましたし、相馬モデルというようなご紹介もございました。本町につきましては鶴岡地区医師会との連携のもとに接種が成り立っているという状況です。もし仮に三川町内に町立の病院というものがあればそこに委託するような形で一気にすることもできるのかもしれませんが、真室川町のような町立の病院を抱えているという状況でもない中で、鶴岡地区医師会の通常開業されている先生方の協力を受けながらその先生方の日程を確保し、接種をするということは非常に容易でない状況もございました。

そういった状況下でありますので、なかなか他市他町と同じようにはいかないという部分も今の体制の中ではあるということもご理解いただきたいと思います。今後の接種の予約方法につきましてはご意見をいただいております内容も含めて現在検討しておりますので、円滑に予約ができるようにどのような制限を設けながら予約をするのが一番いいのか、電話がかからないというようなご不便をおかけしないような方法をどのようにすればいいのかというのを再度検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ぜひ検討していただきたいと思います。それから、ワクチン接種に関してよく聞かれたことなのですが、ワクチンは本当に来ているのだろうか、それぞれの日程はありますけれども、何人ぐらいずつ接種するのだろうか、キャンセルが出たときのワクチンはどうするのだろうか、打ち手、会場人員スタッフは十分確保されているのだろうか、基礎疾患とはどんな病気のことを言うのだろうか、皆さん情報がほしいわけです。連日ワクチン接種の報道がされていますから気になるわけですが、ワクチン接種の状況がどうなっているのか、町民の皆さんに情報を提供すべきだと私は思います。先日は所管課研修ということで大変すばらしい資料をいただきました。こういう資料を町民の方に分かるような形でワクチンの経過状況みたいなものをお知らせすることを考えてみてはどうでしょうか。

○議 長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ワクチン接種に関しましての経過情報についてというご質問でございましたが、これまでも町の広報等で早め早めの段階でワクチン接種については情報提供をしてきたつもりでございます。確かにワクチンの供給量とか、そういった状況までではお知らせをしていなかったところがございますけれども、現在の三川町の方に65歳以上の高齢者を対象にしたワクチンはすべて入っています。今後も国の方の指示に従いまして、ワクチンの方は順次供給されるというように言われておりますので、適宜広報等でこれまでどおり次の年齢の方々、また基礎疾患を有するの方々への対応等につきましては情報提供をさせていただきたいと思っております。

○議 長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） ぜひ情報、細かな情報を皆さん知りたいわけですから。それを知ることによって不安が解消されると思いますので、ぜひ迅速・的確な情報をお願いしたいと思っております。

続きまして、小中学校での換気対策ですけれども、今まではよく子どもは感染しにくいと言われていましたが、最近感染者全体に占める20歳未満の割合が1割まで高まってきたと、今週の新聞紙上で報道されておりました。昨年の6月3日時点での20歳未満の感染者は全体の4%程度だったのが、1年後、今年の6月2日時点での感染者は10%になっていると。やはり変異株の感染力の強さが全体の中での子どもの感染者も増えていると、このように専門家が言っているわけです。これまでは3密、密閉・密集・密接、この回避が重要だと強調されておりましたが、第4波では感染力の強い変異株が拡大し、この3密が揃わない状態でもクラスターは発生していると、一つの密でも感染が広がっている例があると聞いていますが、こういう認識はございますか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 20歳未満の方々が新型コロナウイルスに感染する率が以前より高くなったということはこちらの方でも認識しております。やはり変異株と言われる、今イギリス型とかインド型とかということをおっしゃいましたが、当初の新型コロナウイルスの発生当時からどんどん株の変異が出てきて、それにより感染率と言いますか、感染が若年層にも広がっていくという傾向が確かに表れていたというのは事実であります。その変異株が発生しました方々の検査をした中でも新しい変異株に感染された方々が若い方には多かったというのが現在の状況というように認識しております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） そういう中で最近この3密の中でも密閉の回避、もちろん他の密集・密接も非常に重要なことですが、密閉の回避がよく話題になっています。マイクロ飛沫だとか、エアロゾル、換気対策が感染を防ぐ上で重要性が注目されているわけです。新型コロナウイルスは空気の中にあるとまで言われています。その中で換気の状態を知る上でその空間における人間の出す二酸化炭素の濃度を管理することが必要だと、3月の国会中継の中でもこれが話題になっておりました。二酸化炭素の濃度を管理することが必要だと言われておりますけれども、こういう認識はございますか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 二酸化炭素濃度によつての感染率につきまして今国からの指示の中でもそういった話題というか情報は来ているところであります。今回のなの花ホールでの接種に関しましても、そういった部分についての対応ということでそれなりの装置の方を設置して、窓等の換気をしておりますが、そういった部分についても対応をしなければならないというようなこともございましたので、その装置の方を現場の方に設置をしているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5 番（砂田 茂議員） 文部科学省が出してあります学校環境衛生基準でCO₂、二酸化炭

素濃度 1500ppm というように基準としていますが、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では 1,000ppm 以下が望ましいとしております。特にマスクを外す昼食時、給食のときなんかは特に換気を強化することとしております。そうしますとこの二酸化炭素のことについてはあまりご存知ないようですので、この数字的なことを確認してもあれなので、換気を確実にを行うには人の勘ではなくて、CO₂濃度を数字で確認しておきながら行うことが大切だと思います。尾身 茂コロナ分科会会長はここにきてエアロゾル感染が世界的に見ても重要視されていると述べています。さらに二酸化炭素濃度を定期的にモニターして、1,000ppm にならないよう、常に換気を考えるような食の場における文化というものを徹底することが重要であるとも呼びかけております。CO₂モニターを準備していただいて、数字的な根拠を基に換気対策を行っていただければと思います。

続いてひきこもり、生活困窮者のことについて質問いたしますけれども、第4次三川町総合計画の基本目標「いつまでも健康で安心して暮らせるまち」となっています。そこで福祉ニーズがますます高まっているとの認識ですが、これについてそれぞれの、ひきこもり、それから生活困窮、実際相談件数はここ数年の傾向を見てどのぐらい出ているのでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） ひきこもりに関しましてはこちらの方では相談件数という部分でのくだけは数字の把握ができていないところでございます。全国的にもひきこもりの人数というのは非常に増えているという状況下でございます。一節では100万人を超えるひきこもりの方がいらっしゃるという状況がございました。なかなかひきこもりの相談を町で受けるというのがあまり機会もないところもあり、そういった方々が町内にも実態としていらっしゃるの確実なところでもありますので、そういった方々をどのように相談窓口の方に繋ぐかというのが一つの課題であると思っております。

現在、厚生労働省の方からも支援体制、ひきこもりへの支援体制を強化するように指示がございまして、それに則ってひきこもりに関する相談窓口の設置ですとか、実態調査を行うというようなことも指示を受け対応していくところでございます。2年前に民生・児童委員を通じた中で、ひきこもりの状況の方々がどのぐらいいるかという調査をしたことがございます。その中で本町の中では民生・児童委員が把握している中での人数としては7人ということです。そのひきこもりという定義というか、どの部分をひきこもりというのかというのは難しいということ、ご家族の方でもひきこもりの状態になっているという方々をあまり世間に明かされていないという実態もあるのかなと思いますので、民生・児童委員に相談をすとかという状況にもなっていない状況です。

今後につきましては専門的なひきこもりに関しての自立支援センター等もございまして、そういったことを住民の方に周知をし、さらにご家族の方とか、ひきこもりに悩まれている方々に、音でもそうですが、いろいろな形で周知をさせていただいて、相談体制に繋げるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 5番 砂田 茂議員。

○5番（砂田 茂議員） 昨年の10月に自立支援センターふきのとうと、こちらの三川町民

生委員、児童委員、保健委員合同研修会があったようですけれども、その中でのひきこもりについてのアンケートをしたみたいですが、あなたの地域にひきこもりの方がいると答えた委員が9名、いないと答えた委員が10名、分からないと答えた委員が34名。福祉関係のことで町民のことをより把握できている委員の方だと思いますが、それでも分からないと答えた方が多くいたと、つまり把握しきれていないということだと思っております。

それで実態を把握するのは本当に難しいということはこの数字が表していると思うのですけれども、周囲に知られなくないといった方とか、その家族もいると思います。それで支援の必要な方、当事者や家族が安心して相談に来られるような地域環境、これが必要だと思います。その地域環境づくりの研修会だとか、相談窓口に繋ぐための声かけをしたりとか、背中を押してくれる理解者、例えばひきこもりサポーターとでも言いましょうか、そういう人の要請も必要だと思います。そういう研修会や要請といったところ、これから町の方でも他の支援団体等ありますので、そちらの方とうまく連携をとって、みんなが安心して暮らせるまちづくりのためにも、ぜひとも進めていっていただきたいと思っております。これで質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で5番 砂田 茂議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前 11時47分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 1時00分)

次に、7番 鈴木重行議員、登壇願います。7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員）

<p>1. 農業政策について</p>	<p>1. 野生鳥獣による農作物被害の現状と、町の対策及び取り組みについて伺う。</p> <p>2. 2020年農林業センサスにおける「基幹的農業従事者」は全国で前回の調査から39万6千人減少している。本町における農業従事者の推移と、その影響について伺う。また、多様な担い手の育成が必要と考えるが、担い手育成の取り組みと課題について伺う。</p> <p>3. コロナ禍等により需要が減少していることから需給緩和による米価の下落が懸念されている。21年産米の生産調整への取り組みについて伺う。</p>
<p>2. Mターン戦略について</p>	<p>1. コロナ禍により地方回帰への関心が高まっている。本町のIターン、Jターンの状況と受け入れ態勢について伺う。</p> <p>2. 全国的に未婚化、晩婚化が進行している。本町における</p>

未婚率の推移と、婚活の現状と成果について伺う。

3. 高齢化が進み集落機能の存続が懸念されている。集落機能を持続可能とするための方策が必要と考えるが、所見を伺う。

3. 新型コロナウイルスワクチン接種について 1. 今後のワクチン接種の計画について伺う。

2. 接種は個人の任意とされている。予約申請しない方への個別確認も必要と考えるが、対応について伺う。

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問をいたします。
農業政策について。

野生鳥獣による農作物被害の現状と、町の対策及び取り組みについて伺います。

2020年農林業センサスにおける「基幹的農業従事者」は全国で前回の調査から39万6,000人減少しています。本町における農業従事者の推移と、その影響について伺います。また、多様な担い手の育成が必要と考えますが、担い手育成の取り組みと課題について伺います。

コロナ禍等により需要が減少していることから需給緩和による米価の下落が懸念されています。21年産米の生産調整への取り組みについて伺います。

次に、Mターン戦略について。

コロナ禍により地方回帰への関心が高まっています。本町のIターン、Jターンの状況と受け入れ態勢について伺います。

全国的に未婚化、晩婚化が進行しています。本町における未婚率の推移と、婚活の現状と成果について伺います。

高齢化が進み集落機能の存続が懸念されています。集落機能を持続可能とするための方策が必要と考えますが、所見を伺います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について。

今後のワクチン接種の計画について伺います。

接種は個人の任意とされています。予約申請しない方への個別確認も必要と考えますが、対応について伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の農業政策について、1点目の野生鳥獣対策に関するご質問であります。本町においても、毎年数件ほどの野生鳥獣の被害情報が農業者等から寄せられていることから、被害状況を把握するため、2カ年にわたり生産組合を対象にアンケート調査を実施したところであり、その結果、特にカラス等による移植苗の食害や抜き取りは、地域が限定的である

ことが判明したところであります。

このことを受け、被害の発生した地区の生産組合等関係者に対し、音声型撃退機や防鳥テグス、カイトによる威嚇の効果等についての情報提供を行ったところであります。

今後とも、被害の発生状況等を確認し、状況によっては、広域的な対応の必要性についても検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の本町の農業従事者の推移と担い手育成の取り組みに関するご質問ですが、本町においても農業従事者の減少と担い手不足は、農業の持続的な発展を目指す上で大きな課題となっていることは、理解しているところであります。

農業従事者の減少の要因としては、高齢化による離農はもとより、農業機械の高性能化や農作業の省力化、また、法人化等があげられるものと考えております。

しかしながら、将来にわたって担い手を安定的に確保していくためには、若手農業者や新規就農者を増やす取り組みが重要であり、人・農地プランや今後の農業のあり方、農業技術について学習する機会を作るとともに、そのような場において経験豊富な高齢者に指導、助言をいただくなど、多様な形態で農業後継者の育成に取り組んでいくことが担い手の確保に繋がるものと考えているところであり、町といたしましても、農業者はもとより農業振興に関わる関係機関・団体等との連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の生産調整への取り組みに関するご質問ですが、21年産米の取り組みについては、全国の米の需給見通しを受け、県再生協議会の示す県段階での生産の目安に基づき、「三川町農業再生協議会」において、本町の水稲作付面積の目標値を設定し、有機栽培、特別栽培、直播栽培の振興カウントによる調整を行いながら、21年産米の生産の目安に反映させたところであります。

さらに、町の施策である、こだわりの米づくりによる高品質米の生産支援を継続するとともに、スマート農業や土づくりの推進により、農業所得の向上と安定した経営の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

質問事項2のMターン戦略について、1点目のIターン、Jターンの受け入れ等に関するご質問ですが、近年におけるIターン等の実績は、年間1、2件で推移しているところであります。その受け入れにあたりましては、本町に直接、また、県の機関を通して相談を受ける場合がありますが、まずは本町への移住等が促進されるよう、様々な情報媒体を通して、本町の魅力の発信や、働く場としての事業所の紹介をしているところであります。具体的には、「やまがたハッピーライフ情報センター」や、「ふるさと山形移住・定住推進センター」などを通じた町の情報発信の他、首都圏に出向いての相談会や、リモートでの相談業務も行っているところであります。

次に、2点目の婚活に関するご質問ですが、国勢調査結果に基づく本町における未婚率は、2010年が男性「24.6%」、女性「13.7%」、2015年が男性「25.3%」、女性「14.3%」と、わずかに上昇しているものの、20代から40代については、男女ともに、未婚率は低くなっている状況にあります。

また、婚活の状況と成果についてであります。出会いの機会が少ないことが未婚率の増

加や晩婚化の要因の一つと考えられることから、「やまがた出会いサポートセンター」による全県的な取り組みや、近隣の地域と連携しての、広域的な出会いの場の創出にも努めているところであります。さらに、民間の事業者による、様々な婚活事業も展開されており、そうした事業との連携も模索しながら、婚活を支援してまいりたいと考えております。

次に、3点目の集落機能の維持に関するご質問であります。集落、町内会の持つ機能は、防災、防犯、福祉、環境美化、そして連帯意識の醸成など多岐にわたるものと捉えております。そうした、一番身近なまちづくりの母体としての町内会は、少子高齢化とともに就労年齢の延長や地域コミュニティに対する考え方の多様化などにより、役員のなり手不足や、各種活動の縮小などの課題を抱える中で、様々な工夫や努力を続けているものと認識しているところであります。

本町といたしましては、町内会活動の重点となる防災や防犯、環境美化などに関する活動に対して、従来から財政的な支援を行っております。また、地域課題の解決を目的とした研修会への職員等の派遣事業にも取り組んでいるところであり、今後とも集落機能が維持、継続されるよう支援してまいりたいと考えております。

質問事項3の新型コロナウイルスワクチン接種について、1点目の今後のワクチン接種計画に関するご質問であります。本町においては鶴岡市と合同本部会議を設置し、この会議で定めたワクチン接種実施計画に則り取り組んでいるところであります。現在、国が示す方針に従い、65歳以上の高齢者については集団接種を中心に、高齢者施設の入所者には巡回による接種、また、疾患等によりかかりつけ医等の接種を希望される方には個別接種により進めているところであります。高齢者の先行接種は7月末までに完了することとしており、以降は順次、高齢者以外で基礎疾患を有する方、一般の方の接種に移行していくこととしております。

次に、2点目の予約申請していない方への個別確認に関するご質問であります。今回のワクチン接種は、予防接種法において努力義務と規定されているものであり、接種しない選択もできることとなっております。また、かかりつけ医等のもとの個別接種を行っている方もおられることから、集団接種の予約申請をしていないすべての方に対する確認や勧奨は考えていないところであります。

なお、ワクチン接種の必要性やその効果等については、今後も広報等により広く周知してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 縷々説明をいただきました。順を追って再質問させていただきます。

鳥獣被害についてであります。一昨年からの質問から二度目の質問となります。昨年も大きな被害が発生しておりまして、答弁の中では地域が限定されると、また被害も数件であるというようなことがありましたが、地元の生産者にとっては大きな問題となっております。被害が発見されたときには相当な被害が広がっていると、防ぎようのない事態となっております。地元にとっては非常に大きな問題となっていることから、少し丁寧に細かく質問させて

いただきたいと思ひます。

中山間部ではイノシシ及びサル等の被害が深刻なものとなっておりますけれども、山間地のない本町にとりましても地域は限定的とされるもののカラス、ハト、またムクドリなどの鳥類、ハクビシン、タヌキ、キツネなどの獣による農作物への被害が増加しております。移植したばかりの稲の苗が抜き取られたり、出芽した大豆の子葉が食害されたり、収穫間近の野菜や果樹の食害など被害の拡大が深刻な問題となっております。また、有機農法におけるアイガモの雛の被害も大きく、その対策に苦心していると伺っているところであります。こういった鳥獣被害は農業者にとって経済的損失のみならず、営農意欲や経営意欲の減退、耕作放棄地や田畑の荒廃など、被害額以上の影響を地域に及ぼすと考えます。

先程は町内数件の被害にとどまるというようなことでありましたが、こういった被害の状況についてはどのように収集、認識しているのか。鳥獣被害の把握についてどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） それでは私から鳥獣被害の把握の方法というご質問でございました。こちらにつきましては、先程の町長答弁の中にもございましたが、昨年と本年の2ヵ年ですけれども、鳥獣被害の状況について生産組合を対象にアンケートの調査を実施しているところでございます。

その内容につきましては、昨年につきましては、猪子地区、対馬地区、土口地区につきまして、猪子地区と土口地区につきましては、先程お話ありました苗の踏みつけ等の水田の被害、対馬地区につきましては先程お話ありました有機栽培におけるアイガモの被害ということで報告があったところでございます。今年につきましては、現時点では猪子町内会が2件と土口町内会ということで、こちらの被害内容につきましては昨年と同様に稲の抜き去りということでの報告が届いているところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 被害が起こりうる地域でのアンケート調査をもって被害状況の把握に努めているというような答弁だったかと思ひます。果たしてそのアンケートといったものだけですべての被害が把握できるのでしょうか。また、アンケートの回収までの時間というものが発生します。私は被害が発生した場合は速やかに被害届といったものが届くような体制をとるべきではないかと。町と農協が連携しまして被害情報をすぐに入れてもらう。その情報をもとに他の農家の方々へそういった発生状況の周知、また防止等を促すべきではないかと思ひます。そういつた被害状況の被害届といった把握の仕方について考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 被害状況の周知を図るためにも被害届を取り入れるべきではないかというご質問でございました。議員おっしゃるとおりに被害状況につきましては、本町におきましてはお話がありましたとおりに山間地域がないということがございまして、農作物に対する被害というものがかかなり限定的であるということで、実は先程の有機栽培に

おけるアイガモ等の被害についても農業者自らが対策をとっていたという現状がございました。近年になりまして、カラスによる稲の踏みつけ、あるいは抜き取りというものがある程度の範囲になっての報告が出ておるところでございます。

ただ、現時点につきましてはその対策について明確な方針が残念ながらまだ立てられていないと。相談を受けまして実は山形大学との研究機関、あるいは県の農業技術普及課等の指導機関にその照会を行いまして、その対策について様々ご指導、ご助言をいただくというところでお願いをしておったところですが、実はこういった事例がなかなかないと、全国的にも非常に珍しい事例ということですが、通常でありますと稲の食害等については種もみを目的にするであるとか、あるいは先程の大豆等のように種あるいは実の食害というものは報告されておりますが、いたずらだったと思うのですが稲を抜き去るという行為についてはなかなか報告がないということで、その対策がまだ確立していないというような報告をいただいております。

その中で、先程も町長答弁でありましたが、対策としていろいろな形で、例えば水を深水するというような細かな対策の情報提供を行っているというところでございます。それもございまして、現時点では被害報告等は個別の情報収集ということではなくて生産組合を通して地域の情報を収集するとともに、その地域に対して適切な対策の情報を提供していくことができると考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） なかなか珍しい事例だというような認識のようでございます。珍しい事例だからこそ対策が必要なのかなと思うところであります。また、情報発信等の話もありましたが、本町には「みかわ・アグリメール」という大変すばらしい情報収集ツールがあるわけでございます。流せばその日のうちにスマートフォン、携帯電話等に情報が届くといったツールもあるわけでありまして、ぜひ有効的に使えるような手立てをお願いしたいと思います。

また、ただいまの答弁では追い払いの機械、テグス等を張るといったような対策を被害者には伝えてあるというようなことでありました。確かにこの度の件でありましてもカラスの追い払い専用の威嚇機と申しますか、大きな音の出るような機械を多面的機能支払交付金の農地維持の方で購入しまして圃場に設置いたしました。完全に今度は町の取り組みから外れるわけでありまして、外郭団体の予算、またそちらでの取り組みというような話になりまして、おそらく町にはその後の結果等は入ってきてないのかなと思います。最新鋭とされる威嚇装置ではありましたが、効果は3日で終わりました、4日目にはカラスがまたその近くに飛んでおったというような事例もあります。なかなか全国的にも事例がないことだけに対策も難しいのかなと思うところであります。こういったことから本町の鳥獣被害がまた一層深刻になってきていると感じているところであります。

また、現在は個人での対応をしているわけでありまして、やはり羽が生えて飛ぶ動物でありますので、なかなか広範囲といったものの対策は難しいものかと思っております。カラスやムクドリ等、有害鳥獣に対する対策の強化といったものが一層必要と考えます。

鳥獣被害防止計画といったものを国で打ち出しておりまして、各自治体で策定することになっております。その取り組みについて本町の考えについてお伺いしたいのですが、鳥獣被害防止計画の策定につきましては、鳥獣被害の深刻化、広域化を踏まえ平成19年に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のために特別措置に関する法律の規定に基づきまして、被害の原因になっている鳥獣に対し、農業・林業・水産業に係る被害の現状や被害の傾向、被害の軽減目標など基本的な方針を定め、被害を防止するための施策を総合的、かつ効果的に実施するための計画となっております。現場にもっとも近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取り組みを主体的に行うことに対して支援をするというような内容となっております。

この市町村というものが窓口になるというところで、生産者にとって頼るところは市町村になるのかなと思うところでありますけれども、現在は農作物につきましては耕作者が防衛策を講じているところですが、本町においても鳥獣被害防止計画を策定いただきまして、地域の問題として対策にあたっていたいただきたいと思います。所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま被害防止計画の策定についてというご質問でございました。ご質問の中にもございましたが、被害防止計画につきましては、その被害の状況を確認しつつ、農林水産大臣等が被害防止等の基本指針を作成し、その基本指針に即して市町村が被害防止計画を策定するということになってございます。被害防止計画を策定した市町村に対しては様々な支援措置というものがありますが、先程もお話しましたが、本町における鳥獣被害について現時点で想定できる鳥獣につきまして、今報告ありましたのはカラス等の被害でございます。

このカラスにつきましては様々な支援の中で、細かい話になりますけれども、この被害防止計画を策定した中で、その後国の方から様々な支援策ということで鳥獣被害の例えば防止の交付金、鳥獣被害防止総合対策交付金というものがございますが、こちらにつきましては補助金がそれぞれ有害鳥獣に対する項目がございます。その中で鳥類につきましては例えば1羽200円であるというような形の交付金の内容になってございます。

全体として今お話の中で計画を作りまして対策をとるべきというお話でございましたが、現時点ではその計画の作成をして対策にあたるというところまでは考えておらないということで、まず地域の被害状況を確認しながら今の時点では大変申し訳ないのですけれども被害が限定的であるということがございますので、今後の拡大状況を見ながら全町的な被害計画の策定についても想定をしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） まだ対策を打つには被害が足りないというようにも聞こえてくるわけでありましてけれども、具体的にどのぐらいの被害が出たら対策を打っていただけるのか、もし分かれば後から教えていただきたいと思います。と思うところであります。

ただいま説明がありました市町村が作成する被害防止計画に基づいて交付される鳥獣被害防止総合対策交付金でありますけれども、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣の捕獲、被害防

除、生息環境管理の取り組みを総合的に支援するものとなっているようでございます。この被害防除、または生息環境管理といった部分にも予算を使えるのであれば、カラスに限ったことを言えばねぐらとされる支障木の撤去、また住処、生態調査等に使用いただきまして、追い払い等の対策に取り組むことができるのではないかとと思うところでありますけれども、先程 200 円と言われた単価であります、おそらくこれは捕獲に伴って 1 羽当たり 200 円の補助金が下りるといったものであろうかと思えます。鳥獣被害対策の基本としましては個体群の管理、また侵入防止対策、生息環境管理の三つとされております。これらの対策を組み合わせて地域全体で取り組むことが重要と考えます。町内全体での被害・生態調査などを行いまして、ねぐらや住処の撤去等、対策をとるべきと思えます。

また、その後の計画として提案申し上げたいのですが、鳥獣被害対策実施隊といったものの設置に対しても国は支援を強化しております。やはり全国的に、山間部を中心にですが、鳥獣被害といったものが拡大していること、また深刻化していることから、国の方でも少しでもせき止めようということで、こういった対策には力を入れているのかなと思うところであります。この鳥獣被害対策実施隊といったものの設置を国の政策目標では 1,000 まで増加したいと。その後、市町村をまたいだ広域的な捕獲の強化といったものに繋げていくんだというようなことが打ち出されております。国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しまして、鳥獣被害対策実施隊をぜひ設置していただきたいと思えます。

鳥獣被害対策実施隊の設置にあたりましては、隊員の報酬、また公務災害保障措置を条例に定めること。また、市町村長が隊員を任命、または指名することといった手続が必要だというハードルはありますけれども、国の政策目標に沿って安心して農業ができる地域にしていきたいと願っております。この件に関しまして考えをお伺いできればと思えます。

○議 長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま鳥獣被害対策実施隊の設置についてのご質問でございました。ただその前段ですけれども、その被害鳥獣の生態等の調査、あるいはねぐら等の撤去に対する助成ということでございましたが、先程お話しましたとおり、例えば被害の防止のためにテグス等の設置等があるわけですけれども、そちらにつきましては、多面的総合交付金の中にもその対象項目がございますので、様々な制度の活用をご紹介しながら情報提供しながら対策をとっていただきたいということが 1 点。

それとねぐら等の撤去というお話ですけれども、実は現在本町で被害を及ぼしているカラスの種類につきまして詳細な調査を行っておらないところでありますが、他県からの情報によりますと、これは果樹被害の方ですけれども、ハシブトガラスとハシボソガラスの中で、ハシブトガラスがいるとハシボソガラスは来ないと。ある地域によってはハシブトガラスの巣を撤去したことによってハシボソガラスが増加したというような状況があるようでございます。そのような報告もございますので、様々な調査を実施しまして、今後もし被害の軽減ができるのであれば、関係機関等とも協力をしながら情報を得て情報提供してまいりたいということで考えているところでございます。

鳥獣被害対策実施隊につきましてですが、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置、こ

ういう実践的な活動を担う団体として鳥獣被害対策実施隊を設置することができるということになってございます。実施隊員につきましては、市町村の職員であるとか、あるいは狩猟免許を所持する積極的に被害防止に取り組まれる方というような方になってございますが、現時点では被害防止計画が本町にまだ設置してございませんので、それに基づく捕獲防護柵の設置といった実践的な行動活動についても計画してございませんので、現時点につきましては実施隊の設置については想定をしておらないというところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） カラス等の生態調査等はお調べになっていただいているというようなこともありますし、今後生態調査等を行っていただけるというような答弁だったと思います。一歩進んだのかなと思うところであります。また、そういった調査、経費等も被害防止計画を策定するとおそらく国からの補助金といったものが使えるようになると思いますので、有効に補助金等を使っていただきまして、生態調査や対策にあたっていただけるようお願いしたいと思います。

次の農業従事者の件であります。改めて言うまでもなく、農業者の数が減り続けておまして、減少傾向に歯止めがかからないようになっております。少子高齢化等、また担い手不足により農業者がかなり少なくなっているということで、それに伴って現存する農家の管理面積は非常に大きくなるとともに、地域としての受け皿といったものがあまり大きくないことから、周辺市町村から大型法人の入り作といったものが増えているようであります。それに伴いましてカントリーエレベーター等、共同利用施設、また機械利用組合、生産組合の構成員が減少しておまして、残された農家の負担といったものが増大しているということになっておまして、地元での農業従事者を少しでも増やしていくことは喫緊の課題と思われまます。

農林水産省でも「農林水産業・地域の活力創造プラン」と題しまして施策を用意しまして、2023年までに40歳代以下の農業従事者を40万人に引き上げるといったような目標を掲げておりました。農業に足を踏み入れようとする人々への必要な技術習得、研修や経営の不安定な新規就農者へ補助金等による支援などの対策を講ずるとしてしております。本町におきましては新規就農者、または担い手育成の取り組みと成果についてどのようなことが行われてきたか、その結果についてお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 本町における担い手支援、新規就農者への育成の支援というご質問でございました。本町におきましては今議員からご質問がありましたとおりに、基幹産業であります農業の継続的な発展のために担い手の育成、あるいは新規の就農者の方に対する様々な支援ということで実施をしておるところでございまして、本町の令和3年度予算の中にございます分といたしましては、まず新規就農者の方に対する支援といたしまして農業次世代人材投資資金ということで、これは新たに就農された方に対しましての支援金ということで経営開始型というこちらの方のコースにつきましては、年間150万円ほどの支援を実施しておるところでございまして、今年度につきましては継続が6人で新規の方が1

人ということで、1,050万円ほどの予算を計上しておるといところでございます。

また、これまで農業を続けてこられてきた方々に対する農地の集約・集積によってその農地を保全すると。その集積によってその担い手の方の経営の安定を図るとい観点から機構集積の協力金ということで、こちらにつきましては農業の離農あるいは水稻からの経営の転換をして、中間管理機構を通して広く農業経営を図る担い手の方に集積をしていこうといための資金でございますが、これにつきましても見込みでございますけれども、現在500万円ほどの予算計上をして、新規就農者あるいは担い手の方の支援ということで取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 町としても担い手育成、また新規就農者支援といったものに取り組んでいるというようなことであります。また継続型が6人、また新規で1人ということで、徐々にではあるのですが、増えはしないのですが、新規の若手の就農者も出てきているというようなことかと思えます。

その中でも全国的に新規就農者の35%が離農するといった事態も起きているというようなことであります。その中でいざ離農してしまいますと、ただいま説明にありました次世代人材育成資金の返還義務が生じてしまうということで、若手にとっては非常に足かせになってしまう。いただいた補助金が負担になってしまうというような事態も一部では起きているようであります。一番課題となっている部分としましては、新規就農者として所得目標の達成がなかなかできないということでありまして、達成できた人というものが14.3%でした。その理由としましては、病虫害被害、また栽培の管理上の課題、計画以上の規模拡大によりまして経費の増加など、経営等にまつわる課題が多くあるというような結果も出ております。

本町でも新規就農者、また担い手育成に取り組んでいるわけでありましてけれども、こういった新規就農者の定着を図るために何か方策が必要なのかなと思っておりますけれども、その計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 新規就農者の方の定着を図るための方策というようなことであります。本町におきまして先程お話をしましたとおり新規就農ということで、様々な助成金等を活用して取り組んでいらっしゃる方がいらっしゃいます。実は最近ですけれども、この現在予算に計上している方とは別に、これまで農業を経験したことがない方で農業の就農を考えているとご相談に見えられた方がいらっしゃいました。ただその方は、本県以外の方で、これまで農業経験が一切ないし、いわゆる農業学校、農業教育を受けたこともないし、農家の方と何年か一緒に勉強したという経験が一切ないという方でいらっしゃいました。その方に対しては、実は県の農業技術普及課とも相談をしながら、就農自体の意識について、それと新規就農ということは新たに事業を起こすのだと、事業者としての意識という部分も含めてご指導してくださいということで話をしたところでございます。

本町におきましても現時点では予算的な措置はございませんが、現在の新規就農者に対し

ては、今お話をしました県の農業技術普及課、あるいは農協、様々な関係機関団体とともに、今お話ありました事業者として経営が上手くいくような形の支援、その前提は当然農業の技術指導も含まれるわけですが、そのような様々な形でのフォローアップを行いながら、先程お話ありましたが、作物というのは残念ながら毎年の気象状況等によってその収穫量が左右されるということで、いわゆる計画をした収益が上がらないということは、これは往々にしてあることでありますので、その点につきましては、ただ単に計画の収益が上がるか上がらないかということだけではなくて、どのような作業をされたのか、どのような対策をされたのかということも内容を聞き取りしながらフォローを行っておるということでございます。

その中で、特に農業技術普及課、農協から技術的な指導をしていただきながら、足腰の強い農家として頑張っていただけのような形での指導、本町としては、そこに様々な形での、現時点では予算的な措置はございませんが、国・県の様々な制度が今後出てきましたらそちらをご紹介しながら育成支援をしてまいりたいということで考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7 番（鈴木重行議員） 様々な年代の方等への支援が行われているというようなことであります。やはりこれまでの担い手支援と申しますと年齢制限、ある程度の面積要件、さらには目標とされる所得要件といったかなり高いハードルを越えないと、こういった行政の支援といったものが受けられなかった部分があるかとは思いますが、やはり間口を広げまして様々な担い手の育成といったものを取り組むことが重要になってくるのかなと思っております。

毎年気象状況が違うのでといったようなお話もありましたけれども、近年の ICT 技術といったものがかなり発達しておりまして、またスマート農業等の活用によって労力が軽減、またこれまでのベテラン農家が持っているような経験と勘といったものは、こういった ICT 技術といったものである程度カバーできるようになってきたというようなこともあります。農業とは別の仕事を持って働きながら徐々に農業に軸足を移すような、緩やかな仕組みを広げていくことや55歳ぐらいの早期退職者、また60歳を越えて定年を迎えた方などのセカンドライフとしての就農といったものも有望なものかと思うところであります。ぜひ少しでも多く担い手の育成といったものを取り組んでいただければと思います。

また、若い人たちを中心ですが、農業に夢を持って意欲と使命を感じている新規就農者たちの挑戦を認めながら、失敗してもそれを支えられるような社会を作っていくことも本町農業を持続可能なものにするために必要ではと考えております。行政による新規就農者に対する支援措置の広がり本町でも補助を行っております ICT によるスマート農業の進化といったものによって若者の就農が一過性のもので終わらせないための鍵を握っているかと思っております。新規就農者が将来の農業の担い手と育つよう、今後も支援措置の継続を行っていただきたいと思っております。

農業問題に関しては、もう1問ありました。生産調整の話でした。生産の目安、山形県の再生協議会が示したものとなっておりますかと思っております。今定例会におきましても過剰在庫を政府に買い取りを求めるといった意見書の提出を求める請願が出ていたわけでもありますけれど

も、政府が打ち出しました適正生産量に合わせると、作付面積に換算しますと前年より5%の削減が必要だったと言われておりましたが、山形県の再生協議会では県のシェア率等を見て、前年比で1.3%の減少にとどめて各市町村に配分しておったかと思います。町ではそれを町農家に配分しているということから、直接町の責任といったものではないかと思えますけれども、本年産米においては現在好天に恵まれまして順調に生育しております。昨年に続く豊作が期待されております。生産の目安を各農家は守りながら生産を行っておるわけですが、米価のあおりを被ることのないように、今後とも協議・対策の強化といったものを望むものであります。

これで農業問題に関しては終わりたいと思います。

次に、移住定住策についてお伺いしたいと思います。

Iターン、Uターンといったもの、年間1件から2件ほどこれまでもあったというようなことであります。コロナ禍ということでテレワーク等が普及しておりまして、在宅したままでも出勤したのと同様の仕事ができるといったこと。またごみごみとした都会から離れたいといった田舎への移住を望んでいるというような方が増えているというような話を聞いております。本町でもIターン、Jターンの受け入れを進めていくんだというようなことはありますけれども、またPRに力を入れていくんだというようなお話でありました。その受け入れの体制でありますけれども、PRは行っているということと、またパソコン等でのインターネットのサイト等で本町を紹介しているというようなこともありました。近年は各自治体が同様の取り組みをしている中で本町を選んでいただくといった独自の取り組み、また本町を売り込むための特徴的なもの、どのようなものをお考えかお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 都会から首都圏から地方への移住、非常に全国的に特定ではなくて広く今進んでいるのかなと認識しております。そうした中で議員おっしゃられるように、各市町村とも自らの町へ来ていただきたいということでPR、またはいろいろな形で移住の際の支援策というのを出しているわけですが、ただ実際に移住を考えられている方がどこを窓口にして、各市町村を見込んでと言いますか、探し当てて、また候補地として選ぶかということがやはり最初に出てくるのかなということで考えます。それは例えばこの町というよりは広く、例えば北関東、東北とか北海道、その中で何県というような形で、少しずつ絞り込まれていくのかなと。そうしたときに、本町だけ独自のPR方法もあるかと思いますが、県は県で先程町長の答弁もありましたとおり首都圏に県としての窓口なり情報発信の機能を持ったエリア、場所がございます。また、県内にも県内一本にはなりませんけれども、各市町村を紹介、コーディネートをしてくれる機関、機能がございます。そういったところで、まずは三川町も一緒にその山形全体としての魅力の中に、三川町の魅力をいかに発揮していくかということが一つの勝負になろうかというように考えます。

ですので、山形県を選んで来てくれた、サイトを選んでくれた際に、町をどうアピールするかというのが課題になってこようかと思えます。ただ、残念ながら本町はまだ他の市

町に比べて弱いところがあるという認識もしております。ただ、実際に移住された方から聞きますと非常に三川町は災害が少ないというようなことで居住地に選んでくれた方もいらっしゃるようですので、そういったどうしても金太郎飴的に横並びになるところをいかに本町だけ、とても住みやすい町ですよというのをアピールできるのかというのが今後の課題になるかと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 移住された方の意見というのもありました。私も移住してきた方とお話したことがあるわけでありまして、東京から住民票は移さないで、空き家を買ってそこに住んで仕事をするといったような方でありました。やはり東京から飛行機で1時間、また空港から5分で着くといったその距離感といいますか、時間的に近いということで感心しておられたということもありますし、反面、田舎暮らしの物価が安いと思っていれば何も変わらなかったというような正直なお話もありました。

今の田舎暮らしといったものに憧れを持っている都会の方々の希望に答えられるかどうかという部分、準備段階といった部分で、本町に定住したいというような人がいた場合、町としては対応しきれぬのか。例えば戸建ての家を建てて住みたいといった希望があった場合は対応できるのかどうか。そういった相談窓口等の設置のあり方についてお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） まずもって移住定住に窓口と言いますか、取っ掛かりの部分での相談等におきましては、企画調整課、当課一本でお受けするという事になるかと思えます。先程の町長の答弁にもありましてお入り口がいろいろございますので、本町に関しては当課ということになります。ただ、そこから、例えば具体的に住宅を取得されるかそういった場合の支援については所管が異なりますが、一義的には町の支援策については、その相談された方に本町の移住定住に関するご紹介をさせていただいているところでございます。

ただ、実際に、議員がおそらくおっしゃられているであろう、例えば物件数とか、案件となりますと、本町はまだまだ、先程少し触れましたが弱い部分と言いますか、薄い部分があるのではないかというところの認識でおります。ただ新規に住宅を建てられるという場合もあるかと思いますが、そういったところも当課として、できるだけ情報をストックなりする形でご紹介なりご案内できたらということでは考えてございます。

○議長（佐藤栄市議員） 7番 鈴木重行議員。

○7番（鈴木重行議員） 移住定住者の受け入れといった部分、まだ弱いところもあるんだというようなことでありました。やはり整備するところを整備すれば大きく受け入れることができるようになるのかなと思えますので、弱い部分の強化といったものを進めていただければと思うところであります。

また、集落の機能といった部分も質問させていただきましたけれども、高齢化が進む中で人口増といったものを望むのはなかなか難しい場面になってきているのかなと思えます。た

だ、これからも集落機能といったものは残していかななくてはならないものと考えます。そういったもし転入・移住希望者といった方々が上手く、弱っているような集落に移住定住といった形で勧められるならばそういった形も考えられるのかなと思ったところでありました。

婚活についてでありますけれども、町内の20代から40代の方々の未婚率はそんなに下がってないんだというような答弁でありました。新聞等の報道でもこのコロナ禍において結婚を控える方が増えていると。また、出会いそのものが減っているんだというような報道もある中で、未婚率が上昇しないということは大変すばらしいことなのかなと思いますし、また、行われている婚活等を積極的にお願いできればと思っております。

新型コロナウイルスワクチン接種については、先程も同僚議員から質問がありましたので、敢えて質問はいたしません、様々な他自治体の報道もございます。どうしても比べてしまう部分もあろうかと思いますが、私はあまりそういったものは気にせず、これまでの計画どおり着実に確実により多くの町民の方々の接種が進むこと、また、接種が進んだ後になるべくもとの生活に戻れるよう、社会が活性化することを望みまして、私の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で7番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議 長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 1時58分)

○議 長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

1. 行財政運営について

1. 厳しい財政運営が続く中、中期財政計画において令和4年度が町債残高のピークとなるが、その主な要因とともに、行政経費全般の抑制における影響、また、令和5年度以降の中期的な財政の見通しについて伺う。

2. 「三川町公共施設等総合管理計画」の見直しを行う上で、個別施設計画とのリンクが不可欠と考えるが、現行の個別施設計画との関連付けや見直しについての見解を伺う。

3. 「三川町定員適正化計画」における職員数は、総務省が公表する一般行政部門との比較で5人少ない状況となっている。少ない人員で多様化する行政ニーズに効率的に対応するための取り組みについて伺う。

4. 行政事務の見直しを行うとともに、専門化、高度化する事務に対応する職員の人材育成、意識向上をどのように図っていくのか伺う。

2. 今後の防災力維持について
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により消防団活動が制限され、演習が中止となるなど訓練や連携不足により、防災力が低下している懸念がある。また、自主防災会が実施する防災訓練においても感染症対策の難しさもあり、実施に消極的に成らざるをえない状況だと考える。このような状況下での防災力の維持、強化について見解を伺う。
 2. 水害が多発する時期を目前にし、水防について再度、連絡、連携、避難などにおける体制、準備等を確認する必要があると考える。昨年7月豪雨の教訓を基とした体制、準備状況について伺う。
 3. 防災力維持には消防団員の確保が重要となるが、新入団員の確保と団員定数維持に向けた見解を伺う。
 4. 平日、日中の消防団員が不足している問題について、消防協力員も重要な役割を果たしていると考えますが、町内企業に協力要請をし、有事の際、企業消防団として協力を得ることが、今後の防災力維持に重要となると考える。所見を伺う。

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

一つ目に行財政運営について。

厳しい財政運営が続く中、中期財政計画において令和4年度が町債残高のピークとなりますが、その主な要因とともに、行政経費全般の抑制における影響、また、令和5年度以降の中期的な財政の見通しについて伺います。

「三川町公共施設等総合管理計画」の見直しを行う上で、個別施設計画とのリンクが不可欠と考えますが、現行の個別施設計画との関連付けや見直しについての見解を伺います。

「三川町定員適正化計画」における職員数は、総務省が公表する一般行政部門との比較で5人少ない状況となっています。少ない人員で多様化する行政ニーズに効率的に対応するための取り組みについて伺います。

行政事務の見直しを行うとともに、専門化、高度化する事務に対応する職員の人材育成、意識向上をどのように図っていくのか伺います。

二つ目に今後の防災力維持について。

新型コロナウイルス感染症の影響により消防団活動が制限され、演習が中止となるなど訓

練や連携不足により、防災力が低下している懸念があります。また、自主防災会が実施する防災訓練においても感染症対策の難しさもあり、実施に消極的に成らざるをえない状況だと考えます。この様な状況下での防災力の維持、強化について見解を伺います。

水害が多発する時期を目前にし、水防について再度、連絡、連携、避難などにおける体制、準備等を確認する必要があると考えます。昨年7月豪雨の教訓を基とした体制、準備状況について伺います。

防災力維持には消防団員の確保が重要となりますが、新入団員の確保と団員定数維持に向けた見解を伺います。

平日、日中の消防団員が不足している問題について、消防協力員も重要な役割を果たしていると考えますが、町内企業に協力要請をし、有事の際、企業消防団として協力を得ることが、今後の防災力維持に重要となると考えます。所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の行財政運営について、1点目の中期財政計画に関するご質問であります。初めに、令和4年度の町債残高見込みの主な要因につきましては、これまでの大規模事業実施に伴う町債残高に加え、当該年度において「赤川二期地区土地改良事業費」の負担が予定されていることから、町債残高がさらに増えるものと見込んでいるものであります。

また、増嵩する公債費を含む義務的経費の増加に伴う行政経費の抑制策としましては、事務事業全般の見直しを行うとともに、今後の新たな町債の発行を必要最小限とするため、特に普通建設事業については、調整を図っていく必要があると考えており、このような抑制策の実施によりまして、令和5年度以降の中期的な財政運営におきましても、財政の健全性が確保できるものと見込んでいるところであります。

次に、2点目の三川町公共施設等総合管理計画の見直しに関するご質問であります。本計画の大きな目的は、本町が保有する資産の有効活用と将来的な財政負担の平準化を図るものであります。そのためには、それぞれの公共施設が持つ特性を把握することが不可欠であり、本計画の見直しにあたっては、すでに策定されている個別施設計画の内容を踏まえながら調整を図り、実効性のある計画となるよう策定してまいりたいと考えております。

次に、3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

効率的な行政運営と持続可能な財政基盤の維持を基本とした行財政改革推進のもと、多様化する行政ニーズに対応していく必要があることから、本町においては、昨年度策定した令和7年度までの新たな定員適正化計画において、従来計画より職員数を2名増となる計画を策定し、その対応を図っていくこととしております。

また、この計画においては、専門化、高度化する事務への対応も含め、組織機構の見直しや多様な雇用形態の活用などについても柔軟に取り組んでいくこととしており、引き続き、人事評価制度の活用や職員研修の充実を図りながら、職員の人材育成と意識改革に努めてまいっているものであります。

質問事項2の今後の防災力維持について、1点目のコロナ禍での防災力の維持、強化に関するご質問であります。初めに、消防団活動においては、春季消防演習や操法大会などが中止となる中、消火活動時における基本的な動作や技量を低下させないことが求められています。そのため、昨年度は各分団長の指示のもと、各班で独自の訓練を実施し、さらに、本年度においては、操法大会に代わる手法に取り組む予定としており、引き続き消防団と連携しながら、技量水準の維持、向上を図ってまいりたいと考えています。

また、自主防災会活動においては、昨年は、自主防災訓練の実施が少なかった状況であります。その代わりに、職員が出向いて防災講話を実施した町内会が複数あったところであります。さらに、本年度の事業といたしまして、「防災の手引き」を全世帯に配布する予定としており、今後もこのような取り組みを通じて防災意識の高揚を図り、防災力の向上に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目の水防体制等に関するご質問であります。昨年7月の豪雨における課題を踏まえ、国、県も含め、各関係機関がそれぞれ情報を共有しながら、的確に対策を実施していく必要があります。本町においては、昨年のデータを基にした河川増水に伴う避難情報の発令基準、及び避難所運営も含めた初動体制の再確認などを行ったところであります。

また、昨年度、関係機関・団体等による「赤川水系青龍寺川等に係る減災のための連絡調整会議」で取り組むこととした各種対応策の実施手順等についても、国、県等と連携しながら確認を行っているところであり、地域住民の速やかな避難行動につなげるとともに、水害被害の軽減に努めてまいりたいと考えています。

次に、3点目の消防団員の確保に関するご質問であります。人口の減少と併せ若年層人口の減少が進んでいることや、多様な働き方などライフスタイルの変化に伴い、消防団員の確保は重要な課題の一つであると認識しているところであります。身近な地域を守る消防団員の役割は大きいものがあることから、消防団が持つ社会的意義と使命に共感できるような環境づくりを進めながら、新たな団員の確保を図り、定数の維持に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の企業消防団に関するご質問であります。現在、町内企業・事業所においても、多数の消防団員が在籍している状況にあり、その活動に対してご理解、ご協力をいただいているものと認識しております。ご質問の企業消防団につきましては、活動に際して伴う負担や事故等の補償など課題も多いことから、現時点においては、その考えは持っていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、行財政運営について再質問させていただきます。

令和3年度も6月になりまして、先日は補正予算が可決しましたけれども、やはり厳しい財政状況を映し出すかのごとく様々議論されたところだったと思います。当初予算編成時の努力というものを感じた一方で、年度全体の見通しですとか、中長期的な財政計画というものをやはり再度確認するという意味でも質問をさせていただきたいと思っております。

町長答弁にありました大型事業にも財政影響を与えているということで、今後財政運営にとって大きな影響を及ぼすであろう事柄、長期的な視点を持って伺いたいと思いますけれども、廃棄物処理事業であったりごみ処理施設の今後の経費だったり、赤川2期土地改良区費の負担ということで、大きくそのぐらいの山が来ているのかなと思いますけれども、当局としては長期的に、いわゆる5年スパン、10年スパンを見て、今見える負担としては町長答弁のあったとおりの負担として捉えているのかどうなのか。まず1点そこから確認したいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 長期的な視点での今後の財政負担の部分につきましては、本年3月末に作成しました三川町中期財政計画がベースとなると考えております。特にこの中で触れておりますけれども、事務事業の見直しは今までも行ってきたところではありますが、さらに特に普通建設事業については実施事業の内容、それから実施年度の見直し、調整を図ることが必要であるということで、次の項目であります公共施設等の総合管理計画にも通ずる部分でございますけれども、そういった整備計画について今後単年度で当初行う予定をしていたものを複数年度にわたって実施をしままいりますとか、そういった調整を図りながら財政的な負担の平準化を図りながら財政運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、この中期財政計画におきましては、普通建設事業費以外の部分についてはある程度の経費を見込んでおりまして、特に扶助費に関しましては今後もやはり社会福祉経費については増加するものと見込んでおりますので、そういったなるべく住民生活等に密接に関わりのある部分については、できる限りそういった影響を受けないような政策を今後とも継続してまいりたいと思っております。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 住民生活等に直接影響を受けないような対策を講じていきたいという答弁でありましたが、普通建設事業に関する調整をするということは直接影響してくるものだと認識しておりますが、この質問に関しては2項目目でさせていただきたいと思っております。

長期的な視点とある意味示されております中期財政計画においての視点ということで、少し先程扶助費の増加等が見られてきているということで答弁ありましたので、経常収支比率、少し数字的などところをお伺いしたいと思います。令和元年度における経常収支比率89%ということで、平成30年度より上昇していると言いますか、平成30年は86.7%ということで上昇していると。やはりこういった経常収支比率がどの程度の数字で推移していくのか、その辺の数字も説明いただきたいと思ひますし、実質公債費比率、こちらに関しては1.2%ということで、これも中期財政計画上どの程度の数字で推移していくものなのか説明いただければと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 経常収支比率につきましては、最新数値については令和元年度部分しかまだ公表されていないところでありまして、令和2年度分については現在決算統計

事務と合わせて今後の9月定例会前までにはまとめるものとなっております。経常収支比率の根拠となりますのは、やはり固定的な経費、先程の扶助費もありますけれども、特に人件費についても、その分子とありますので、人件費等が増えれば経常収支比率も分母が変わらない限りどうしても数値が高くなってまいります。特に令和2年度からは会計年度任用職員という区分になりまして、今まで賃金につきましては物件費という扱いでありましたけれども、会計年度任用職員は人件費という扱いになりますので、そちらの部分で経常収支比率についても令和元年度よりも増えるものと見込んでいるところでございます。

それから、公債費比率の推移につきましては、これについても借入れ年度の当該年度から元金償還が始まります年度以降がやはり公債費のピークとなってまいりますので、実際に公債費比率につきましてもそのピークにつきましては令和7年度以降のピークになろうかと考えているところでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 実質公債費比率が令和7年度以降にピークを迎えるということで、見通しとしてどの程度、何パーセントぐらいまでの公債費比率になっていくのかという見通しが予測としてあるのであれば説明いただきたいと思います。中期財政計画を作る上ではやはり経常収支比率というのも見ながら作り込んでいるものだと私は勝手に思っていたわけですが、精査しないと数字は出てこないということで、見込みとしてどの程度のパーセンテージを捉えているのか再度確認したいと思います。

また、これも確認ですけれども、実質赤字比率と連結実質赤字比率というのが、ともに0%というような財政状況なのかなど。こちらの推移も変わらずいく予定なのかどうなのか。この辺をもう一度説明いただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 後段の方の連結赤字比率等の部分につきましては、今後ともそのような形で推移するものと見込んでおります。

それから、経常収支比率の具体的な数字の部分につきましては、単純に物件費から人件費が変わったというだけで、計算するものではなくて、事業費支弁として人件費の臨時的経費が認められることとなっております。決算統計上の数値としては全体の数値がまとまりませんと数値としてはなかなか掴みづらいものがあります。というのは普通建設事業費として例えば今回多額のごみ処理等の負担金ございますけれども、あれも普通建設事業という扱いになりますので、その部分についても事業費支弁として人件費が認められますので、そういった部分については経常収支比率から除かれてまいりますので、そういったことで普通建設事業費と人件費については、そういった相関関係がありますことから、我々の見込みとしましては単純に物件費から人件費が変わったことによる増加だけではないということで捉えておりますので、具体的な数字等についてはもう少し全体の決算を集計しませんと数字についてはまだ出てこないという状況でございます。

公債比率につきましては、いわゆる早期健全化基準という25%には到底ならないものと見込んでおりまして、ただし、本町で一定の基準の目安としましては、18%を超えますと

県知事の起債許可が必要となる県の基準がありますので、その25%には当然比率、数値にならないような形になろうかと思ひますし、さらに県知事の許可が必要となる18%にもならない基準で今後とも推移していくものと見込んでおられるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 実質公債費比率に関しましては地方債許可団体と言ひますか、そういった団体にならないのかなという心配があつたのでそういった質問をさせていただきましたが、そういった数字を捉えた上での公共施設等総合管理計画に繋がっていくのではないかと思ひます。その数字がない段階で計画を作るといふのはかなり難しいのではないかなというように印象受けまされども、次の質問に移らせていただきますが、この一つ目の質問で最後にお伺ひしたいというのが、そういった数字を、財政規律を高めていく中で、町財政のプライマリーバランスをどの程度持つていくかというところが、締め付けだけ、いわゆる数字をあまり捉えないで締め付けだけで行っていくということが、やはり住民サービスに直結していくのではないかと思ひます。早期にもとに戻そうという気持ちは分かりますが、やはりある程度緩やかなカーブをもって財政規律を戻していくという考え方も必要ではないのかなと思ひます。その辺の考え方についてお伺ひしたいと思ひます。例えば、18%以上ぎりぎりまで攻めていくんだとか、ならないようにはするけれどもというところがあると思ひますけれども、ある程度、その数字をどの程度の曲線を描いていくのか、考え方があればお伺ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 私どもといたしましてもそういった形で、なるべく緩やかなカーブを描きながらそういった財政の抑制を図っていきたくと思ひているところでございまして、単年度でいきなり下げることは難しいと思ひておりますし、先程言ひました普通建設事業費におきましても必要なものについてはやはり交付税措置があるような有利な起債等を活用できるようなもので、なおかつ、緊急優先度が高いものでも、そういった普通建設事業費については一定のそういった財政計画の中で組み入れることにしておりますので、全体のプライマリーバランスを図りながら財政運営を行つてまいりたいと思ひております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった視点を持ちながらも二つ目の公共施設等総合管理計画の質問の方に移らせていただきますけれども、財政措置のある事業を優先して行うというところは分かりますが、逆に申しますと、財政措置がない事業が全く着手できないかなという印象を受けております。個別施設計画の話が答弁でありました。すでに作られている計画に則つて、それを参考にしながら計画を作っていくというようなお話でありましたが、個別施設計画、道路長寿命化修繕計画であつたり橋梁長寿命化修繕計画等の情報はいただいておりますが、他に個別施設計画、どのような計画が、この公共施設等総合管理計画と関連しているのか説明いただきたいと思ひます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今の質問にありましたような各種計画の他に、学校施設に係る

長寿命化計画、それから役場庁舎についても個別施設計画を策定済みでございますので、そういったこれからも活用を図っていく必要がある公共施設、主な公共施設については個別施設計画との調整を今後図ってまいりますのでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先の研修において道路長寿命化修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画についてはかなり研修させていただきましたが、どうも公共施設等総合管理計画との関連付けというものが紐付けされていないのではないかなというように思います。個別計画は個別計画で立てているがそれを解消するための予算立ての裏付けがないというような印象を受けております。計画は立てるけれどもそれを実行するための能力と言いますか、予算が追いついていかないと。これはかなり問題ではないのかなと思います。やはり個別施設計画を立てるのであれば、しっかり予算を裏付けして公共施設と総合管理計画に反映するべきではないかなと思いますけれども、その考え方についてお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 個別施設計画につきましては、その施設が持つ寿命と言いますか、その施設の特性によって実施時期、開始の時期についても変わってまいりますので、学校等の施設関係については、例えば今年度行っております小学校の大規模改修事業のように定期的にその時期に行ってまいりますようなものと、それから道路等インフラ整備に関する部分につきましては、やはりその単年度で終わるということはなかなか難しいものだと思います。特に延長等が長いような路線につきましては、国の補助事業等を活用しながらの実施となってまいりますので、その辺については、その補助事業等の活用の時期も見込みながら、やはり計画的にある程度長いスパンでその施設を維持していくという考え方に立って実施してまいりたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 長いスパンを持ってということですので、個別計画にも予防保全型管理に努めるということですので、あまり時間をかけるとその計画段階からどんどん誤差が生じてくると思いますので、その辺の調整をしっかり見ながら計画を立てていただきたいと思います。現行の公共施設等総合管理計画においてはアスレなの花であったり北田団地、保育園・幼稚園の改修というのが喫緊に迫っている計画であったわけでありましてけれども、今後検討される計画においては、その順番というのはどのような順位立てにされるのか、どういった考え方があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 今後策定済みの個別施設計画の内容等も精査しながら、その優先順位等を付けながら計画的に行ってまいりますものでありますけれども、先程補助事業の活用といった部分もちろん優先事項でありますし、有利な起債等の活用といったものも当然財政的には優先すべき事項だと思います。ただし、そういった有利な財源等が活用困難な施設等もあろうかと思えます。特にアスレなの花とかそういった部分については、以前の計画の中でもやはり基金の活用といったものも財源として活用、今後可能ではないかと考えられま

すので、その辺の時期については今後の基金等の状況を見ながら対応してまいる必要があらうかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは現行の計画を一度フラットにすると、新たに組み直すというような考え方でよろしいでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 基本的には個別施設計画を再度点検した上での新たな判断をしてみたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ改定の際には、前回公共施設等総合管理計画を計画した際、いわゆる建物の老朽度合いであるとか不具合の数値が表れております。そういった数値が一旦フラットになって優先順位が変わってくるということだと思いますので、ぜひ再度点検していただいて優先順位をしっかりと付けていただきたいと思えます。

三つ目の定員適正化計画についての質問に移りますけれども、いわゆる総務省が公表する一般行政部門というのが本町で5人少ない、その基準より5人少ないということで、いろいろな本町が出している財政の資料等を見ますと、どこかしこに定員適正化計画によってかなり財政を改善させているというような表現が何箇所か出てきておりました。人件費の抑制というところで、財政健全化を図っているという姿勢はかなり感じられますけれども、実際に職務に就く職員の負担というのが、やはり出てきているのではないかなと思うところであります。

客観的な数字からお伺いしたいのですが、基本的な話で大変申し訳ないのですが、一般行政職における学歴別、経験年数別に比較した国家公務員の給料を100とした場合の地方公務員の給与水準を示した指数ということで、ラスパイレス指数という指数が財政の資料にも載っておりますけれども、それが本町の場合、令和元年度97ということで、類似団体ですと95.9ということで、それよりも高い数値になっている。学歴、高学歴の職員の方々が多いのか、その辺のラスパイレス指数が高くなっている要因。類似団体より高い、一概には比較できないというような、先程の一般質問での副町長の答弁もありましたが、定員適正化計画を厳格に進めていると町としては示している中で、その中でもやはり大きな要因となっているのがこのラスパイレス指数ではないのかなと思えます。高くなっている要因が分かるとすれば説明、答弁いただきたいと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） ラスパイレス指数につきましては、国家公務員を100としたといった場合でございます、その国家公務員が同じ年齢で同じ級別に何人属していて、それと比較した場合に本町がどういった人数構成になっているかといった部分で変わってまいりまして、毎年変動するような率となっておりまして、一時本町が非常に低い時期もありましたけれども、今年年齢構成が全体的に上がってきておりまして、職員に占める高年齢層が増えている状況にあるといったようなことの要因から、均した場合そういった数値として、類似団

体に比べて若干高いような数値になっているのかなと思いますけれども、実態はそれぞれの級別で比較した場合は、級別と言いますか、同じ自治体、近隣の自治体と比べて上回っている給与を払っているといったようなものではないということでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 一概に判断はできないということで、年齢構成等が影響しているという答弁でしたので、今後また推移を見ていきたいと思っておりますけれども、やはり定員適正化計画プラス2名と言いましても、それでもかなり頑張っている方なのではないかと思えます。これ以上の人員削減というのは到底考えられるものではありませんし、職員の負担というのがかなり大きくなっていると思っておりますので、以前から私も一般質問しておりますけれども、行政事務の効率化といった意味で、やはりデジタル化とかAI化、これはただの手法でするので、それを入れればすべて解決するというわけではありませんが、やはりこういった考え方を加速化させる必要があるのかなと思っております。その話は機会を改めてしたいと思いますけれども、今はデジタル庁創設の話もありますので、時期を見ながらまた質問させていただければと思います。

次の四つ目の行政事務の見直しを行う上でという質問をさせていただきますが、やはり人事異動に伴う負担というのが職員の方々には功罪あると思えます。やはり人事異動も必要ですし、またはそれに伴う負担がかなり大きくなるというところがあります。職員育成の観点から様々経験することは大変重要だと思っておりますけれども、やはり専門的な部門というところではじっくり育成するという考え方が必要ではないかなと。でなければ、育成のための外部、民間のノウハウを取り入れることが今後必要になってくると思えます。

例えばですけれども、建設部門だと建築土木の知識を民間投与するか、協定を結んで出向という形に持っていか、難しいと思っておりますけれども、アドバイザー契約、顧問契約を結ぶなどして、やはり専門知識をしっかりと蓄えた方から職員育成を業務時間内にいろいろアドバイスをいただいたりというような、業務時間内に育成を図れるような仕組みに変えていくべきではないかと思えます。そういった外部投与、かなり人件費の問題、先程からしておりますので難しいとは思いますが、人材育成の面ではそういった考え方が今後必要になってくるのではないかと思います。それについていかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず行政事務全般に関しましては、やはり年度年度で業務の内容とかが特に変動することが多いものですから、特に本町のような職員数が少ない自治体にとりましては、その年度で発生した業務に対応した職員を仮に採用枠を増やして土木職を採用した場合に、その事業が終了した以降、事業料が極端に減って、その事業に対してその技術職等が不必要になるといったようなケースも考えられるかと思えます。したがって、本町といたしましてはこれまでそういった部門については外部委託、あるいは民間へ業務委託できるものは民間の方に委託する等の手立て、取り組みを行ってきたところであります。それから外部人材の投与といったものについては、これはもしそういった他の関係団体等からそういった外部人材を活用できるような機関等、あるいは方がいらっしゃれば、町の当然予算

等の関係もありますけれども、それはもちろん一つの民間委託の一つのあり方ということでの検討にはなろうかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 複数やり方はあろうかと思っておりますけれども、例えば専門職としての技術職と言いますか、そういった専門的な技術を身につけた職員を登用し、しっかり他の職員に伝授できるぐらいの能力を持っていただいて従事してもらおうであったり、あとは民間の例えば定年退職された方でノウハウをしっかりと蓄積された方を常時ではなく、アドバイザー契約的にスポットで来ていただくなどのやり方も今後あるのではないかなと思います。それは建設部門だけではなく、これから企画になるのか分かりませんが、デジタル化の推進であったり福祉の部門であったり、様々などところでの考え方があると思いますので、やはり人事異動の功罪というところをいま一度振り返っていただければと思います。人材育成についてはやはりじっくり専門的などところも必要だということには私は思います。

それでは大きい二つ目の質問をさせていただきたいと思っております。防災力維持についてでありますけれども、先の町内での火災の際、やはり現場に急行しなければならないという思いからだとは思いますが、そういった火災の現場にはすぐわないような装備で出動している団員が複数いたと、2次災害の危険もあったということが聞こえてまいりました。やはり機械器具の操作もさることながら災害現場へ出動するという心構えを再度確認であったり、構築する必要があるのではないかなと思います。町長答弁に操法に代わる取り組みが今年行われるということでありましたけれども、私はそういった心構えを再構築することがまず第一歩ではないかと思われまます。どのような取り組みをされるのかお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 火災現場活動等における技量等の低下を招かないような方策としまして昨年度実施できなかった操法大会に代わるようなものということで消防団が中心となって検討を進めているところでございます。ただし、現在の状況が、やはりワクチン接種が行き渡っていない状態で、なおかつ感染拡大が懸念される状況では集まること自体が望ましいことではないという判断もあったことから、実施時期等についてはまず秋以降について再度検討するような形で現在話が進められているところでございます。場合によっては、全体で集まるといったことではなくて、それぞれ班単位での独自の取り組みといったものになる可能性もありますけれども、この辺は状況を見ながら取り組んでいくことになろうかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 状況を見ながらということで、まだまだどのような方向で、実施するかどうかはまだ定まっていないのかなというような答弁でしたけれども、やはりもう2年も演習や操法大会をしないと、士気に関わることもありますし、また団員から聞きますと、やはり今この新型コロナウイルスの状況でやれることからやっていくしかないのではないかと。以前の生活にいきなり戻りましょうというのはやはりまだリスクもありますし、今までのやり方を見直す良い機会ではないかというような話を聞いております。やはり

密を避けるようなあまり集合しないような形だったり、そういうやり方を今後検討するべきではないかなど。操法大会に代わる取り組みについてはあり方をいま一度見直して、操作とか技術という部分を競うという視点よりもやはり消火、防災に対する危険を再認識して、心構えを確認する方向から始めるべきではないかと思いますが、こういった考え方はいかがでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先週も消防団の分団長会議が開催されてこの話題になったところでございますけれども、その際に、三川分署の方からのアドバイスとして、その訓練ありきではなくて例えば座学形式での実施要領の確認でありますとか、そういった形だけでも実施することによって理解が深まるのではないかとといったようなご意見も頂戴したところであります。今回のコロナ禍での訓練のあり方を契機としまして、そういった理解が深まるような消防活動について消防団を交えて一緒に考えていきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ウィズコロナの対応として、これまでにない新たな演習の考え方、競技といいますか操法大会の考え方、再度構築していただきたいと思っております。今までのやり方ができないから中止にしているだけであって、やり方を変えて少しでも防災力の維持といいますか消防力の維持というところを念頭に置いた形での開催をしていくべきではないかと思っております。これまでどおりのやり方からやはり脱却する必要があるというようにも思っておりますので、ぜひ今後の会議等で少しでもやれるところからという姿勢で臨んでいただきたいと思っております。

二つ目の水害が多発する時期を目前にということで、昨年内水被害のあった青龍寺川では、河道掘削による河川回復が行われました。今後右岸側の堤防の嵩上げが実施されるということで着実に進んでいるなと思っております。また、土口地内にある二丁排水、三本木地内の雨水排水対策事業と、完成が待たれるわけでありましてけれども、いずれも梅雨後に完成予定となっているのかなということで、今年の梅雨時期は特に注意が必要ではないかなと思っております。

昨年問題となった連携という部分では、町から住民、水防団、県や国といった、やはり町がハブ機能を果たしてその情報発信しないといけないという、今新たな計画といいますか会議の中での資料でも示されておりました。やはり町が機能しなくなるとすべて滞ってしまうのかなと思っておりますので、その工程、再度密を確認していただきたいと思っておりますが、先程町長答弁で確認したということでありましてけれども、新型コロナウイルスの対策を含めてやはり横断的な連携が必要ではないかと思っておりますけれども、例えば避難所運営であったり住民の連携、水防団との連携というのが、横断的な連携というのほどのような状況になっているのか、再度確認したいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町におきましては職員体制としまして職員の配置計画を策定しておりますので、本年度そういった配置計画に基づいてそれぞれ各課からの職員の配置の整備を行ったところであります。この中では警戒配備、第一次配備、第二次配備、第三次配

備まで、それぞれ個別の職員名を明記した形でそれぞれの配置基準に従って行動していくことと、それから特に避難所の開設等に関しましては、その主となる課だけではなくて他課からあらかじめそういった避難所開設にも支援をするということで確認を行っているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 各課からの確認を行うということで、具体的にお伺いしますけれども、大体水防時になりますと建設部門であったり産業振興課部門であったり、それぞれ別々に点検して見て回るというのがよく現場で見られたのですが、それに総務は総務で、危機管理の部分で別々にということで、どうも無駄な動きと言いますか、連携を取り合えばここはこういう状況だというように、災害対策本部等情報収集ができるような機能があれば、まずその危機管理がすべて回らなければならないというような状況ではなくなるはずだと思うんです。先程の一般質問でもありましたけれども、漏水箇所、やはりこういうところもあるよというのを職員に住民の方々が声をかけて見てもらう。やはり雨が引いてから見てもらうのと実際に雨が降っているときに見てもらうというのは全然違うと思いますので、どうも課を横断した町内の点検と申しますか、そういう動きが昨年については見られなかったなと思いました。今年についてはその動きはどのようになっているのかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） いわゆる現地確認の部分だと思いますけれども、これについてもやはり昨年の反省を踏まえまして、特に今話が出ました産業振興課や建設環境課がどうしても自分の施設の方の点検とか体制の確認の方に時間を取られますので、現地確認支援につきましてもやはり他課からの支援を行うような体制を今回の配備計画の中で示しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ぜひ昨年の教訓をもとに素早い対応と住民との意思疎通をしっかりと図っていただきたいと思います。漏水箇所に関しましてはそのときでないと確認できないことですし、ある町内会ですとあまり言えないんだというようなこともありました。ですので、その辺はしっかりと住民の方々と連携しながら確認していただくことが重要になってくると思います。

続いて団員確保に関してですが、消防団活動がかなり限定されておまして、新たに団員候補となろうとしている方に関して消防団は普段何を活動しているのかさっぱり分からないといったような印象になってきております。例えば消防団の活動が限定的であれば、その中でもできるような町内の見回り、例えば生活排水の側溝がどのぐらい埋まっているのかというのをマップで作ってみたり、そういう町内会と連携したような、自主防災会と連携したような動きを見せていくことで、消防団活動への関心というのが高まっていくのではないかと思います。ぜひ新たな取り組みをしながら新入団員確保に努めていただきたいと思います。

平日日中の消防団員が不足している問題ですけれども、農業者の減少だったり働き方の多様化に伴って平日日中の活動可能団員というのがかなり減ってきている印象があります。団

員はいるけれども活動可能団員というのが減少してきていると思います。平日日中の活動可能団員数、これを調査して把握するべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 日中の活動可能団員の数の調査といったものは改めて行った記憶はないのですけれども、ただ事業所といいますか、どこにお勤めかということでの把握は可能ではないかと思っております。また、日中の活動の部分に関しましては、全体数から見れば補助的な役割とはなりますが、消防団活動協力員制度を本町は独自に設けておまして、消防団を退任された方で、初期消火活動等を支援いただける方といったことを毎年町内会長の皆さんにご協力を願って各町内会から推薦された方を名簿化して、その方々にもそういった日中の消防団が手薄となるような活動についてご協力をいただいているような状況でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 消防団協力員というのが初期消火に関しての協力ということで戦力として捉えているような答弁でありましたが、確か当初予算時にはヘルメットだったりアルミックスだったりそういった火事場、最前線に出るような装備は支給しないというようなお話でした。いわゆる戦力といいますか、数としてはそこまで考えていない。初期消火と言っても例えば火事ぶれであったり水利を教えるであったり現場の方に誘導するであったり、そういった動きを主に考えているのかなと思いますので、ぜひ平日日中の消防団活動可能団員をいま一度把握するべきだと思います。そして、企業の方にも、三川町の企業にも三川町の住民が勤めておりますけれども、やはり鶴岡市の方が多いですし、昼間人口もやはり本町では多いということですので、企業側としてもその装備を使えるように、機械器具や装備に関して負担を折半するなどして企業からの協力を得ながら、やはり町全体で防災意識を高めていくことが必要ではないかなと申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午後 3時20分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午後 3時40分)

○議長（佐藤栄市議員） 次に、6番 鈴木淳士議員、登壇願います。6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員）

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 第4次総合計画及び国土
利用計画の具体的方策につ
いて | 1. 農振法の規定により、令和4年から8年間にわたり農振
除外が規制され宅地転用がむずかしくなるなか、国土利用
計画における令和12年の「住宅地」の目標値を44ヘク
タール増の217ヘクタールとしていることについて、そ
の実現性に係る具体的方策を伺う。 |
| | 2. この国土利用計画に基づく総合計画の「主要施策」のひ
とつに「利便性の高い住宅地を整備する」とあるが、住宅 |

	地に宅地転用できる法的根拠並びに開発可能な地域を伺う。
2. コロナ禍におけるエアコン設置支援策について	<p>1. 不用な外出抑制と温暖化傾向による熱中症の発症が懸念されることから、高齢者世帯等へのエアコン設置支援策を率先躬行すべきと考えるところであり、その財源として国からのコロナ対応臨時交付金を活用して実施できないものか所見を伺う。</p> <p>2. 冬期間の灯油購入費助成制度同様、夏季のエアコン電気代助成制度も必要と考えられるので、併せて実施できないものか所見を伺う。</p>
3. コロナ禍における徴税の配慮について	1. 県境を超えた移動自粛が求められている現状において、県外滞在中のため期限内に納付することができず督促状が発出されてしまった場合は、督促手数料を免除するといった救済策を検討すべきと考えられるので、制度的に可能なものか所見を伺う。

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い一般質問いたします。

初めに、第4次総合計画及び国土利用計画の具体的方策についてであります。

農振法の規定により、令和4年から8年間にわたり農振除外が規制され宅地転用が難しくなる中、国土利用計画における令和12年の「住宅地」の目標値を44ha増の217haとしていることについて、その実現性に係る具体的方策を伺います。

この国土利用計画に基づく総合計画の「主要施策」の一つに「利便性の高い住宅地を整備する」と記載されておりますが、住宅地に宅地転用できる法的根拠並びに開発可能な地域を伺います。

次に、コロナ禍におけるエアコン設置支援策について伺います。

不用な外出抑制と温暖化傾向による熱中症の発症が懸念されることから、高齢者世帯等へのエアコン設置支援策を率先躬行すべきと考えるところであり、その財源として国からのコロナ対応臨時交付金を活用して実施できないものか所見を伺います。

また、冬期間の灯油購入費助成制度同様、夏季のエアコン電気代助成制度も必要と考えられますので、併せて実施できないものか所見を伺います。

最後に、同じくコロナ禍における徴税の配慮についてであります。

県境を越えた移動自粛が求められている現状において、県外滞在中のため期限内に納付することができず督促状が発出されてしまった場合は、督促手数料を免除するといった救済策

を検討すべきと考えられますので、制度的に可能なものか所見を伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木淳士議員にご答弁申し上げます。

質問事項1の国土利用計画の具体的方策について、1点目の住宅地にかかる目標値の実現性に関するご質問であります。国土利用計画は、国土利用計画法に基づき、本町の土地が、将来にわたって、どのように利用されるのが望ましいか定めた土地利用に関する指針であり、第4次総合計画の基本構想に即して策定しているところであります。

また、計画期間は10年としており、住宅地につきましては「217ha」を令和12年の目標値として掲げております。これには桜木地区の住宅環境整備も含まれるところではあります。本計画におきましては、住宅地に限らず、いずれの利用区分も将来の望ましい土地利用を見据えて積み上げた数値を目標値としているところであり、今後とも町内の各地区の均衡ある発展を基本とした土地利用を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の住宅地への転用に関するご質問であります。総合計画及び国土利用計画における「利便性の高い住宅地の整備」につきましては、まずもって子育て交流施設テオトルや小・中学校にも近く、子育て環境の充実した桜木地区の住環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。住宅開発を進める上で、農用地の宅地転用には、いわゆる農振法等の規制がありますが、当区域は、農振地域以外の土地であり、開発可能なエリアであります。また、みかわ産業団地の拡張を目指す区域につきましても、農振地域ではあります。いわゆる農産法に基づく計画の策定により開発が可能であります。その他の地域につきましては、「赤川二期地区土地改良事業」の完了により当面の間は、農用地区域からの除外が規制されることとなりますので、農振法等の土地利用規制を受けない区域においては開発が可能であると認識しているところであります。

質問事項2のコロナ禍におけるエアコン設置支援策について、1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

現在、コロナ禍によって自宅で過ごされる時間が長くなっている中、これから暑い季節を迎えるにあたり、熱中症などが心配される季節になってまいります。高齢者については、加齢による体温調整機能の低下などから、一般成人に比べて熱中症や脱水症を起こしやすくなっております。また、熱中症による救急搬送人数を見ても、高齢者が圧倒的に多くなっていることから、町としても熱中症の予防や対処方法については、早めの周知を図りながら高齢者の熱中症に対する注意喚起に努めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の高齢者世帯等へのエアコン等冷房機器の設置に対する臨時交付金を活用しての支援策であります。限られた交付金の活用については、コロナ禍によって直接的な影響を受けている多くの町民や、子育て世帯、生活困窮世帯、事業者等への経済的な支援に取り組んでいるところであります。また、エアコン設置にかかる夏の電気代助成については、県が事業実施していない中、町単独での実施は考えていないところであります。

質問事項3の督促手数料の免除に関するご質問であります。町税は町の自主財源の根幹をなすものであり、地方税法及び税条例等に基づきながら賦課決定し、納税通知書を送付し

ているところであります。納付方法につきましては、本町では、これまでの役場や銀行等の窓口での納付のほか、口座振替やコンビニエンスストアでの納付、さらに、今年度からは携帯電話での電子決済による納付も可能となり、納税の利便性の充実に努めているところであります。

また、納税通知書の送付先については柔軟に対応しているところであり、町税の納期限についてもあらかじめお知らせをしているものであることから、督促手数料の免除は考えていないところであります。

以上、答弁といたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） それでは、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず最初に宅地転用の問題でありますけれども、今町長の方からも説明ありましたとおり農振法による規制、これは極めて厳しいということがいろいろな場面で確認できるようになりました。実は私も行政書士の業務を行っている関係で、三川町内に最低でも1,000㎡、できれば1,500㎡くらいの宅地を準備したいのだけれどもということと相談を受けてはおるのですが、いかせんその相談を受けたのが今年に入ってからのもので、農振除外の対象に計画に上げてもらうということができないという状況かなと認識しているところではあります。

いろいろと都市計画区域は設定されているものの用途指定がなかったのが非常に悔やまれるなという状況で、これに何とか対応できないものかというところをいろいろ考えたときに、実はここは副町長からアドバイスいただきたいところですが、この総合計画の素案の説明のために、昨年3月23日に議会全員協議会が招集されましていろいろと、まだ素案の段階でのこの総合計画内容について話があったわけですが、これまでの過去第3次総合計画まで載っていた都市計画に対する対応ということについて、この第4次総合計画から「都市計画」の4文字がすべて削除されているという中において、大丈夫なんでしょうかということとその全員協議会のときに質問させてもらったのですが、その会議が終わった後の休憩時間のところで副町長が「大丈夫だ、農村産業法あるから十分対応できるから」という発言が町長とお二人並んだ席からあったものですから、本当に大丈夫なのかと、非常にあのとき副町長の自信に満ちた表情での発言だったものですから、良い方策があるのかなというところで、まずは何とか宅地転用できるものかどうか、その辺の所見についてお伺いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） ご質問のありました全員協議会における質問中の私の発言というご質問でございますが、残念ながら私はその部分を記憶しておりませんので、正確な答弁はできません。ただ、もし大丈夫だと言った意味とすれば、新たな第4次総合計画に都市計画マスタープラン、その文言はなくなってもその事業に合った適切な方策によって開発を実現していきたい。そういうことで関係法令云々というような記載をした、これによってその時点で計画されている開発事業は行えるんだと、そういうようなことは言ったかもしれません。記憶にないので正確とは言い難いのですが、ただ、今言ったことについてはいろいろな

機会に私が話をしていた内容でありますので、この点については間違いはないと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） どうもありがとうございます。まずはその事業その事業を実施するに適切な法制度を引用して活用するというお考えだと受け取ったところであります。しかれば、今度本当に具体的な話ということで確認させていただきませんが、先程の町長の1回目の答弁にありましたように、この国土利用計画そのものについては将来を見越しての計画なんだというようなお話で、その答弁については実は先般3月議会定例会でも同じような質問をさせていただいたときに企画調整課長の方から「あくまでも将来を見越しての計画であるということで何ら問題ない」というような答弁があったのですが、果たしてそういうことで町の根幹を成す計画ということで話が通るものかどうかというところがあります。

この第4次総合計画の表紙にも書いてあるとおり、2021年から2030年までの10年間という、その期間がきちんと明示されている。それに基づいての国土利用計画法。この中についても目標値となっているものの令和7年、それから令和12年のそれぞれの年次にわたっての目標値ということでその数字が載っているわけです。そうすると一般の町民の方々はこの数字を見たときに、どこかにこれだけの宅地等が確保できるんだろうなというイメージを描くわけですけれども、いろいろと調べていくとどこか、先程説明がありました桜木地区の区分については分かりますよ。これは誰も了解しているとおりに農振除外になっていますから、誰もそこは分かるんです。一方で、みかわ産業団地の造成事業については先程来説明がありました農村産業法に基づいてこれから計画を作るということは分かるのですが、それ以外の地域で、町長の答弁で敢えてそれぞれ東郷・横山地区についても然るべき開発が見込まれるというような説明がありましたが、一体それはどこに確保できるものなのか。それについて所見をお伺いしたいと思います。

まずは産業振興課長の方から、果たしてこれからの農振法の制度の中で農振除外が可能な区域がどこに発生してくるのか。また、その規模がどれくらいの面積であるのか。そこから答弁をいただいた後、所管課の企画調整課長の方から詳しく説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） 今後の農振除外の予定箇所と面積というご質問でございました。現時点で、3月の議会の際にもご答弁申し上げましたが、現時点で農業振興地域からの除外ということで、いわゆる農業地域の除外ということで申請を受けている件数、すみません、こちら件数と面積につきましては手持ちがございませんので後程連絡したいと思います。3月にご答弁申し上げたとおりの数値でございます。こちらにつきましては、先程来お話ありましてとおりに土地改良区域の工事が令和3年度で完了いたしますので、その翌年から令和4年からの8年間、こちらにつきましてはいわゆる農業振興地域からの除外というものができないということになります。現在相談を受けている分につきましては、令和3年、今年1年をかけまして本町の農業振興地域計画の整備計画の変更、いわゆる農振除外の計画を策定いたしまして、県と協議をして県の同意を得て新たに計画を作成するという流れ

になってございます。面積につきましては後程ご連絡したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 今後の住宅地への転用、開発ということになりますと、先程産業振興課長が申し上げた面積云々ということになるかと思えますけれども、まず産業団地の拡張について、いわゆる住宅地と同じ取り扱いと言いますか、利用区分になるかと思えます。こちらについてはまずスポット的に、現在のみかわ産業団地の拡張を取り上げればこちらについては県を介して東北農政局からも確認しておりますが、令和4年からの規制後であっても、先の国の農村振興局長通知によりますけれども、いわゆる農産法、この適用を受ける部分については許可しないというものから除外されるということで、その際、その後の周辺の農業の経営なりそういったものに支障がなければ実施計画をもって除外ができるということでの回答をいただいておりますので、今後そうしたエリアが開発できるということで考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 私の質問の仕方がまずかったのか分かりませんが、産業振興課長から後で数字ということについては、確か5、6件の、多くても10haに届かないというレベルだったかなという話でして、企画調整課長の今の答弁というのは十分理解しているところで、農村産業導入法についての話をすれば、それは工業団地の整備は簡単に国土交通省の条件をクリアできる。問題は国土利用計画の中に載っている宅地の内訳として住宅団地が44ha増、工業用地、今説明あったみかわ産業団地を16ha増、このように区分がされているというような中で、なぜその住宅団地、住宅用地ということで44ha、しかもその備考欄には第4次総合計画に掲げた人口フレーム等をもとに目標年次までの世帯数を予測してこれだけ需要がある宅地ですよということで数値化していることですから、一般の方々が見ればそのとおりなんだなと。これまでも今までの三川町の状況を見れば、随所に宅地造成がなされてにぎやかな住宅地が作られてきたというイメージをそのまま引き継ぐと思うのですが、これが一切ならないということについてのこの総合計画のあり方について、この数値のとおりにはならない。しかも、総合計画の中に記載されてあるようなバラ色のような話ですね。利便性の高い住宅地を整備することで移住定住の促進を図りますと。これは一切実現しない話ですけども、これについて町長としての町民の方々に対する誠心誠意ある対応としてどのような対応を考えられるか、所見をお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 本町では今までも様々な計画を策定してまいったわけですが、とりわけMターン戦略を見るとおり町の将来的にも持続可能なこれからの町土のあり方ということからすれば、やはり町民と一緒にその目標を掲げ、それに進んでいくというような計画策定を行ってきているわけであります。例えば、一つ例をとりましても人口フレームをどこの段階に置くかといったときにも、やはり町の内部においても高いところに設置すべき、あるいはその将来予測を少し控えめにその判断をするかということからすると非常に計画策定の段階においては幅があるというような状況でもあります。そういうことから計画ということ

からすれば、町民がいろいろな面で安心して暮らすことのできる町土、そして生活環境というものを町として計画の中に盛り込んでいくということは当然必要だと思っているところであります。

鈴木議員もまさにその立場でこの計画策定、今まで何度もやってきていると思いますので、そういった部分についての計画というものからすれば、やはり町民が等しくその生活の満足、あるいは安定した基盤というものを町がしっかりと提供するというようなことに繋げるような計画ということもこれは必要だと思います。しかしながらその計画を実施する、進めていく中においては常に検証を行いながら、毎年毎年3年のローリングを行うというのはなぜかと言えば、その時代の変化、あるいは行政需要に応じたその対策を講じながらこの計画の実現に努めていくというようなことになるわけでありますので、その点についてはバラ色と受けとめるか、やはりみんながそれを目標にしていくかという部分についての受けとめ方というのは、それは確かに町民からすれば受けとめ方はいろいろな状況ということにそれはなるうかと、このように思うところであります。

ですので、鈴木議員がバラ色という表現をされたわけでありますが、これは計画という部分の中においては、やはり表現というものは多くはそのような計画の内容になっていくということをご理解いただきたいと、このように思うところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 表現の仕方についても当然より適正な表現ということを求められるのが行政対応ではないかという視点で述べた意見でありまして、先程来繰り返しになりますが、どう考えても桜木地区と今計画に載っているみかわ産業団地以外宅地化できるところがないんですよ。どこにこれから住宅団地を造成して移住定住の促進を図れるのですか。先般議論になりました空き家対策ということで空き家のこれからの利活用ということについての視点では私も賛同するものではありませんけれども、だったらそれを強調した形での計画だったらまだ分かるんです。この計画はもう国土利用計画からしても簡単にこれまでどおり宅地造成ができる、まさに町長が指摘されたようにこれまでの計画だったら8年間もの縛りがあるというような悪条件はなかったんです。ただ、それをやるかやらないかというだけのレベルでしたから将来的な数字ですよということで話は通ったのですが、今回の第4次計画に関してですと完全に足かせがはめられていて、来年から8年間は全く何もできないというように読み取れるのですが、救済策がもしあるようでしたら企画調整課長から説明を求めたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） 先の議会でのお答えと重複するかもしれませんが。救済策というよりはこの今年度からスタートしました国土利用計画、本町の計画としての質問にありました将来の数値、これは先程町長の答弁でもありましたとおり、先の私の説明もさせていただいたところですが、構想図、将来にわたって10年というこの計画の期間はあるものの、将来的にそれぞれの地区でこのような開発、色塗りといいますか、土地利用を行っていきたいと、そういう構想をもとに10年期間ということで、その構想から数値を積み上げて目標

年度の12年というところに数値を置いたところであります。

ですので、先程来質問いただいています農振法の規制の中で8年間その規制がある、開発できる土地の面積云々ということでご質問ありますけれども、この計画自体としては10年というスパンは計画期間として定めているものの、今後開発、それと同時に無秩序な土地利用、これを町として抑制するという意味も込めまして、その構想に基づいて数値を積み上げたその計画になっているものと理解しているところでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） そうしますと、この過大数値だということは一切認める気はないということで理解していいわけですね。参考までに申し上げますと、先程来紹介になっている農村産業法、これによっていろいろと開発が進みますという副町長の話にもありましたし、所管課長もそのような見解のようですが、確かに対象事業となる宅地化の確保については農林水産省も大幅な譲歩になってきたと。ただし、それはあくまでも事業用地ということであって、一般住宅用地は含まれていないということは十分理解しておいていただきたいと思います。併せて、産業団地への進出企業の厳密性が問われていますので、どの企業がどれだけの面積、それも必要最小限の面積という条件がありますので、今現在計画されているあの区画を全部産業団地化できるのかどうか。そこに入ってくれる企業がどれだけ出てくるのかということについては慎重な対応をした方がいいのではなかろうかという私なりに調べた中での話ですので、記憶にとどめていただければと思います。

もう一つの相談なんですけど、これは産業振興課長から後で調整してもらえればなんですけれども、今回の農振除外規制の中で8年間の規制がかかるということについては、まさに昨今この農振法の改正を行ってより厳密性を高めたということが資料に書いてありました。もう本当に8年間というのはがんじがらめの状態になるだろうという中で、一つだけ盲点があって、区画整理、農用地の造成等の面的整備を行って8年未経過の農用地については開発することができないという文言でした。今回我々が恩恵を受けているのは、用排水路の整備ということでは線的整備という理解はできないものかということ、もしこれがいささかでも通れば8年間の縛りがいくらか緩和されて、何とかそれこそ町の計画どおりの宅地開発ができる可能性が出てくるのではなかろうかというように感じたところですが、もし所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいま今回の土地改良の整備について線的な整備でないかというようなご質問でございました。ただいまの件につきましては、平成12年4月1日付の農業振興地域に関するガイドラインということで、これは農林水産省の構造改善局長の通達でございますけれども、この中にただいまの件に関する表現として、「土地改良事業等により、区画整理や農業用揚排水施設の新設又は変更等が行われた農地は、これらの事業がなされていない農地と比較して、明らかに営農条件が優れており、土地の合理的利用の観点からも、農地の改良等の公共投資の効用が十分に発揮されるよう、一定期間、農用地区域として確保する必要がある」という文言がございますので、土地改良事業等により農業用排

水路の改良がなされた今回の工事につきましては、面的な縛りが発生するものというように考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 説明ありがとうございます。返す言葉が出なくなってしまいましたけれども、それほど厳しいというような条件かということで、まさに職員の皆さんの叡智を結集して何とか計画どおり進むことを願ってやまないというところで終わりたいと思います。

次の質問について移らせていただきますけれども、これは昨年も質問させていただいた要望させていただいたエコアン設置支援ということでございますが、これについてまずは頼りにするところの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、限られた交付金ということでその有効な活用を図っていくというご答弁でありましたが、エアコン設置支援補助金といったような制度について対象にならないということではなかったのか、その点を最初に確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 中條健康福祉課長。

○説明員（中條一之健康福祉課長） 令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが交付金の正式名称になるわけですが、これが第3次の予算の中でこういった自粛に関わっての対応に対しましての支援の交付金というのは対象にならないということではございません。実際このエアコン設置について実施されている自治体も少なからずあるというような情報も聞いております。山形県内にはこのエアコン設置に関しまして、この臨時交付金を使つての事業を実施しているという自治体は今のところないというように聞いておりますが、この事業、交付金の方にエコアン設置が全く該当しないというようなものではないと認識はしております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 県内ではこれを活用してエアコンの設置支援策をとっているところはない。ところが、お隣の福島県では複数の自治体がもうすでに行っている。国内で見ますと相当の自治体で実施しているというような状況がありましたので、何とか本町が山形県内でも先駆けて、この支援策を講ずることによって、県の動向を見守りたいというようなお話もありましたのですが、逆に県に働きかけするくらいのリーダーシップをとっていただきたいというようなことを前提にしての次の質問になるのですが、答弁にもありましたように非常に貴重な新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金であるというようなことで、この取り扱いについてはまずは「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」というようなことを主眼にしながらも、使い方としては自由度高く活用することが可能と、まずはその前提は今話をしましたが地域経済や住民生活の支援を通じたというようなことでの自由度が高いということだったので、むやみやたらに使ってもいいということではありませんで、特に特定の事業者等に対する支援措置についてという注意書きがありました。

これについては総務課長から見解を確認したいと思いますけれども、特定の個人または事業者等に対する支援事業については新型コロナウイルス感染症の対応として必要性や費用対

効果を十分吟味した上で実施することが望ましい。もし執行する場合は1,000万円以上の支援金を交付するという場合については町のホームページにその内容を載せなければいけませんよというような縛りがある。このことについては昨年度から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の制度がスタートしていたわけですので、昨年度の年度当初からこういう制度設計になっているということは承知していたのかどうか確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 指定管理者制度等への維持強化策としてそういった特定事業者への支援金等については例示の中でも掲載されておりまして、その部分についてはそういったことで本町の観光交流、それから福祉といった面も含めてやはり町の主要な位置づけであるいろり火の里の振興のために優先的にそういった経費を昨年度は支出したところでありますし、それからホームページ記載等については現在本町でもそのような対応をとっているところであります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 説明の中でいろり火の里への交付金ということで私が質問の中で触れなかったことだったのですが、報告いただきましたので、ではそのホームページに記載になった内容を少し読み上げさせていただきますけれども、いわゆるいろり火の里への4,200万円の交付を行った、その事業概要についてであります。感染予防対策240万円、施設の光熱費相当額3,960万円を実施しましたということだったのですが、気になりましたのが交付対象者の選定理由、「温泉及び宿泊、集会場の事業の縮小、廃止等は、三川町の交流人口や関係人口の減少のみならず、地域間の人的・物的交流、広く住民の福祉や健康増進にも大きく影響を及ぼすため、期待される効果として、各施設の事業継続が図られることにより、地域間の人的・物的交流の回復・促進、それから三川町及び周辺市町村住民の福祉・健康が維持され、その生活の安定が確保される」という説明が、これがホームページに載っていた資料からプリントアウトしたもののなのですが、この観点でいきますと、いろり火の里に4,200万円、敢えて細かいことは言いませんけれども、同様に無料入浴券の配布に96万2,100円、入浴券割引ということで99万1,000円ほど、つまりいろり火の里の観光交流振興促進事業1,286万円を執行したものが同じようにホームページに載っている。

ほとんど同じような理由付けで記載されておりますが、この予算執行が限られた新型コロナウイルス対応臨時交付金の有効な活用というように考えられるのか、併せてエアコンの設置を支援するという町民の方々に直接、直結するような支援策と、どれだけの効果の違いがあるものなのかその辺について所見をお伺いしたいと思います。

まずは最初にどれだけの効果があったのかという部分について具体的な話を聞きたいのですが、入浴割引券というよりは無料入浴券を配布ということで96万2,000円。これについては、私は補正予算の修正案を提出するときに直接町民の方々に無料入浴券を配布して、入浴を誘導するという方策を取るべきだという提案はしたのですが残念ながらその方策をとらずに新聞への折込チラシで下の方に無料入浴券というものが4枚ほど付いたようなチラシで配布になったわけですが、これの実際の効果がどれだけあったのか、その辺からお伺いし

たいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 高橋企画調整課長。

○説明員（高橋誠一企画調整課長） それでは私からは観光交流振興促進事業の無料券でのその効果というお話でありました。実際にはその事業を行う際の説明でもいたしたかと思いません。計画及び実施した内容については本町の全域並びに近隣の、三川町に近い集落、エリア等へご質問のとおり折り込みという形で実施させていただきました。

具体的な数字は持っていませんが、やはりそのチラシを見て今までに訪れたことがない町内の人のみならず町外からの利用もあったということでもあります。こちらについては実際に使って頂く際に町内、町外の区別をさせていただくということで自己申告にはなったのでありますが、その中で棲み分けをして集計をいたしました。これまでも利用していただいた方が使ったパターンもあるかと思いますが、現場の声としては今までに見かけない方と言いますか、新たに利用される方がお子さん連れで来られたとか、そういった利用もあったところでもあります。残念ながらその後の追跡ということでは、リピーターとして繋がったかどうかというのは、こちらはまだ検証しておりませんが、新規の顧客の獲得ということでは、メリットと申しますか評価されるものがあつたのではないかと捉えているところでもあります。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 全く効果がなかったということはないようでしたので幸いというように受けとめました。しからばこの4,200万円、1,280万円の公費を投入したことによって、どれほど住民の福祉、健康増進に寄与したのかどうか、これと比較する形で今回私が昨年からの提案しておりますエアコン設置支援という住民に直結したような福祉政策にこの臨時交付金を活用するものと、比較検討したとした場合の考え方について所見を伺いたいと思いますが、事務方のトップでなかついろり火の里の社長という立場にいらっしゃる副町長の所見をお伺いできればと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） この交付金の事業採択にあたる検討につきましては、総務課長をトップにして検討してまいったものでありますので、総務課長よりお答え申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） この交付金の使途として先程の質問の中にもありましたとおり、社会経済活動をまずは優先的に鑑みて、各種中小企業等、あるいはプレミアム付商品券、それからこのような町の主要産業等の回復を図るための支援をまずは重点的に行ったところでございます。ご質問にあります高齢者世帯等へのエアコン購入事業、これについても生活を守るという視点もございませぬけれども、まずは一番困窮している社会経済活動をまずは回復させるといったことを優先的に行うべきではないかという視点を現在も持っているところでありますし、それからこのような購入支援、補助金制度を始める場合、財政的な部分としましては、期限をつけての補助金なのか、仮に今回新型コロナウイルスの対策金、臨時交付金がある本年度支給した場合、来年度以降どうなるのか、そういった継続性の部分もやはり

こういった制度を始める場合は検討されるべきではないかと思っております。

私も全国の事例等を若干調べさせていただきましたが、川越市でありますとか岐阜市等において行われている比較的温かい地域、なおかつ市ということで財政的な部分でも余裕があると言いますか、そういった大きい自治体等について取り組んでいるような事例が散見されたところがございますので、そういった継続性の部分も鑑みてやはりこういった補助制度の場合は検討する必要があるかと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） この場で答えをいただくということは到底無理ということ承知の上で敢えて発言させていただきますが、まずは今回また強くこのエアコン設置について支援化すべきだということについては、昨今夏場が、非常に暑さが厳しい年が続いているということも併せて今日のニュースでもありましたけれども、猛暑に注意ということと、それから最近では確か6月3日だったと思えますけれども、鶴岡市内でもすでに女性の方3人が熱中症で搬送されたというようなこともありました。小学校へのエアコン設置、それこそ新型コロナウイルス対策ということで一気に全国的に進んだわけです。小学校、中学校に完備した以上、次は高齢者世帯にエアコンを設置してもらっても悪くないのではないかなというような視点もあって、いかがでしょうかということで提案させていただいているものです。

つまりところは新型コロナウイルス対応臨時交付金の活用というようなことに関連して何とか、願わくはこの新型コロナウイルス対応臨時交付金が交付なってくる間に町内の高齢者世帯についても支援策が講じられることを切望しての話ということで受けとめていただければと思います。

あとは督促手数料の減免だということについてはこれも願わくはということで十分制度的なものは理解しているつもりでありますので、もし叶うものであればということで質問させていただきました。すべての項目について当局の善処をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で、6番 鈴木淳士議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 次に、追加日程第1、「請願審査委員会報告」の件を議題とします。

請願第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」の件について、産業建設厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員）

令和3年6月10日

三川町議会議長 佐藤栄市 殿

請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
1	令和3年 6月8日	新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願	採択	請願の趣旨に沿うことが妥当である	

審査の過程について報告いたします。

6月9日、紹介議員、砂田茂議員、説明員、庄内農業農民運動連合会事務局次長、小林隆範氏出席のもと、産業建設厚生常任委員6名で請願審査を行いました。

説明員より請願理由と趣旨説明をいただき、その後各委員による質疑、討論を行いました。

委員からは政府の買い入れによる米の需給改善では本質的な解決に繋がらないのではないか、さらにその米を市場に流すことは需要を下げることに繋がるのではないかと、米価維持に農家側が積極的に生産調整に参加するなどの努力が必要ではないかなどの意見が出された一方、ミニマムアクセス米について、永続的な輸入には問題があり、国として今後の協議を含め見直すべき、主食用米から飼料用米などへの用途変更をさらに踏み込んで行うべきなどの意見が出されました。

委員長を除く5名での採決の結果、採択とする者3名、不採択とする者2名であり、願意は妥当とし、採択すべきものとして決定いたしました。

以上、請願審査報告といたします。

- 議長（佐藤栄市議員） これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑を許します。

（なしの声あり）

- 議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。
○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

本件の委員長報告は採択であります。したがって初めに原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 小野寺正樹議員。

- 1 番（小野寺正樹議員） 上程されています請願第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」に賛成の立場で討論いたします。

米価下落の要因には年間8万tほどの消費の低迷に輪をかけ、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に伴う外食産業の利用減少等が考えられます。これにより、米市場に大きな混乱を招いています。JA全中が3月末に明らかにした今後の米の需給見通し試算によると、2021年6月末の民間在庫量は220万tから253万tとなり、国の見通し195万tから200万tより大幅に増加すると深刻な状況が報告されております。JA全中は相当な需給緩和が懸念されるとして、飼料米への転換促進などの取り組みが必要だと謳っているところでございます。

水稻が基幹作物である三川町では米価の下落が農家の経営を直撃し、多くの米農家が米づくりからの脱退をせざるを得ない現状が想定されています。コロナ禍というかつて経験したことのない危機的な事態の中、農業者の経営と地域経済を守るため、請願第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」に議員諸兄の賛同をよろしくお願い申し上げます。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

- 議 長（佐藤栄市議員） これから請願第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める請願」の件を採決します。

なお、本件の委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

- 議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

- 議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会します。

（午後 4時45分）

令和3年第3回三川町議会定例会会議録

1. 令和3年6月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 小野寺 正 樹 議員 2番 志 田 徳 久 議員 3番 小 林 茂 吉 議員
4番 佐久間 千 佳 議員 5番 砂 田 茂 議員 6番 鈴 木 淳 士 議員
7番 鈴 木 重 行 議員 8番 成 田 光 雄 議員 9番 町 野 昌 弘 議員
10番 佐 藤 栄 市 議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿 部 誠 町 長	石 川 稔 副 町 長
鈴 木 孝 純 教 育 長	黒 田 浩 総 務 課 長
高 橋 誠 一 企 画 調 整 課 長	丸 山 誠 司 町 民 課 長 兼 会計管理者兼会計課長
中 條 一 之 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長	本 多 由 紀 健康福祉課子育て支援主幹併 教育課学校教育主幹
須 藤 輝 一 産 業 振 興 課 長 併 農業委員会事務局長	加 藤 善 幸 建 設 環 境 課 長
佐 藤 亮 教育委員会教育課長兼 公民館長兼文化交流館長併 農村環境改善センター所長	
和 田 勉 監 査 委 員	庄 司 正 廣 農 業 委 員 会 会 長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

齋藤 仁志 議会事務局長 飯鉢 凜書 記
須藤 達也 書 記

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 4 日 6月11日（金） 午前9時30分開議

日程第 1	一般質問	1名
日程第 2	議第39号	三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3	議第40号	三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について
日程第 4	議第41号	庄内広域行政組合格約の一部変更について
日程第 5	議第42号	三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第 4期(校舎2号棟) 請負契約の締結について
日追加日程第2	意見書第2号	新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求 める意見書

○ 閉 会

○議長（佐藤栄市議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（佐藤栄市議員） お諮りします。議事日程は、お手元に配付のとおり追加議事日程第2号を追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 異議なしと認めます。したがって、追加議事日程第2号を本日の日程に追加することに決定しました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員）

- | | |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 児童・生徒の教育環境について | 1. 成長途中の子どもの心身の健康や、勉強する機会を守るためにも、家族の世話や介護を担う子ども「ヤングケアラー」の実態をどのように捉えているか、その対策は。また地域で解決する福祉政策も必要と思われるがその考えは。

2. 野外活動の授業等での熱中症対策の考えは。 |
| 2. 交通の安全対策について | 1. 住宅開発の地域は交差点が多いので、通学・通勤の交通安全対策が必要では。

2. 新型コロナワクチン接種会場駐車場内の交通安全対策は。 |
| 3. 廃棄物処理について | 1. 三川町ではプラスチック製容器包装類・ペットボトルの処理量は近年、横ばいですが、「資源リサイクルセンター」でペットボトルは回収業者が無く回収していません。今後飲料製造業者を含めたペットボトルの対策が必要では。その考えは。 |
| 4. 災害対策について | 1. 令和3年3月議会で、大雨が予想される場合に「田んぼダム」の対応と効果を提言しましたが、今後の対応は。 |

令和3年第3回三川町議会定例会において、通告に従い質問します。

初めに児童・生徒の教育環境についてであります。

成長途中の子どもの心身の健康や、勉強する機会を守るためにも、家族の世話や介護を担う子ども「ヤングケアラー」の実態をどのように捉えているか、その対策は。また、地域で

解決する福祉政策も必要と思われるがその考えは。

次に、野外活動の授業での熱中症対策の考えを伺います。

次に、交通安全対策についてであります。

住宅開発の地域は交差点が多いので、通学・通勤の交通安全対策が必要では。

そして、新型コロナワクチン接種会場駐車場内の交通安全対策を伺います。

次に、廃棄物処理についてであります。

三川町ではプラスチック製容器包装類・ペットボトルの処理量は近年、横ばいですが、「資源リサイクルセンター」でペットボトルは回収業者がなく回収していません。今後飲料製造業者を含めたペットボトルの対策が必要では。その考えは。

最後に、災害対策についてであります。

令和3年3月議会で、大雨が予想される場合に「田んぼダム」の対応とその効果を提言しましたが、今後の対応はどうか伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項1の児童・生徒の教育環境に関するご質問、2点目の野外活動の授業等での熱中症対策につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

質問事項1の1点目、ヤングケアラーに関するご質問であります。少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加などの家庭環境の変化に伴い、大人に代わり、家事や介護といった家族の世話を担う子どもが、高校2年生で4.1%、中学2年生で5.7%いるという結果が厚生労働省から公表されたところであります。このようなことは家庭内のデリケートな問題であり、本人や家族に自覚がない場合も多く、表面化しにくいものではあります。本町においては、現時点において支援を必要とする子どもはいないものと認識しているところであります。

このような問題は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があることから、福祉・介護・医療・教育等関係機関が連携し、早期発見と適切な支援に繋げることが重要であります。具体的には、子どもと接する時間の長い教職員やスクールソーシャルワーカー、民生委員等との連携のもとに、子どもの気持ちに寄り添い、何に困り、何を必要としているのか聞き取りながら、福祉サービスに繋げていくことが大切なことと考えているところであります。

質問事項2の交通安全対策について、1点目の住宅開発地域における交通安全対策に関するご質問であります。危険な交差点に関しては、住宅開発地域に限らず、一時停止標識や路面標示、あるいはカーブミラーの設置など、必要に応じて交通安全対策を講じているところであり、今後も関係機関と連携しながら対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、2点目のワクチン接種会場における駐車場内の安全対策に関するご質問であります。本町のワクチンの集団接種は、延べ8日間にわたり、なの花ホールを会場に実施することとしております。この接種会場には、多くの町民の方々が車で来場されるものと見込まれ

ることから、いりり火の里敷地内に最大 300 台の駐車スペースを確保し、また駐車場内での一時的な混雑が発生しないよう、来場者の受付時間を指定するなどの対応をしているところでもあります。さらに、駐車場内には一部進行方向や乗り入れ口に制限を設けるなど安全対策を講じており、歩行者の誘導にも町交通安全協会の協力のもと、職員を含めた複数の誘導員を配置しながら交通安全対策を図っているところでもあります。

質問事項 3 の廃棄物処理に関するご質問であります。町が設置する資源リサイクルステーションにおけるペットボトルの回収につきましては、これまで対応いただいておりますが、業者が回収しないこととなったことから、4 月以降、当ステーションでの取り扱いを中止したところでもあります。

このことから、現在は一般廃棄物として鶴岡市リサイクルプラザに搬入しているところであり、このペットボトルについては、手選別した後に圧縮梱包され、再資源化されているところでもあります。

今後のペットボトルの分別収集、及び資源回収にあたっては、資源を取り巻く環境の変化やリサイクルに係る新技術開発など、国や民間業者の動向を注視してまいりたいと考えているところでもあります。

質問事項 4 の災害対策について、田んぼダムに関するご質問であります。もともと水田には多面的機能の一つとして一時的に雨水を貯留し、徐々に排水することにより洪水被害を防止、軽減する機能があり、ご質問の田んぼダムは、それらの機能を人為的に強化し、水田からのピーク流出量を抑制して、下流域の洪水被害を軽減するものであります。

この田んぼダム機能が付いた排水設備の設置については、多面的機能支払交付金制度の交付対象になったとの情報はあつたものの、いまだに要項等が示されていないことから、詳細についての情報が入り次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

質問事項 1 の 2 点目、野外活動の授業等での熱中症対策に関するご質問であります。熱中症予防には、活動を行う際の環境条件を把握し、十分な水分補給を行うことが重要であります。各学校におきましては、屋内外を問わず、授業を行う場所の気温や湿度などを把握した上で活動内容を調整したり、家庭から水筒を持参していつでも水分補給ができるように指導するなど、熱中症対策に取り組んでいるところでもあります。特にグラウンドでの体育やプールの授業については、安全確保のため児童生徒の体調に注意を払いながら行っているところであり、状況によっては内容を変更したり、中止の判断も行っているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（佐藤栄市議員） 2 番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 再質問いたしますが、通告の順序を不同で再質問しますので承願したいと思います。

児童・生徒の教育環境の野外活動での熱中症対策でありますけれども、天気予報等によれ

ば今日北日本は30度以上の真夏日になるということで、熱中症には気をつけてくださいという報道がありました。今の時期、大人も子どもも暑さに慣れていない中で、急にこのように気温が上がると身体が対応しきれないということがあって、熱中症になりやすいというような状況であると報道されております。偶然にも今日、野外活動である小学校ではプール清掃という予定がされております。やはりこのように30度以上になると予想されている中で、今日の野外活動ですので、今日の野外活動も十分な対応が必要ではないかと思われま

す。水分補給と言いましたけれども、実際に今、新型コロナウイルスの前から熱中症対策で児童は各自学校へ水筒を持っていっております。でも、それが野外活動の授業のとき、持参しての授業ができない場合もあるのではないかと。そういう場合もやはり水筒を持って授業を受けてもよいのではないかと思われま

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 学校の授業での野外活動の際の水筒持参というご質問でありました。体育の授業ですとか、先程プールの清掃というようなこともおっしゃられましたが、あとは学校田、学校の畑、そういったところでの活動というのもあるかと思われま

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そのように指導する立場の先生、この認識が私は必要と思われま

す。先生が感じなくても子どもの身体は大人ほど丈夫ではありません。その辺を認識して指導者としての対応が必要ではないかと思われま

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 町内の小・中学校での冷房の稼働の状況につきましては、教育委員会から一定の基準を示しております。気温が30度以上となる見込みがある場合につい

ては稼働してもいいですよ。また、湿度との関係性もあり、気温が30度以下の場合であってもその教室の状況を判断し、稼働してもいいですよというような基準を設けているところでもあります。

ご質問があったように特に保健室については体調不良の子どもが来るということが考えられますので、その辺については養護教諭の先生がいる時間帯についてはある程度そういった冷房について適切に稼働しながら子どもに対応しているものと認識しており、当然具合が悪くなった子どもはすぐそういった冷房の効いた部屋に先生が連れて行くという対応を取っているところでもあります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今教育課長から冷房対応の基準の数値を示されましたけれども、各学年によっては野外授業を行っているクラスと普段どおり教室内で授業を行っているという学年では、この子どもたちの身体への対応が違いますので、一律の方法で対応ということにこだわらない方がよいと思われまます。

そこで私、先程も言ったとおり分からないのは、教室ごとの冷房設備なのか、各教室一斉に冷房を回す設備なのか、その確認をしておきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 一昨年度、町の方で普通教室に冷房を設置しましたが、それぞれの教室ごとに稼働できるような設備になっているところでもあります。また、この熱中症対策に限らず学校の方では子どもたちの健康面の観点から、やはり普段から生活リズムを適切に整えながら個人の健康管理をしてもらうというようなことを各家庭にもお願いをしながら学校の方に登校していただいております、登校してからも学校の先生が適切に子どもたちを見取りながら授業を行っているという状況であります。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、交通安全対策ですけれども、新興住宅の児童・生徒が多い、そして車の交通量も多いというような現状であります。朝の登校を見ておきますと、登校班の班長の前に集まって整然と並んで班長をリーダーにして立派に安全対策をとりながら通学しております。新興団地ですので児童の数が多く、登校班も多いというような現状で、本当に三川町の新興団地の子どもたちの数の多さ、それが町の政策によって表れているのではないかとと思われまます。

若干余談になりますが、三川町の1歳から7歳までの子どもが旧藤島町より三川町の方が多いという現状でした。ということは、町の政策が子育て政策等で新住民が増えてきたなということで感じておりますが、その人たちの安全を考えなければならないということも子どもたちの政策、住宅開発の原点ではないかと思われまます。

私が最初に言った朝の登校班は良いのですが、帰りは各学年がばらばらです。高学年は遅い、低学年は早く帰る。現状を見ていますと、子ども同士が帰ってきて、道路の交差点でも別れ際、本当に子どもは予測できない行動をとるんです。この子ども同士の会話を重視して、どうしても普段安全運動、右左ということは関係なく、友達と同じ行動をとる状況も私は目

にしました。やはりその辺が危ないのではないかと。登校時は上級生のリーダーがいてきちんとしますけれども、下校時は下級生同士、下校ということもありますので、その辺、児童への対応、そして日中、朝の登校はその地域に住んでいる人の車がほとんどなわけですけれども、子どもが下校した平日の午後ですと、この住宅に用事があって来るという、この住宅の状況に詳しくない人も家を探しながら運転しているという状況も見かけておりますので、その辺もう一度、子どもあるいはその地域以外の人たちがこの地域に来たときの安全対策を伺います。

○議 長（佐藤栄市議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 子どもたちの登下校の際の交通安全教育という部分で、議員のご質問にあったように、登校の際については登校班ごとに上級生が下級生の面倒を見ながら登校していただいているところであり、下校にあたりましては学年ごとまとめて帰る状況であり、1人下校はないということで三川町は対応しているところであり、

学校においては特に低学年のうちから下校の際、登校も含めてですが、登校指導、下校指導を行っているところであり、年度当初はもとより休み明けですとか定期的に下校指導、登校指導を行っておりますので、子どもたちはそういった指導のもと自分の身は自分で守るというような意識付けをしていく必要があるかと思われ、また各町内会の育成会等においても子どもたちの交通安全に対する指導も行っておりますので、引き続きそのような対応を取っていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） 今出ましたけれども、毎年例年であれば夏休み前に保護者が集まって学校の先生を交えて各地域、登校の通学路の安全の確認等、話し合いを行っているわけですが、この新型コロナウイルスの影響でこういう集まる機会が、意見交換の場が少ないということで情報共有ができないということもあろうかと思われ、やはりその辺を地域の保護者の意見も聞くような対応をとって危険箇所、行政では気づかないところ、その地域に住んでいなければ分からない危険箇所等があろうかと思われ、その辺の情報をきちんとするように安全対策に努めてほしいと思われ。

そして、同僚議員も昨日申していたとおり横断歩道等の必要な箇所を再度点検して、やはり必要なところには横断歩道を増やす。当然今まで設置されているところは冬の除雪後の春は塗り替えをするということであろうかと思われ、その辺を徹底してほしいと思われ。

あと、新型コロナウイルスの接種会場の駐車場ですけれども、5月30日、本当にスムーズに、時間設定もありましたけれども、スムーズで何ら混乱もなくすばらしいなということでしたけれども、職員の方も出ておったり、交通安全協会の人たちも交通整理をしておったということですが、このとき、今まで町のいろいろなイベントに交通整理等をお願いしているわけですが、交通安全の役員等は鶴岡地区の交通安全協会の絡みで保険に入っているわけですが、やはり普通の普段の職員が出て交通整理とかをする場合の保険等はどうか。例えば一日保険等もあるわけですが、伺いたいと思われ。

す。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 町のそういった行事等に従事する職員については、町の業務命令において行われるものでありますので、町の業務の一環ということで、公務災害の対象になりますので、もし万が一の事故等の場合はそういった対応になろうかと思えます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続きまして、廃棄物処理についてであります。私は議員になって十何年前も同じ提言をした記憶があるのですがけれども、飲料水を売る会社はペットボトル等が普及して、それを利用してどんどん売っている、と同時に自販機等でも販売しているわけですがけれども、昨日の同僚議員が美しい環境ということでも言うておりましたけれども、自販機の回収ボックスがなくなったということは、今まで回収ボックスを置いていて何ら大きな問題になった経緯ではないと私は認識しております。急に一般ごみが入ってくるからということですがけれども、これはペットボトルを回収してもこの処理が大変という状況があるのではないかと。

昨日の町側の答弁でも持ち帰っていただきましょうということでしたけれども、持ち帰るということは自治体で経費負担をして回収しているということでもあります。やはり販売・製造している側が販売だけをやって回収にお金を出さないという状況、メーカーからすれば再利用はしていますというようなことを言うておりますけれども、利用している数はパーセントは前より低くなっていると私は認識しております。まして若干汚れているものがあれば再利用はしないという状況であります。前のリターナブル瓶、牛乳瓶や酒の一升瓶等はきちんとメーカーが回収して洗浄して、それにまた詰めてやるという循環型社会を構築していたものが、ただペットボトル等に詰めて販売だけをしているという、やはりメーカー側の責任も負担も要望していくべきではないかと思われませんが、この考えについて伺います。

○議長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） ペットボトルにおきましてその容器、包装を利用している業者、こちらの方につきましては、国で定めております容器包装リサイクル法に基づきまして、その製造利用している業者につきましては特定事業者として取り扱われることになってございます。この特定事業者におきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と指定法人にその業務を委託して再商品化、これを行っているということでございます。

この再商品化ということで行っているところですがけれども、その同じく容器包装リサイクル法、こちらの方におきまして町の責務としまして回収、それからリサイクルの方に回すということも謳われております。そういうこともありまして、今現在三川町で行っている一般廃棄物の回収におきまして、町の方で収集をして鶴岡市のリサイクルプラザ「くるりん館」というところに持ち込まれまして、そこで処理をして、その再資源化のために手選別それから圧縮梱包をして、現在米沢市にある業者の方に送って再資源化に向けて事業を行っているということでお伺いしております。そういうこともありまして製造業者、利用している業者、こちらの方も応分の負担をいただきながらこのリサイクル活動を行っているということで解

積しております。以上です。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） この応分の負担ということですが、前はメーカーの自販機ということで、このメーカーが引き取ってこういうルートは明確にされているわけですが、今多くある自販機はいろいろなメーカーのものを入れて、それを売りっぱなしで回収しないという状況であります。それは自治体で持ち帰ったものを自治体の税金を多く使って行っているわけです。メーカーの負担の部分が見えてこないという現状もありますので、やはり根本的な問題、製造業が製造する段階で値段に上乗せ、リサイクル法のための上乗せ等、例えばいろいろなスーパーやコンビニの買い物袋も必要であれば何円という上乗せになっておりますので、やはりそういうペットボトル等の商品にも再利用のための上乗せも望んで交渉していく。逆に言うと、そういう雰囲気国中でやっていかなければならないと思いますので、この啓発活動を行う状況にあるのか、伺いたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤善幸建設環境課長） 回収に係るメーカーの負担ということでございます。回収とその保管等に要する費用のメーカー負担につきまして、製品の課徴金と申しますか、いろいろな手法があるかは想定できますけれども、この内容につきましては国レベルの論議がされるべき段階なのかなということで捉えております。この内容については国全体、法制化等によって大きく全国的に進めていくような内容ということでありまして、国等の今後の推移、こちらの方を十分注視しながら見守ってまいりたいと思っておりますのでございます。

○議 長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） そこで私は、消費者にも啓発すべきものはその辺、牛乳等の紙パック、ジュース類の紙パック等があります。そういうものは再利用に回ることはできて、ペットボトル等はこういう現状ですということを教えれば、消費者も環境を理解すればそちらの方を仕入れる、買うということになるかと思えます。そういう情報がなければ二つ並んでいけば安易にペットボトルを選んでしまうということになりますので、やはりその辺の環境問題等をこれからは消費者、住民に喚起していくべきではないかと私は思いますので、再度その点を提言したいと思います。

次に、災害対策で、3月議会で田んぼダムのことを申しました。その答弁のときより担当課が勉強して今回の答弁になったと思います。前回の答弁では農家の負担が大きいとか田んぼの畦畔が崩れるとかそういう答弁をしておりましたが、きちんと調整ができるものですので畦畔を越えるというようなことはないわけです。

先月、関西地方が梅雨入りした翌日、この地域でも大雨が降ったわけですが、田んぼの農道を見ますと本当に大雨の後の状況で、砂利の農道ですので水たまりが多くありました。私も保全活動で大雨の後の農業施設の点検をしております、写真を撮ったりしております。あとこの間の6月4日でも同じ現象がありました。ところが排水は、今田んぼに水が必要とめているものですから、排水には多くの水が流れておりませんでした。完全に田んぼのダム効果が表れているわけです。普通大雨の豪雨というのは梅雨の最後の方にやってき

て、田んぼが、よくこの辺の言葉で田干しになっていて、どうしても、共通語では水尻と言っているようすけれども、それがはらっている状況なのでストレートに排水に水が行って排水が溢れるという現状。昨年の7月末の豪雨でもそうでした。やはり農家の人がこういう実態がありますから下流のことも考えて、尻水口を閉じてくださいという啓発も指導も必要ではないかと。当然土地改良区等の協力も必要ですけれども、やはりその辺を進めていく、あるいはこのように効果があるという実態を見て回るというような考えはどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 須藤産業振興課長。

○説明員（須藤輝一産業振興課長） ただいまお話ありました田んぼダムの効果のお話でございました。議員からご質問ありましたとおりに田んぼダムについては、もともと水田については水の調整、保水の能力があるということでは認識をしておるところでございます。今お話がありましたとおりに、大雨等の発生時期というものが当然関係してくるわけでございますが、本来水田に多くの水が必要ない時期に大雨が降った場合、それを目指して、例えば多くの方から田んぼダムの設置をお願いしている方から、いわゆる水尻の水止めをしていただくというようなこと。こちらについてももとの考え方といたしまして、ある程度一定の面積が田んぼダムの効果を得るためには必要であるということを考えますと、本町の水田、それと本町の場合はいわゆる排水の集水面積の下流部の方に位置するという関係もございまして、本来であれば他市町村も含めて広域的な形での取り組みが必要であろうという部分。そうした場合に、先程お話しました協力依頼というものがどれだけ浸透できるのかというような問題があるかと思えます。

それと3月の時点でお話をいたしました、畦畔の越水というよりも水位上昇によって通常であれば想定している田んぼの水位、これが急激な大雨によりまして畦畔のいわゆる整備、きちんと作りを作っている畦畔を越えて畦畔の崩壊等の恐れがあるのではないかとというようなお話をさせていただいたところでもあります。これが通常の管理をしておるところであればよろしいわけですが、先程お話しましたが、いわゆる水の管理が終わって、あとのところの様々な田んぼの管理の部分、そちらにも様々な支障があるのではないかとということで考えておるところであります。先程町長答弁でもございましたとおりに、多面的の補助金の中にこの項目がございます。ようやく最近になって細かな要項について出しますよというような話が出ておりますので、その内容を精査しながら広く周知を図ってまいりたいと。そこでご協力ができる方についてはその内容を説明しながらご協力していただきたいというところと考えておるところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 先程言ったとおりに土地改良区をはじめいろいろな農業団体等の理解と協力も必要と思われまますので、やはりこういう事業あるいはこういう効果があるということを啓発して協力していただきたいということが必要と思われまます。

最後のヤングケアラーについてであります。先程の答弁では三川町にはないということでしたけれども、私はこの辺が重要と思われまます。今までヤングケアラーという言葉自体をあまり耳にしなかったということでもあります。周りを見渡せばあそこのお姉ちゃんは偉い、子

どもの面倒を見ている、あるいは親やおじいちゃんの世話をしているという人はいます。それを行っていることは大変素晴らしいことなんです。ところが、それを行っていること自体が子どもの時間を奪っているということなんです。その辺に気づかなければ、事前にその辺をキャッチしてあげる、学校あるいは学校の教職員も気づくということが必要と思われれます。

このケアラーの先進国のイギリスでは12人に1人がヤングケアラーだったということで、いろいろな国策で法制化・支援のメニュー、当事者の運動等を行ってきた経緯があります。やはりこういうその辺の認識、集落の人でもあの子は立派だということは大変、先程言ったとおり尊敬するべきですが、そういうことによって、前は最初の答弁であったとおり、大家族でそれを分担していたわけです。それが核家族化になった、あるいは両親が時間がとれないような職場に勤めたりして、子どもが料理を作ったりとか、なかなか家庭の問題では解決できないような方向も現状としてあるのではないかと。その辺の認識をもう一度お願いします。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） ただいま議員の質問にありました社会的認知度の向上ということですが、そちらの方につきましては、ただいま厚生労働省の方で、やはり議員おっしゃられるとおり認知度が低いということから来年度、2022年度から2024年度まで、3年間をかけたヤングケアラー、ケアラーという言葉の認識を広めていこうということで進めてまいるといって伺っているところであります。

子どものケアをしていることですが、子どもによってはそれがお手伝いとして考えている部分とケアしている部分という、その自分の時間がとられているという認識が少ないお子さんもおっしゃられるとおりにいるかと思われれます。その辺につきましては、学校の先生等との協力のもと宿題ができていないとか朝起きられないなどとか、そういうようなところから気づいていって支援をしていく。何が必要かを考えていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今主幹が答えたとおりの調査では、介護をしている時間が7時間以上の子だと遅刻をしたり休んだりというような調査結果があります。やはりこういう介護がない子は普段の学校生活を送っていると。ところが介護をしている子どもは睡眠が十分にとれない、友人と遊べない、勉強の時間がとれない、自分の時間がとれないという回答のパーセントが非常に高いわけでありまして。やはりその子どもたちに普通の学校生活、あるいは普段の生活を行えるようなことをしなければならぬと思っております。

今新しくできた言葉のとおりこういうことを認識しなければならぬのですけれども、学校で気づいても家庭には踏み込めない、行政で気づいてもその子の教育環境までは踏み込めないという現状が今はあるということは情報としてあります。それで、本人がこれが当たり前だと思ってしまう、大変良いことですが、それがケアラーで、その子どもたちが自分でも気づいていないのですが、誰にも相談できない、孤立化しているということが言われております。私も調べて勉強したところで、やはりここが一番の原因ではないかと。

他の人に相談するにもハードルが高いということで、自分で抱えてしまって孤立しているということが一番の原因と言われておりますが、この孤立化をなくするためにやはり行政、学校と横の連携をとって進めるというような対応はどうでしょうか。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 孤立化ということでありましたけれども、なかなか表に出ない部分であると思っておりますし、その子どもが、身近にいる先生、回りの大人、何を訴えているかを、小さなことでもいいので拾っていくことが大事ではないかと思っております。孤立化しないようにということでしたけれども、友達や民生委員、回りの方、そういう子どもでしたら保育サービス、下の子でしたら保育サービスとか、大人でしたら介護のサービスとか医療機関とか、そういうところにかかっている例も多いかと思われまます。その段階で誰がケアしているのかという話になった際には、子どもがケアしているんだというようなお話が出た際には、学校等と連携を取りながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今言われたとおりに気づいたら児童・生徒に声をかけるというのが一番の手っ取り早い方法・対応ではないかと。そして、それが児童・生徒の負担軽減に繋がっていくということでもあります。

ここで一つ日本での例、先にこの対応をしている神戸市はヤングケアラーを支援するというので、専門の課を作って横断的に、神戸市の中の八つの課をすべてそれに対応すると。やはり横の連携は難しいということで、介護、障がい者、家庭支援とか、そういうものがありますので、専門にやってやっていますわけでありまますけれども、当然市レベルのマンパワーと財政力の違いがあります。やはり三川町は三川町なりの対策ができるのではないかと思われまます。大都市でも先程言ったこの小さい自治体にも子どもはいるわけですので、それを気づく対応、そういうものを横断的に行政として対応する方法を考えているのかお伺いします。

○議長（佐藤栄市議員） 本多子育て支援主幹。

○説明員（本多由紀子育て支援主幹） 横断的対応ということでしたけれども、まだそこまでの対応には至ってなくて、家庭支援係という係ができたところでございます。こちらの方では子どものいる世帯につきまして、18歳まで家庭環境も含めてケアをしていく係ということになっておりますので、こちらの方で見守っていきたいと考えているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 私も先程言ったとおりに神戸市のようなマンパワー、財政力がないわけですので、ところが、この小さい町は小さい町なりの良いところがあるわけでありまます。いろいろなところに目が行く、あそこの家の環境が分かる、子どもの環境が変わった、あと地域には民生委員もいますので、この小さい町の良さ、逆にお節介と言われても携わって声をかける、それが未然に解決する方法と思われまます。やはりかゆいところに手が届くこの町政、小さい町は小さい町なりの田舎は田舎なりのこの支援があろうと思われまますので、その辺

を生かした方策が今後必要と思われまゝ。どこにも子どもがいて、核家族化、新興住宅に行けば本当に姑さんもないということで、面倒を見る人も限られて、子どもの負担も出てくるわけですので、その辺、ヤングケアラーの対策として事前に気づくような方法、小さな町の良さを生かした政策が必要と思われまゝので、それを提言として質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（佐藤栄市議員） 暫時休憩します。 (午前10時27分)

○議長（佐藤栄市議員） 再開します。 (午前10時50分)

日程第2、議第39号「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第39号「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本町職員の分限処分に関する取り扱いについて、所要の改正をいたしたく提案するものであります。

その主な改正内容といたしましては、分限処分の規定に、新たに「降給」の事由を加え、その適用については地方公務員法第28条に基づく範囲とし、併せて関係条文の整備を行うものであります。

以上、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） ただいま上程されました条例改正の主な内容としましては新旧対照表を見ますと理解できるところだったのですが、人事評価制度を基にした分限処分を行う、具体的には降給、給料を下げるという内容というように理解するところですけども、そもそもこの人事評価制度というものは、地方公務員法に規定になったがゆえに全国各市町村ともやらざるを得ないということからスタートした制度というように認識しております。もとを辿れば民間企業がその実績を上げるために人事評価をするというところからスタートしているものを、公務の効率化というような観点から地方公務員法に規定したというところだったのですが、いかんせん地方自治行政というものは多岐にわたる法律、規則に基づいて町民各位の福利厚生を目指すという趣旨のもと、適正な行政運営をするということが本旨でありますので、民間企業のように一つの目標を到達するために職員が一斉にその方向を向いて取り組むという体質のものとは全く異なるという観点から人事評価制度そのものが不適切ではないかという議論が当初あったというように記憶しております。

そういった点では三川町も形式上人事評価制度たるものを導入して、何とか体裁だけは整えるというような対応をとってきたところだったのですが、ところによってはその自治体の判断で一旦はスタートしたけれどもやめますという市町村も確かあったというように記憶しているのですが、そういった観点でまずは県内の市町村の動向ということで今話をしました

ように今現在も人事評価制度を行っている市町村、合わせて今回提案されたように人事評価制度を基にした降給制度を条例化するという市町村の状況についてお伺いしたいと思います。

併せてこの条例改正を行わなかった場合、国から何らかのペナルティ、言葉は乱暴ですが圧力というような処分が町に対して与えられてくるものなのかどうか、その危険性があるのかどうか、それもお伺いしたいと思います。

そしてもう一つ、何と言っても人事管理に関することですので、私としては慎重にこれから複数分けて質問させていただこうと思っておりますけれども、慎重に検討したいという観点から今回提案なるまでの経過の中で、いわゆる職員の皆さんから端的に言えば労働組合等の協議、また当然議案として提案ってくる以上は町意という、三川町の総意ということでの課長会議等、適正な手続を経た上で改正すべきという判断に至っての提案なのかどうかその経過についてお伺いします。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 何点かご質問ありましたが、まず冒頭に行わなければならない、あるいは形式的といったようなご発言がありましたが、決して我々はそういった立場でこういった制度を条例化しているものではありませんし、実際に地方公務員法に則った形で制度運用していたところでありますので、まずはご理解いただきたいと思えます。

それから、今後の効率化を目指すということでこの人事評価制度についてはすべての自治体において義務付けされているところでありまして、県内の自治体の状況、すべての条例等を拝見したわけではありませんが、庄内管内の自治体についてはすべて人事評価制度が適用されておりますし、それから今回私どもが改正を行います降給の事由の部分まで設けているところが3自治体、ないところが本町と酒田市。言えば降給の事由まで設けているところが多いというところでございます。と申しますのは、この地方公務員法のそもそもの趣旨が職員の分限及び懲戒については法律または条例で定める事由によらなければならないとされておりまして、降給については地方公務員法第27条第2項の規定により、条例で定める事由によらなければならないということで全く内部的な条例に基づかない降給はできないとされておりまして、今回人事評価制度は本町でも平成28年度からスタートして5年を経過したところでありまして、ある程度そういった評価の方法についても一定の運用のもとで実施されてきており、5年を経過した今回、降給の改正の事由を加えて地方公務員法に則った制度に改めてまいりたいと思ったところでございます。

それから、労働組合への事前協議等のお話がありましたけれども、組合等との労働条件に関する事項についてはこれまでも組合交渉を前提に行ってきた経過がございます。ただし今回の条例改正についてはあくまでも法律の制度趣旨をできる規定ということで設けたものでございまして、運用についてはこれから労働組合側とも運用の具体的な制度については双方協議する場面を設けたいと思っておりますのでございます。

それから、議会等に上程をする場合の手続等のお話もありましたが、本町においては基本的に稟議形式で行っておりますので、そういった担当課からの発案で、関係課等で稟議するなどして必要なものを条例改正等に議案として上程するというような形をとっているところ

でございます。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 事情等については分かりましたけれども、これまでの対応というようなことから考えますと、今現行でも改正ということで出されました分限条例をはじめ懲戒処分条例もあるという中において現実的に降格というようなことも行われてきた経緯もあります。また懲戒処分としての減給というようなこともあったわけですが、確かに降給というものはこれまでなかった、ご説明あったとおり条例の制定がなければ降給という処分ができないということは私も認識はしていたのですが、ここまでに至らなければならないというような事情がどういった事情と考え方によるものなのか、その点を再度お伺いしたいと思います。

具体的な運用の規定がまだ形づくられていないというところからすると、本来であれば条例と一緒に運用規定についてもセットで提案なるというものがこれまでの内容だったように思うのですが、運用規定の考え方にも触れる内容かと思えますけれども、事情等の説明をお願いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 先程のお話の中でもこの人事評価制度が始まって5年を経過してある程度そういった成績のランクについてもある程度公平な立場で実施してきたものでございますが、やはりこの5年を経過してきた中で本町の場合は相対評価ではなくて絶対評価方式をとっておりますので、ほとんどの職員が標準ランク的な分類とされてきて、その結果についても個人名は明かさずに統計的な数値で全職員に通知しているところであります。その中で、5年を経過した中でやはり成績評価の下位の職員がいるのも事実でございますが、そういった職員が他の職員と同様に例えば定期昇給、毎年行っておりますが、その対象となるといったことが果たして職員全体の士気の低下に繋がらないかといったことも内部として懸念されている状況であります。5年を経過した中でやはり法の趣旨に則り、他の自治体でもこういった規定を設けているところが多いということから、本町でも条例改正を行いたいと考えたところでございます。

それから、運用の部分についても人事評価の面だけでもし現在の想定の中では人事評価の結果、勤務実績が良くないという場合、まずは指導等の措置を行ったにも関わらずなお改善されないときという部分で、これはいわゆる単年度のみでの評価ではなくて、ある程度連続して最下位となるような評価区分となるような場合に適用させるとか、そういった運用について現在検討しているところでございますので、いきなりその年、成績が悪いと言いますか、適格性を欠くといったような事例があった場合、すぐに降給するといったようなものではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） どうしても今回の条例改正でキーワードになっております人事評価というこの4文字の取り扱いについてということになる話なのですが、今縷々説明いただいたとおり業績の悪い職員に対して何らかの処分を行わなければならない、これを否定する

ものではないのですが、その具体的な運用としてのこれまで分限条例と懲戒処分条例を上手く噛み合せながら対応してきたという経過の中で決して人事評価というものは一切表には出てこなかったというように認識しております。

定期昇給についてもこれは発令ですのでいくらでも定期昇給、どうしても処分しなければならないという場合については定期昇給を行わないということも発令権限として任命権者の権限でできるはずというように認識しているのですが、その辺については今の議論からは外しますけれども、なぜこの人事評価で進めるということについて抵抗があるのかということについてですと、三川町で今5年は経過したというものの、果たしてその人事評価制度、地方公務員法で目指すところの人事評価制度が三川町という自治体で確立しているのかどうかというところが甚だ疑問を感じるところなのですが。参考までに地方公務員法第23条の規定で要は人事評価しなさいという規定の中で人事評価は公正に行われなければならないという規定にあるわけです。この公正という言葉に基づいて公正に行われたものとして分限、その他人事管理の基礎として活用するものとするという第23条の規定がある。これを引用しての条例化というように理解はしているのですが、この人事評価制度というものが本当に公正に行われる仕組みになっているのかどうか、その辺についてどういった取り組みで公正化を図って取り組んできたのか、また今現在取り組んでいるのか。今ご列席の管理職の方々、まさには人事評価担当ということになるわけですが、その管理職たる職の方々に対してどういった研修なり理解を求めるといふ、いわゆる教育的な取り組みということも含めてこれまでの経過の説明をお願いいたします。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まずこの5年間の中でこの人事評価制度については労働組合の職員も交えた人事評価制度にかかる連絡調整会議を毎年開催して、その中で制度運用の改善を図りながら行ってきたものであります。毎年のように微調整を行いながら進め、本町においては期首面談、中間面談、それから期末面談ということで3回の職員と評価者がそれぞれ面談を行って、自己評価をまずは行って、その後に管理職が行う第一次評価を行うものであります。

その第一次評価をするにあたっては先程のご質問にありました公平性と客観性が求められるわけですので、これについては全管理職職員、外部研修等で人事評価の研修に参加して、そういった人事評価の制度についても十分理解しているところでありますし、それから被評価者についてもこの人事評価制度を毎年配布等行いながらその制度の理解に努めているところでございます。

それから、第一次評価を経た後に次に第二次評価といたしまして、更に町長や副町長等の第二次評価も行って最終的な評価に結びつけているということで、複数のそういった評価の段階を経て、さらにその評価の結果については最終面接を行って、その決定した評価についても本人にお知らせして次年度の改善点に繋げて指導等に反映しているといったような状況でありますので、この5年間の中で人事評価制度については評価者並びに被評価者ともに十分理解が深まっているものと認識しているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 9番 町野昌弘議員。

○9番（町野昌弘議員） 今の説明で大体よく理解したところではあります。その中で職員の士気を高めるということでやはり降給という方法もあるのかなという感じでいました。降給することができるという理由の中に先程説明にもありました勤務実績が良くない場合、いろいろ評価されてすぐではなく、1回面接して注意してということでありました。それでも改善がない場合というところで大変理解できました。

その下の3番目にある「その職に必要な適格性を欠く場合」ということで、これは勤務実績がよくない、一生懸命行っているけれどもあなたは違うのではないかというところで本人が希望してなっているわけではなくて、人事異動で上の方からその職にあたらせているわけなので、一生懸命行っているのにだめなのかなということで、この文言を入れた理由について教えてください。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 本町に限らず地方公務員の給与制度については職務職階制になっておりますので、そうした場合、職務の級に分類されている職務を遂行すること、いわゆる主事、主任、係長、主査、課長補佐といったそれぞれの職務の級があるわけでございますけれども、その職務の級に見合った職務が遂行できるかといった部分がこの適格性という部分での一つの目安ということにされているところでございます。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） この度の一部改正に新たな降給という事由が加わりました。提案理由にあるとおり、職員の分限処分を明らかにする必要性が生まれまして、また改めて条文の整備に至る経緯には提案者としての苦悩と申しますか、その背景を勝手ながら推察するところであります。

そこで降給の事由にあります、先程来出ております人事評価の事実には照らしてと謳われておりますが、実行している実際の人事評価の仕方は今総務課長から答弁ありましたように職員同士を比較するいわゆる相対評価ではなく、一定の基準と比較する絶対評価だということのお話でございました。私もその点については理解しているところであります。また、地方公務員法上では職員の身分に関わる案件であっても事前に職員とのヒアリングは求めないと私は解釈しておりますが、これが正しいのかどうか確認したいと思います。そしてまた本条例の改正後において職員への周知とまた深い理解を得る作業というものは欠かせないのかなと思っておりますが、この実行されるかどうかを再度確認したいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 1点目は職員の身分といった部分での協議の必要性でありますけれども、基本的に人事権に関するものについてはそういった事前協議にはあたらないという判断でありますけれども、ただ労働条件といったような場合幅広くなってまいりますので、基本的に職員の身分を人事権の範疇として捉えれば事前のそういったものは必要ないのかなと考えております。

それから、職員への周知についてはこれも今までも職員の周知については図ってきたとこ

ろであります。今月においても先程申しました労働組合からの代表者も入れての連絡調整会議を今月中に開催する予定となっておりますので、その中で具体的な運用についての考え方についてこれから協議を行い全職員にこの評価制度について周知を図ってまいります。

○議長（佐藤栄市議員） 3番 小林茂吉議員。

○3番（小林茂吉議員） 職員同士を比較してどちらが良いかといった差を付けて判断する、そういった評価方法、選別の論理というものが働いてくるわけですが、それよりは基準を一定設けまして、その基準に対して上回ったかどうか、職員同士間で差をなくしていく、そしてみんなを伸ばそうという育成の論理こそこの人事評価の一番の目的かなと私は認識しております。その上で処分の発端となる人事評価と降給も含めた連動というものはやはり長期的に構えていくことが大切になろうかと思いますが、案件によっては長い短い、これは発生するのでしょうか。それをまず聞きます。

それからまず公正な人事評価を行ういわゆる直属の上司が部下の良い点、劣っている点、それらを十分に把握して良い点は仕事で大いに活用していただくと、そしてまた劣っている点の指導、育成にも力を注いでいくと、そうして仕事の効率を上げていく、住民に説明責任を果たしていくという日常の行動なくして職員の身分、それから資格は守られていかないとというように私は思いますので、今後のそうした評価をする側としての姿勢というものをどのように考えているか。そして、また唯一の行政資産でありますこの職員を束ねているトップとして、この条例の一部改正を提案するとした一つの見解をどのようにお持ちか伺いたいと思います。

○議長（佐藤栄市議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 人事評価に係ります基本的な考え方、姿勢についてのご質問と捉え答弁させていただきますが、この制度につきましては平成28年度からスタートしたものでございまして、制度開始当初から関係したところでございます。当初は国の制度、趣旨をやはりできるだけ反映させるようにということで制度そのものがまずは職員よりも国の制度を重視した運用方法でスタートしてしまったところでございまして、以降、職員、労働組合との話し合い、また職員に対するアンケートにおいてもいろいろな町当局に対する、また評価者に対するいろいろな厳しいご意見をいただいたところでございます。

そういった中、先程総務課長からもありましたとおり、労働組合の代表も入れた制度を見直す会議を毎年開きまして、これも先程総務課長からありましたとおり、毎年のように制度が見直しされております。そういったところで令和元年からだ記憶しておりますが、1年ぐらいいずれにいたらず申し訳ありませんが、そこで大きな変革ということでまずは国の制度としては理解しながら町として一番重要視するのは今小林議員からもありました職員のやる気をどう高揚させるか、それから公務能率の向上、それから職員の信頼関係の構築、この三つを第一番に考えて今後この制度を運用していこうということで、職員、労働組合とも話し合ひまして、これについては納得していただき、今は労働組合からも一定の評価をいただいている運用がなされているというように我々も理解しているところでございます。

また、公正な評価、これについても管理職となった場合、評価者になりますので外部の研修を受け、この評価制度そのものの基本的な知識を得ながらも、三川町としては先程申し上げました職員のやる気を出す職務能力の向上、信頼関係の構築、これを一番に考えて職場環境を良くする、こういったところで評価にあたってもらうということは毎年課長会議で指示しているところでございます。さらに日常の指導が大切、これについても議員おっしゃるとおり私どもも同様に最も大切なことということで管理職にはよく職員を見て状況を見て適切な声掛け、そういうものが大切であり、人事評価制度でも目的としている、公務能率の向上、これに繋がるのだということはいつも言っているところでございますので、この点についてご理解をいただきたいと思います。

○議 長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 1点目のご質問にありました案件によって適用の期間がどうなるのかといった部分もでございますけれども、この人事評価制度については年度でのそういった評価の対象期間ということになっておりますので、さらに先程言いましたように単年度ではなくて改善が見られなかった場合、最低でも複数年度といえは2年後という形で適用としては最短でもそういった形になるかと思っております。ただその他の事由の部分ではやはり事由で例えば心身の故障等に限れば当然医師の診断書等とか、その辺はまた特別休暇の関係とか、あるいは適格性の部分では他に懲戒の手續及び効果に関する条例がまたあるわけでございますので、そういったものに該当すればそちらの方が当然該当事由となっております。

○議 長（佐藤栄市議員） 4回目ですけれどもどうしても聞かなければならないことですか。6番 鈴木淳士議員。

○6 番（鈴木淳士議員） 今まで他の同僚議員から質問された中での答弁にもありまして、人事評価制度の活用という部分については今回提案なった降給という、給与を下げるというだけではなくて、逆に評価することによってプラスにするというようなものもあるわけですが、という観点でお伺いしますけれども、すでにこの条例改正をするまでもなく、いわゆる期末勤勉手当の勤勉手当の部分、130%の支給率ということであるわけですが、これを人事評価に基づいて確かプラスマイナス20%ずつだったと思いますけれども、調整支給することができるという制度もあるわけですが、これまでの実行実績をお示しいただきたいと思います。いうならば、先程の答弁にもあったとおりこれまでの各種の条例の制度の中でのべき対応ができるということを言いたいがための質問でありますけれども、その観点で質問させていただきました。

それからもう一つ、今度は条例改正の技術的なものになりますが、今回提案になっている第3条第1項第2号の心身の故障のため勤務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合、この文言については第1条に書いてあります地方公務員法、要はこの条例を基本とする地方公務員法第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づきということの中での第28条第1項第2号と全く同じ文言なんです。そういう場合は敢えて条例に同じ文言を設けずに改正するとすれば第3条任命権者は職員が法第28条第1項第2号に該当するもの場合、

もしくは次の各号のいずれかに該当するものは降給することができるということで、第2号を外して条例設定するものが通常というように理解しております。このダブりのエラーは第4条の部分にも出てきておりまして、任命権者は第28条第1項第2号、これと全く同じ規定を次の次の行の後段の方、または前条第2号の・・・。

○議長（佐藤栄市議員） 簡潔にお願いします。

○6番（鈴木淳士議員） ということで、簡潔にとわれましても、この条文を説明する他ないので今話をさせてもらったのですが、というような条例改正上の技術的な話になりますけれども、これが果たして適正な改正内容なのかどうか所見をお伺いいたします。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） まず1点目の現行の人事評価制度における勤勉手当への反映の部分でございますけれども、これについてはこの人事評価が二つの大きな評価に分かれておりまして、一つが能力評価、それからもう一つが業績評価ということで、毎年目標に対して達成できたかどうかと、あるいは目標を大きく上回ったような場合、そういった勤勉手当への成績率に反映することができるような仕組みとなっております。今までこの業績評価において標準を上回る支給を行った事例はないところでございます。

それから、2点目の条例改正の技術上のご指摘でございますが、本町において他市の例を参考にさせていただいて、そういった上位法を引用する事例というのも探せばあるかと思いますが、私も参考にした、具体的に言えば鶴岡市の条例を参考にさせていただきましたがこのような形で明示して条例化されておりましたので、引用ですとまたその引用の部分を探る必要があるかと思いますが、こういった形で条例化した方が分かりやすいのかなということで今回このような改正を行ったところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず初めに原案に反対する発言を許します。

6番 鈴木淳士議員。

○6番（鈴木淳士議員） 議第39号「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定」について反対の立場で討論いたします。この度の改正内容は人事評価による降給などの分限処分に関する改正内容であります。次の問題点が存在することから反対するものであります。

一つ目は、人事評価制度は営利を目的とした民間企業の業績目標達成のための制度であり、各自治体行政になじまないものであるとの問題を抱えながら国からの指示により導入された制度であること。それにより地方自治に関する業務内容は町民の福利向上を目指すため各般に渡る法令等に基づく業務を展開することがその本旨であることから、民間企業でいうところの社長である町長からの指示に相反する関係が生ずる他、各課の相反関係が生じたりする場合があること。こうした中で地方公務員法第23条の規定で「人事評価は公正に行われ

なければならない。その上で人間その他の人事管理の基礎として活用するものとする」というように法律でも規定されていることから、現在の三川町の運用の状況ではこの法の趣旨が遵守されているとは考えにくいこと。その理由としましては日常業務で多忙を極めている本町職員に対し、人事評価制度を熟知することを求めて分限処分の資料として活用するには労を多とするばかりで効果が薄いのではないかとというように考えられることであります。

そして上司の考え方に合致することを理由に人事評価で分限処分を受けるという不適切なわれを含む制度が確立することにより、国家公務員に散見されるように付度を誘引する原因となる危険性があること。以上のように地方自治行政事務に対してはもともと不適切な人事評価制度を導いたにも関わらずその不完全な制度内容を基礎として分限処分を行うことは地方公務員法の規定趣旨にも違反することにありますので、時期尚早として反対するものであります。以上、ご理解を求め反対の討論といたします。

○議長（佐藤栄市議員） 次に原案に賛成者の反対を許します。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第39号「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、議第39号「三川町職員の分限の事由並びに手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第3、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、山形県国民健康保険運営方針に基づき、資産割を廃止し、賦課方式を3方式にするとともに、所得割の税率を改正するものであります。

なお、本件につきましては、去る5月27日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては所管の課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 丸山町民課長。

○説明員（丸山誠司町民課長） お手元に配布しております三川町国民健康保険税条例の一部改正についての説明資料をご覧くださいと思います。

この一部改正内容における見直し方針につきましては本町におきまして、これまで3方式への移行を段階的に進めてきましたが、今年度から3方式に移行するとともに、基金を充当

しながら所得割の税率を引き下げるといような内容になっております。三川町国民健康保険運営協議会で答申をいただいた概要であります。この表をご覧くださいと思います。改正後の令和3年度の税率であります。医療給付費分は5.8%、後期支援分が2.3%、介護納付金分が1.6%ということでそれぞれ前年度より0.4%ずつ減ずるものであります。また資産割につきましては3方式への移行ということで、こちらはすべて廃止ということでありませす。なお、参考資料としまして資料①から資料④までありますので、こちらにつきましては内容をご確認いただきたいと思ひます。以上です。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 9 名 不起立 0 名）

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第4、議第41号「庄内広域行政組合規約の一部変更」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第41号「庄内広域行政組合規約の一部変更」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、庄内広域行政組合の議員定数を変更することについて地方自治法第286条第1項の規定により、関係構成団体で協議することとされていることから、その協議する事項について、地方自治法第290条の規定により提案するものであります。

具体的には、構成組織の人口及び議会議員の定数に鑑み、組合規約第5条に規定する組合議会の選出区分において、鶴岡市の7人を6人に、酒田市の6人を5人に改め、議員定数を16人から14人に改正するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第41号「庄内広域行政組合格約の一部変更」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第41号「庄内広域行政組合格約の一部変更」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 日程第5、議第42号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第4期(校舎2号棟)請負契約の締結」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま上程されました、議第42号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事 第4期(校舎2号棟)請負契約の締結」の件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第4期(校舎2号棟)請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものであります。

去る5月19日、指名競争入札を行い、指名20業者による入札の結果、「株式会社 佐藤工務」が、2億240万円で落札いたしましたので、同社と契約を締結いたしたく、ご提案申し上げるものであります。

なお、入札の執行状況につきましては、総務課長よりご報告申し上げますので、よろしくご審議くださいまして、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） 黒田総務課長。

○説明員（黒田 浩総務課長） 去る5月19日に執行いたしました、三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第4期(校舎2号棟)の入札執行状況等につきまして、ご報告申し上げます。

本入札に係る指名業者につきましては、特定建設業の許可を受けている事業者の中から選定する必要があったため、山形県の建設工事入札参加資格者名簿においてAランク、及びBランクに格付けされている事業者であり、かつ、町内に本社、支店、または営業所等を置く建築工事業者、及び鶴岡市に本社を置く建築工事業者の中から20業者を指名し、入札を執行いたしました。

予定価格につきましては、税抜き価格1億8,529万円で設定し、入札執行の結果、1回目で、「株式会社 佐藤工務」が、1億8,400万円、税込み価格2億240万円で落札いたしましたものであります。

なお、本工事の工期につきましては、令和3年10月29日までといたしております。
以上であります。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから議第42号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第4期（校舎2号棟）請負契約の締結」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 9 名 不起立 0 名)

○議長（佐藤栄市議員） 起立全員であります。したがって、議第42号「三川町立押切小学校大規模改修事業校舎等改修工事第4期（校舎2号棟）請負契約の締結」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（佐藤栄市議員） 追加日程第2、意見書第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出」の件を議題とします。なお、議案の朗読についてありますが、意見書の内容は先に配布したとおりでありますので、日程の都合上意見書の件名、及びその要旨、提出先のみとします。

職員に議案を朗読されます。

(書記朗読)

○議長（佐藤栄市議員） 本件について提案理由の説明を求めます。
4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいま上程されております意見書第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出」について、提案理由を申し上げます。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的事態の中で農業者の経営と地域経済を守るために国に対策を求めるものであります。議員諸兄の賛同をお願い申し上げます。

○議長（佐藤栄市議員） これから質疑を行います。
提出者に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（佐藤栄市議員） これから討論を行います。
討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（佐藤栄市議員） 討論なしと認めます。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（佐藤栄市議員） これから意見書第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出について」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 7 名 不起立 2 名）

○議 長（佐藤栄市議員） 起立多数であります。したがって、意見書第2号「新型コロナ禍による米の需給改善と米価下落対策を求める意見書の提出について」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（佐藤栄市議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和3年第3回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午前11時50分）

地方自治法第123条の規定により、
ここに署名する。

令和3年6月11日

三川町議会議長

三川町議会議員 5番

三川町議会議員 6番